# 『源平盛衰記』全釈(一一―巻四―1)

曽 早我 川良 厚

立 本 正 正 知 俊

井 藤

宏

栄 泉 成

志橋村近

「10」源平盛衰記爾巻第四

鹿谷酒宴、²静憲止

御幸

罰ヲ蒙テ、ロ兵略 「「O「ヲ廻ラカサズト云共、ロ゚キゥヷケヒ 也。夫天下ヲ治事ュ如」此。 納言入道信西ノ『子息。静憲法印ヲ召テ、 ゚別ニシ、軒轅・虞舜ノ明王タル、又玉体種ヲ分ツ。夏・殷・周・晋ノ春ノ花、『芬馥ノ気種々ニ『含、梁・陳・隋・唐ノ秋ノ月、 新大納言成親卿ハ、 日比内々相のごろないないあい 況ヤ君ハ 忝 もかたじけなく 話だら 輩 此事ヲ被 \*モョ地神4五代ノ御苗裔ヲ受サセ御座シテ、 かる 像か ニ 催 集テ、鹿谷ニ衆会シ、一日酒宴シテ軍ノ評定アリ。法皇モ忍テ御幸 ⁴有ベカリケルガ、 滅亡セン事疑アラジ。『日月為』一物 仰含 「ケリ。 法印ハ、 「努々不」可 |不、暗、其明、明王為、「一人、不、曲、其法、ト云事の侍り。人皇億歳ノ宝祚ヲ゚蹈給へり。逆臣背キ奉ラバ、忽ニュ天によりますざい。 二思しめし 寄る 御事也。 で伏羲・神農ノ聖人タル、 山川其法」ト云事26月のまげ そのはふを 清光区ニ 猶瓊樹。 。 根 ヲ 朗がらか

る。 【校異】 1巻冒頭標題 近 5 〈蓬〉「子孫」。 合点あり。 行の冒頭に「しゝのたにさかもり」と傍書。 〈近〉「しゝのたにのさかもり」、 6 **蓬** 静〉 「静賢法印を」。 7 〈蓬·静〉 〈蓬・静〉 鹿谷酒宴」。 、「伏犠」。 4 〈近・蓬・静〉「あるへかりけるか」。 8 2巻冒頭標題 〈近〉「こんを」、〈蓬・静〉 蓬 「静賢 正. 「根を」。 御湯 〈底〉「有 幸ゥ 静 9 ヘリカケル 〈近〉「へちにし」、 静ゥ 賢な 止 カ」を改め

ケレバ、法皇ノ御幸ハ無リケリ。

成親卿一人ガ勧ニュヨツテ、

万人悩乱!3災ヲ致サン事、3豊天地ノ心ニ叶ハンヤ。全まれる。

政道¾有徳ノ基ニ非ズ。≅コハ浅増キ御

企t

也」ト大ニ諌申

をくらまさす」、〈蓬〉 「日月 為 ; 一物; 不¸暗; 其 明 ; 」、〈静〉 「日月 為 ; 一物 , 不¸ 暗; 其 明 ; 」。 20〈近〉 「侍る」とし、「る」に訂正符。 13〈近〉「地じん」、〈蓬•静〉「地神」。14〈蓬•静〉「第五の」。15〈蓬•静〉「踏給へり」。16〈近〉「てんはつを」、〈蓬〉「天罰を」、〈静〉「天罰を」。 〈近〉「ひやうりやくを」、〈蓬・静〉「兵略を」。18〈近〉「みつから」。〈蓬・静〉「をのつから」が良い。19〈近〉「日月一もつのためにそのめい 21〈蓬〉「よて」、〈静〉「よりて」。 22〈近〉「さいを」、〈蓬〉「災を」、〈静〉「災を」。 23〈近〉「あい」。 24〈近〉「うとくの」、〈蓬〉「有徳の」、 「別にし」。10〈近〉「ふんかうの」。11 〈近〉「ふくむ」、〈蓬・静〉「ふくみ」。12〈近・静〉「かくのことし」、〈蓬〉「かくのことく」。 右に「り」

【注解】〇新大納言成親卿ハ、日比内々相語輩偸ニ催集テ、鹿谷ニ衆〈静〉「有徳の」。 25〈近〉「こそ」とし、「そ」の右に「は」を傍書。

とは、 間として語らっていた者達を密かに集めて、と記す。 亡サント謀叛ヲ発、疎人モ入ヌ所ニテ、兵具ヲ調へ軍兵ヲ集ラレ…」 間のこととして記す)と鹿谷酒宴場面 私語事ハ」(七頁)参照。 す。本全釈一〇の注解 と記していた。諸本でも、鹿谷の謀議に際して、「平家ヲ滅スベキ与 サルベキ者共相語ヒ、此営ノ外他事無リケル中ニ」(1―一六二頁) (「基仲」とするのが正しい)等の他、北面の者達であった。 は、成親を乱の首謀者としてより積極的に関わったとして具体的に記 力ノ人々、新大納言ヲ始トシテ、常ニ寄合々々談義シケリ」(〈延〉 ヲ亡サント謀叛ヲ発、 わしていたことは、鹿谷寄合記事でも、「新大納言成親卿ハ、…平家 (五~六頁)参照。 して記すか)とに二分割して記す。詳細は本全釈一○の注解「平家ヲ 一六七オ~六七ウ)と、事の中心に成親がいたことを記すが、 鹿谷寄合記事によれば、 〈盛〉は、 鹿谷謀議の記事を、鹿谷寄合記事 後白河法皇近臣の者達が鹿谷に集まり、 疎人モ入ヌ所ニテ、兵具ヲ調へ軍兵ヲ集ラレ、 「大納言行綱ガ膝近居ヨリテ、耳ニ口ヲ差寄テ 本段の記事でも、成親が日頃から内々に仲 俊寛・行綱・康頼・近江中将入道蓮海 (当該記事。安元年間のことと その (巻三)。承安年 なお、(盛) 相語輩 謀議を交 巻

保元年間に急速な昇進が見られることから、この頃よりすでに始まっ 皇の側近であった(前田知子二九~三〇頁)。後白河院との関係は、 弟の澄憲とは二歳違い。父信西と同じく博学宏才の人物で、後白河法 が、さらに二年後の建仁三年十月、八十歳までは存命していた。 幸のことを予めお伝えになったの意。 印ヲ召テ、此事ヲ被仰含ケリ 既ニニ万余騎ニ及ベリ」(巻二十六「平家東国発向」4─一二○頁)。 見られない。 寺執行俊寛ト云者、 ていたと考えられる (木村真美子三七~三八頁)。 水社歌合』に「静賢」とあるのが記録として見える一番最後のものだ 入る。没年は未詳だが、建仁元年(一二〇一)十二月二十八日『石清 天治元年(一一二四)誕生、保延元年(一一三五)に十二歳で仏門に たが、故少納言入道信西の子息静憲法印を法皇はお召しになって、 泉寺喧嘩」1―二〇九頁)、〈盛〉「前後ノ追討使美濃国ニ集会シテ、 には、「衆会」の他に「集会」の用例も見られるが、意味上の違い 〇法皇モ忍テ御幸有ベカリケルガ、故少納言入道信西ノ子息静憲法 〈盛〉「其勢二千余騎国分寺ニ衆会シテ評定アリ」(巻四「 僧都ニナシタビナドシテ有ケルガ、アマリニ平家 法皇も忍んで御幸をなさるはずであっ 静憲は『僧綱補任』によれば、 『愚管抄』に

、世ノマヽナルヲウラヤムカニクムカ、叡慮ヲイカニ見ケルニカシテ、

けていた人物としても描かれていることに注意する。そのことから らく同 恐らく慈円は、 からも、 幸ノナリ~~シケル。 師アリケルハ、 東山辺ニ鹿谷ト云所ニ静賢法印トテ、 との橋渡し的な人物としての共通点の他、 憲像について**、** 謀議が行われたはずがないという印象も、この記述からは受け取れる。 らが集まったとするように、 成されたものと見る。さらに、「コノ閑所」に、「成親・西光・俊寛\_ 山本一は、 頁)とある。 知テ引イリツヽ 物形象しているとして、当該記事を含め、具体的に検証する(五六) たとする(五二~五三頁)。あるいは、 いたのであり、 した可能性も出てくる一方で、「院も平相国も」重用した人物の面前で、 た俊寛が受け継いだものだろうとする(二二一頁)。また、 山荘とすることについては、 ・聚リテ、ヤウ~~ノ議ヲシケルト云事ノ聞ヱケル」(旧大系二四四 物ナド云アハセケルガ、イサ、カ山莊ヲ造リタリケル所へ、 で、 一般的な世評を写したものではなく、個人的交流を基盤に形 あるいは、 慈円の静憲への評価は、二人には和歌上の親交があること 前執行静憲の山荘をいつかは不詳だがその後に任じられ 静憲の人となりとして描かれた傍線部が注意されよう。 | 謀議が山荘の持ち主の知らぬうちに行われたと考えて 蓮華王院ノ執行ニテ深クメシツカヒケル。万ノ事思ヒ またそう考える他ない材料しか持ち合わせていなかっ 榊原千鶴は、 マコトノ人ニテアリケレバ、コレヲ又院モ平相国モ 金任仲は、 コノ閑所ニテ御幸ノ次ニ、成親・西光・俊寛ナ 謀議の場所を俊寛の山荘ではなく、 盆 場所が静憲山荘であれば、 静憲と重盛との間には、 は、 法勝寺ノ前執行、 村井康彦は、山荘そのものは恐 意識的に静憲を諌臣として人 法皇と清盛からも信頼を受 信西ガ子ノ法 法皇と清盛 静憲が臨席 の静 静憲 御

清盛 典文庫一五頁)、『三国伝記』「漢言、 媧・神農ヲ三皇ト申ス、 いては、『愚管抄』が げられ、『帝王世紀』では伏羲・神農・黄帝が挙げられる。 皇)、「三皇本紀」(唐代に司馬貞が補筆)では伏羲・神農・女媧が挙 諸説があり、たとえば『史記』「始皇帝本紀」では天皇・地皇・泰皇(人 中国の伝説上の三皇の一人。ただし、三皇に誰を含めるかについては 該記事に呼応している。 谷ノ御幸ヲモ申止ラレタリシト承レバ、呼返奉テ申候ゾ」(2-法皇を幽閉した清盛との問答の場面で、清盛は静憲に次のように言っ 印ハ、「努々不可思食寄御事也 が薄れることもなかったと考えられる(木村真美子三八頁)。 る(『玉葉』)ことからも、処罰が加えられることもなく、清盛の信任 承二年十一月には、中宮徳子の御産御祈りの雑事を静憲が沙汰して ハ孔安国説也、 ルハ、『ヤ、法印御房、 ている。〈盛〉「入道大ニ嗔レル体ニテ、爰ニテ対面セラレタリ。 の後を受けて法勝寺の執行に還補されているし(『玉葉』同日条)、 命を再確認する存在として静憲は造型されているとする(一七九~ 重盛が物語から姿を消した時点で、 一八〇頁)。なお、静憲は、 九五頁)。鹿谷の山荘への法皇の御幸を静憲が止めさせたという当 神農 ひいては朝廷と平家との間の葛藤を具体化し、平家の没落の運 黄帝」(旧大系四一頁)とするほか、『唐鏡』「伏犧 燧人・伏犠・神皇ヲ三皇ト申スハ、白虎通ノ説也」(古 三皇 御辺ハ物ニ心得給テ、成親卿ガ謀叛ノ時、 鄭玄説也、 ○伏羲・神農ノ聖人タル 鹿谷の乱後の治承元年六月十八日、 天皇子 盛 重盛の役割を受け継いで、 伏犧・神農・黄帝ヲ三皇ト申、 震旦国ノ昔、 巻十一「静憲入道問答」には、 地皇子 人皇子 三皇五帝ヲ皇ノ始 伏羲・神農共に 日本にお 法皇と

羲

別名也。 三皇と申奉る。 ニ和シテ、民ノ害ヲゾ除給シ、夙沙氏ト云人、海水ヲ煑テ、 氏トハ申ス也、天ヨリ粟ヲ雨ス、帝耕シテ、播種シ給トモ申キ、 帝皇ヲバ、神農氏ト申キ、火徳、 イヘリ、御在位一百一十年、 長八尺一寸、此帝作給へル也、 以」竜。為『紀』、官ノ号ヲバ、竜師「云キ、瑟ト云楽器ハ、四十五絃ニテ、 沢ト云所ニテ、太人ノ迹ヲ履テ、帝ヲ生奉レリ、姓ハ風也、 (一四~一五頁) とあり、 スル術ヲ、帝ニ教へ申ケリ、 **ヲ以テ市ヲシ玉フ、八卦ヲ六十四卦ニ成玉キ、草木ノ味ヲ嘗別テ、** ヲ奉」生、 八卦ヲ書キ、書契ヲ造テ、縄ヲ結ヒシ、政ニ代タリ、由」是"文籍生ト ヲ作給テ、縄ヲ結テ、網罟トシテ、漁猟ヲモシ玉ヒキ、犠牲ヲトリテ、 人ノ首マシ <~キ、木徳ニテ、百王ノ先タリ、位東方ニアリテ、 、明ヲ司リ給フ故ニ、太昊ト申キ、竜図ヲ受テ、景竜ノ瑞アリキ、 ・日フ」(中世の文学、上―五五頁)などが見える。 これ以外にも、 厨ニヲカレシ故ニ、庖犠氏トモ申キ、伏犠氏ノ天下ニ王タル、始テ、 醴泉モ此御時ゾ出タリケル、 其ノ三皇ト者、 「伏犧氏ト申侍シ帝皇ハ、木徳也、 其母をば神母と云。 又耒耜ヲ作テ、 人ノ身ニテ、牛首也、 小典ノ妃タリ、華陽ニ遊テ、 其初をば大昊伏羲氏と申、 大昊・炎帝・黄帝也。 天下ニ教テ、五穀ヲ播種シメ給、 『楊鴫暁筆』に 山陽ト云所ニ奉『送」(一一~一二頁)、「次 或時青き虹神母をめぐる事やゝ久しくし 嫁娶ノ礼モ此時ゾ始リシ、 御在位百二十年ニテゾ、 五絃ノ琴、長三尺六寸一分ナルヲ造 母ヲ姙姒ト申ス、有喬氏ノ女也、 赤松子、 「震旦国のいにしへ、 又は包羲氏春皇といふは其 此御時、 神人竜首ヲ感ゼシメテ、 御母ヲバ華胥ト申シキ、 是ヲバ伏犠・神農・ 雨師ニテ水玉ヲ服 崩玉ヒシ」 虵身ニテ、 故ニ、神農 初テ、八卦 塩ヲ始メ 春日 日中 帝 女 薬

けて象を観、辞を繋けて吉凶を明らかにす〕」〔新釈漢文大系『易経 としている。 ところで、『易経』「繋辞上伝」は、 薬を生み出し、また八卦を重ねて六十四爻とした、などとされている。 えた、などとされており、また神農は、すきを作って耕作することを の制度を創始し、文字を作りそれまでの縄を結んで事を記す政治を変 化為付羲云々。次炎帝神農氏と申奉るは姓は姜、少典の御子也。 ヲ別ニシ のは、こうした『易経』「繋辞上伝」の思想によるか。 を明らかにし、人々に必要なさまざまな文物を与える者を聖人と呼ぶ 人々に教え、市場を設けて交易を行わせ、 易の八卦を考案し、網を作って人々に狩猟・漁猟の方法を教え、 唐司馬貞補筆『史記』「三皇本紀」その他の書物によると、 られる。上記の『唐鏡』『榻鴫暁筆』、 三伐「国王「御ハッ衆生界」始ッ生育」給「゙」(牧野和夫八七頁)との伝も見 御在位一百四十年有」(中世の文学八〇頁)とある。また、『聖徳太子 竜を感じてうめり。 をゑがき、書契をつくれり。 人颜 より大なるは莫し〕 人,」〔物を備へ用を致し、成器を立てて以て天下の利を為すは、 伝正法輪』には、「今我朝~聖徳太子出~"震旦二伏義神農黄帝 ——一三九六頁〕、「備」物致」用、 即きへぬ。 牛頭、蛇身、鳥足にして狐尾あり。 瓊樹は、 (「聖人設」卦観」象、 覚てはらむ事を得たり。 人身にして牛の首、百薬を弁じ本草を製し給へり。 本来は (同一五三八頁))。 〈角川古語〉 是より文籍生ず。 <u></u> 繋、辞焉而明 天地の象を知って卦によって吉凶 成器 以為 あるいは『易経』「繋辞下伝」 伏羲・神農を 十二年をへて包羲を生ぜ によれば、 もろもろの草を賞味して医 在位一百一十年、 吉凶。 須彌四域経云、 天下利、莫 「果実として玉を 〔聖人は卦を設 〇猶瓊樹根 申 大手聖

感ジテ、 アリキ、 老ヲ中台ニ配シ、 怨賊ナル故ニ、其ヨリ後、 禹歩ス、蚩尤ガ身、湯ノ沸クガ如クシテ、正月十五日ニゾ切殺サレケ 身ヲ害スル事不」能シカバ、黄帝天ニ仰テ、誓テ、ノ玉ハク、我必ズ 幼ニシテ徇斎也、 神農ノ聖人タル、 漢朗詠集』「此花非 うか。〈名義抄〉「別 いう」の意。伏羲・神農は聖人であり、 生きするという」の意だが、ここは「貴種非凡の人を並の人と分け 生ずる樹の意。 ル、其首ハ升テ、 天下ニ王タルベクバ、蚩尤ヲ殺玉ヘト、 又始テ、棟宇ヲ構ヘタリ、常兵ヲモテ、営衛トシ玉ヒ、惣テ十二戦ト 帝皇ヲバ、黄帝ト申ス、土徳、 に引用した『愚管抄』『三国伝記』に見る「三皇」の一人「黄帝」の を表している。 皇室を仙境に擬えて天皇の血筋が高貴にして凡人とは異なること 毬ハ蚩尤ガ頭也、 母ヲバ附宝ト申シキ、大電ノ光ノ、北斗ノ枢星ヲ繞ヲ見テ、 『史記』「五帝本紀」では五帝の最初とされる。『唐鏡』に「次 孕リヌ、廿五月アリテ、帝ヲ寿丘ニ生玉フ、竜顔ニマシテ、 蒼頡ハ書字ヲ作リ、 蚩尤ト天下ヲ争給シニ、 崑崙の西、 五聖ヲ下台ニ配シテ、三公トシ玉ヘリ、 天狗ト成、 始テ衣裳ヲ垂レ、 猶瓊樹根ヲ別ニシ」と対句をなす。軒轅は、 ○軒轅・虞舜ノ明王タル、又玉体種ヲ分ツ 是人間種 依之射蹴ル也、 コトニ」(僧上九二)。校異9参照。なお、『和 歳 流沙のほとりに生じ、その花を食べると長 大橈ハ甲子ヲ造リ、 其身ハ伏テ、 ノ始ニハ、其霊ヲ射ル、的ハ蚩尤ガ面目 小典ノ子也、姓ハ公孫、 瓊樹枝頭第二花」(古典集成) 蚩尤ハ銅頭鉄身ニシテ、弓刃モ其 舟檝ヲ作リ、弧矢ヲ作リ給ヘリ、 此御時、 其時ニ玉女天ヨリ降テ、 種姓を異にしていることを言 地霊トナル、 風后ヲ上台ニ配シ、 隷首ハ算数ヲ作リ 名ヲ軒轅ト由 蚩尤ハ天下ノ 又佐官七人 「伏羲・ 前々項 心二 夏

尭 帝 是也。 或手足、尾等に抱着のぼれり。其中に二人の臣下をくれて竜の鬚にと 時に随て草木豊稔なり。宝算一百廿一歳にして天竜あまくだり迎奉る。 施シテ、災難ヲケタレ侍ニヤ」(古典文庫一五~一九頁)、『楊鴫暁筆』 事モ侍キ、聖代ノ昔モ、カヤウナル変異ハ、オホク侍トモ、 二人ノ善医人アリ…此帝、后妃四人、 ヲ五帝トス、 管抄』に「五帝 王世紀』は少昊・顓頊・高辛・尭・舜を挙げている。 顓頊・高辛・尭・舜、 名君として引かれる。 此御世よりはじまる」(六○頁)とある。虞舜は中国古代の五帝の一人。 也。これにより元年を推するに、丁亥に当れり。 り付のぼりしに、半天にして鬚ぬけ、ともに落たり。其処は今の鼎湖 君これにめされ上給はんとし給し時、近臣、后妃等、泣悲み竜の前後、 日三夜ノ間、 ナルニヤ、 十四人也、 容成ハ暦ヲ造リ、岐伯ハ医方ヲ作リ、 ヲ作レリ、又扁鵲ヲシテ、内ヲ治シメ、巫咸ヲシテ、外ヲ治シムトテ、 〈史記注索之、少典者諸侯国号也非人名也云々〉御治世一百年、 「第三を黄帝と申奉る。姓は公孫、 顓頊、 舜ヲ五帝ト称ス、 御治世三十八年にして始て甲子おこれり。故に此年第 高辛、尭、 遊子猶行残月トイヘル、 道行人ヲ守ラント誓テ、道祖神ト成玉ヘルモ、廿五人ノ中 天大ニ霧フリタル事侍リキ、又七日七夜ノ間、 家語ノ説也、 小昊 舜ヲ五帝ト称ス、史記説也、 『礼記』は太昊・炎帝・黄帝・少昊・顓頊、 五帝にも諸説があり、たとえば『史記』 孔安国説也、 顓頊 黄帝、 高辛 金天、高陽、 是ナルベシ、此御時、七月ニ、三 伏犧、 尭 名軒轅、 鬼與区ハ占候ヲ造リ、 御子廿五人、姓ヲ得玉ヘルハ、 舜」(四一頁)、『唐鏡』に 神農、 高辛、 有能国君少典の御子也 文字、曆算、 少昊、 黄帝、 尭 日本でも、 顓頊、 少昊、 舜ヲ五帝 甚雨ナル 一の甲子 顓

に

カナラズ、 琴ヲ引テヲリ、舜井ヨリ出給テ、恙モナクテ、家へ帰リ玉フ、弟驚テ、 我舜ヲ思テ、歎キツル也ト云、舜サゾアリツラントテ、サリゲナクテ 倉ヤ宝物ヲバ、父取ツ、尭ノ二女ト琴トヲバ弟取テ、舜ノ宮ニ居テ、 ウヅマントス、舜心エ給ヘル事ナレバ、ソバノ穴ヨリ出給ヌ、 出路ヲ、ミソカニ設給ヘリ、父其ヲシラズシテ、象共ニ土ヲハネテ、 カク様々ニスルヲ、我ヲ殺サントスト、 二火ヲ付タルニ、舜笠二ヲ、ハネトシテ、飛下給ヌ、又井ヲ穿シム、 父此象ヲ愛シテ、常ニ舜ヲ奉失ラントス、舜ヲ倉ニ上セ奉リテ、父倉 シ、此御母ウセテ後、父更ニ妻ヲ取テ、小子ヲ儲タリ、名ヲバ象ト云、 身ノタケ六尺一寸也、 ヲバ握登ト云、 八十一ノ御年ノ十一月、 マス故ニ、重華トモ申シキ、竜顔、 ス、六人ヲ五帝ト称スルハ、徳五帝、 高辛・尭・舜を挙げる(六一頁)。また、 、即玉シ也、父瞽叟ノモトへ行幸ナリタリシニ、瞽叟メシヰナリシガ ナドヲトラセテ、ツカハス、父モ弟モ、舜ヲバ死給ヌラント思テ、 ノ聟トシテ、女子二人ナガラ、アワセ給テ、琴ヲ給ヘリ、 始ハ田ヲ作リ、魚ヲ漁リ、土器ヲ作リ、カヤウノ賎事ノミゾシ給 土徳也、 位ヲ嗣給ベカリシニ、不肖ノ人ニテ、諸侯帰ザリシカバ、此舜 卅ノ御年、 カヤウナレドモ、父ニ仕へ給事モ、弟ヲ愛シ給事モ、 鄭玄説也」(古典文庫二九頁)、『榻鴫暁筆』は少昊・顓 大虹ヲ見テ、意ニ感ジテ、奉じ生、 有虞氏トモ申キ、黄帝九代ノ孫、父ヲバ瞽叟ト云、 御夢ニ、眉ノナガサ、髪トヒトシト御覧ゼラレ 登用セラレ給テ、廿八年ノ間、 甲子ノ日ゾ、 大口ニシテ、黒色ニマシマス、 位ニハ即玉ヒシ、 座ニ合テ、帝六人、其星ニ合故 舜御心エテ、ソバノ方へ、 『唐鏡』に 御目ニハ重瞳マシ 「次ヲバ帝舜 摂政シ給テ、 尭ノ御子丹朱 又倉ヤ生 可 母

夏王朝、 られ、 げるのであれば、 悉血となり、 鞭徒にくちて諫皷に鳥すめり。御子商均其器に非とて、 化の風をもて、 花が妻とし、遂に位をゆづり給ふ。舜の帝これなり。一天を治るに聖 孝行内にたゝへ賢名外にたかき故に、 名は重華、 典文庫二五~二八頁)、『榻鴫暁筆』に「第五は帝舜、有虞氏。 晋ノ春ノ花、芬馥ノ気種々ニ含 かすかに聞へけるとなん」(六一~六二頁)とある。 に至まで風静に雨和なる時は、彼梧岫の辺に両妃の瑟を皷し給ふこゑ、 の野にて崩じ給へり。二人の妃恋慕して昼夜哭し給ふ、そのなみだの 命し給ふ。夏禹王是なり。舜は無為の天下を巡幸して南 事世にこへたり。然といへども、父母の命を背かずして孝順せり。 り。其父をば瞽瞍といふ。母は継母なり。 は礼譲をそゝぎてふるきを尋、 務等五十年。 作始ラレキ、八元八愷トテ、イミジキ臣十六人、御政ヲ奉」助リキ」(古 白環ヲ奉リ、 余ノ目出サ、 ハ侍ケメ、西王母トテ、仙人アリ、二ノ君ノ徳ヲメデ奉リテ、参テ、 ノ琴ヲ引テ、南風ノ詩ヲ歌玉フ、詩ハ此始也、 それに継ぐ晋の名君としては、 以下夏に続く歴代王朝を列挙する。 顓頊五代の孫、 傍なる竹にそゝぎ、 〈宝算百十三歳〉 益ノ図ナドヲ進セキ、 ウレシサニヤ、 万民をなつくるに威信の徳をもてす。 夏の禹王・殷の湯王・周の文王、武王等がまず挙げ 蟜牛の孫、 目則開テ、 内には孝行を収めてあたらしきをしれ 唐堯の御代に重花といふ人あり。 虞舜の跡を嗣いだ禹が起こしたのが 斑になれり。 ユ、シカリシ事也、 春秋時代の強国十二諸侯の一つ 堯王娥皇女英の二人の御娘を重 瞽膄が子也。 明ニシテ、 其父愚にして重華をにくむ これらの王朝の名君を挙 五明ノ扇モ、 これを斑竹といふ。 奉見ケル、 戊申年より御世 御在位の間 ○夏・殷・周 常ニハ、 四海を禹に顧 海湘浦の蒼梧 此御時、 サ 刑

御治世廿三年。 物に計十ヵ所(同一のものがあり、実質的には八例)使用されており、 唐尭・虞舜・夏禹・殷湯・周 見るべきであろう。『三国伝記』に「凡シ太宗政化ノ盛ナル事ハ、雖 強圧的な政治を行ったことでもよく知られ、 が正しいと思われる。 殷周秦」と書かれている箇所だけでも三ヶ所 かつ直前•直後に他の王朝など(三皇五帝をも含む) がなく単独で「夏 という句の使用例は全くないのに対し、「夏殷周秦」は所収の十の書 く妥当であろう。 は秦の誤りか」(1―一一一頁)とするように、秦とするのがおそら は公にすぎず、これを歴代王朝の列挙とみれば、 本思想大系『古代中世芸術論』一五七頁)の他、 ンフクノ気ヲ含ミ、流泉曲ノ間ニハ、月セイメイノ光ヲウカブ」(日 伝統的な歴史観においては暴君として酷評される)。「秦」 をしっかり選別して挙げたものとは言いがたい は評判が悪く、その点から言うと「秦」であることに疑問も生じそう 分を一例とすると、二例)ある。 唐釈道宣『広弘明集』巻十一の引く唐釈法琳「対奕廃仏僧表」。 と清汪森『粤西文載』巻三十七とが引く唐韓雲卿「虞帝廟碑銘」、及び、 表的存在である。 、気種々ニ含…」の類句としては、 次項の注解にも記したとおり、 (重耳) 仏法ヲ興^法盛ナリ」(下―二二四頁)とある。 「芬馥 実際、 が考えられる。 しかし、禹・湯・文・武が王であるのに対して重耳 但し、秦は始皇帝が焚書坑儒等をも含む苛酷で 例えば、 `文武·漢`文景、皆所」不」逮也ト云トモ、 この点から言っても、 『四庫全書』において、 斉の桓公と並ぶ春秋五覇のうちの代 『教訓抄』 梁・陳・隋も、 伝統的な歴史観において 「風香調 (明張鳴鳳 盛 (なお、 〈校注盛〉が、「或い には、巻十二「師 治世の王朝のみ ノ中ニハ、 隋の煬帝は、 やはり「秦\_ 『桂勝』巻三 「夏殷周晋 が正しいと 重複

年至 朗詠の 馥気、 現出させ、 は政務につとめ、 げられるのかは不明。 陳隋唐宋也」(一一六頁。『白山比咩神社文献集』石川県図書館協会 帝・者少昊顓頊帝嚳唐尭虞舜ナリ。 唐 福寺善本叢刊『説経才学抄』臨川書店四四〇頁〉、「白山禅頂私記」 「大 「一切□□漢魏秦宋斉梁陳隋唐 後に、隋・唐と続く。「梁陳隋唐」と引かれる例として、『諸聖教説釈 係にある。 也 明ナリト云朗詠トヲ、両三返セラレケルニ」(巻三一九二オ)とある。 も持つが、 を漂わせるようにの意か。 林加代子二〇六頁)。夏殷周晋の名君達は、 るのが、宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』の次の一節。「彼」風香調裏 長熱田社琵琶」 春花含芬馥之気"流泉曲間"秋月淀"清明之光」(小林加代子二一四頁)。 延 春花」「秋月」と、 九七一)がある。 `世`始、三皇五帝十四代 "相続\* "。 先 "三皇 "者伏羲神農黄帝也。 先の に、 一流泉曲間月挙清明光ト云朗詠シテ」(2―二四一~二四二百)、 大唐大宗皇帝貞元十六年一、所経一者一千七百三十四歳」 節を取り込んだものだが、〈盛〉 「夏・殷・周・晋ノ春ノ花、 「『風香調ノ中ニ花芬複ノ薫ヲ含流泉ノ曲 更に仏教を厚く信仰し保護したことから菩薩皇帝の異名を 梁・陳は、 治世の後半、 に、「大臣御心ヲスマシテ、 また学術・文学を奨励し、 盆 但し、 唐以外はいずれも短命の王朝。 東晋の後に建てられた南朝の国々の一つ。 政治は放漫になり、 と同様に、季節を明記する点注意される なぜ漢などの王朝ではなく梁 ○梁・陳・隋・唐ノ秋ノ月、 〈已上九代也〉 十四代,者夏殷周秦漢魏晋宋斉梁 芬馥ノ気種々ニ含」と対句の関 の当該本文に、 春の花が色々に良い香り 初ニハ、 南朝貴族文化の最盛期を 仏教への傾倒も国家財政 従 後漢 ノ間ニ月清明ノ光 普合調中花含紛 梁の武帝 鲷 • 陳 清光区二朗 より近似す 帝永平十

のが 唐の名君達は、 した 氏、三代アハセテ五万八千四百四十年〈一説ニハ一万六千八百二十七 五代、 幡宮巡拝記』「夫、 ることを言う。 神五代ノ」が良い。後白河院が、 が、「地神第五」は、 忝モ地神五代ノ御苗裔ヲ受サセ御座シテ として知られる名君であったが、二代煬帝 意のうちに最期を遂げている。隋を立てた文帝 (楊堅) は「開皇の治 第五ノ帝彦波瀲武鸕鷀草葺不合ノ尊ノ御子ノ神武天王ヨリ人王始リ 不」合尊ノ御譲ヲ受サセ給ツヽ、 「芬馥ノ気」「清光」とは、 に見るように、 三十年余りで滅亡している。なお対句として「芬馥ノ気」に対応する て隋は滅亡する。 な収奪や外征の失敗などのために民心が離反し、各地で反乱が起こっ を傾けることになり、官紀が紊乱して、 、巻十六「遷都」、2―五三一頁)。「地神第五」の用例としては、 シカラバ此尊ノ八十万余ノ年ニアタル也。 『教訓抄』や〈延・盛〉、 「清光」であることからすれば、 彦波激武鸕鷀草葺不合尊ト申…此神ノ御代七十七万余年ノ程 モ (古典文庫 ロコシノ三皇ノ初、 秋の月が清らかに照り輝いているかのようだの意か。 (盛) 「晴明の光」から派生した形かと考えられる。 陳にいたっては特に知られた君主もなく、 『中世神仏説話』二〇頁)。 我朝秋津嶋豊葦原ノ中津国天神七代ノ其後、 「抑神武天皇ハ天神七代ヲ過、地神五代御末、 彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊を指す。ここは、 帝の恩徳を言うのであろう。 伏犠ト云王アリ。 あるいは宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』 人代百王ノ始ノ帝ニマシ~~シガ」 天照大神以下、 「清光」は、前項の注解に引用 侯景の乱によって幽閉され失 〈蓬・静〉 (楊広)の時代には、 『神皇正統記』には、 次、 親経中納言ノ新古今ノ 地神五代の後胤であ 「第五の」とする 〇況ヤ君ハ 次 建国から 梁陳隋 地神 地 第 瞢

> 虞氏 謀叛の臣が背き申すことがあれば、 幾久しく続く人皇の皇位を継承なされたの意。 裳濯川ノ御末、百王億載ノ御ユヅリヲ受サセ給ヘリ」(2―二七〇頁)。 ヘリ 背景としては、このような中世日本紀と中世史記とを対比しながら捉 史を唐・天竺と対比しながら捉える意識がうかがえる。静賢の言葉の タヲ地神五代トハ申ケリ」(旧大系六五~六六頁) とあり、 其後二百八十九年アリテ、庚申ニアタル年、此神カクレサセマシマス。 シーケリ。 シマス。同キ八十三万五千七百五十三年ニ、仏御年八十ニテ入滅シマ 八十三万五千六百六十七年ニアタレリ。 デハ周ョコリテ一百二十年。 年。 三代アリ。夏ニハ十七主、四百三十二年。 序ヲ書ニ、伏犧ノ皇徳ニ基シテ四十万年ト云リ。 忽ニ天罰ヲ蒙テ、兵略ヲ廻ラカサズト云共、自滅亡セン事疑アラジ える意識が作用していたと考えられよう。 スベテ天下ヲ治給コト八十三万六千四十三年ト云リ。 無覚束事也〉。其後ニ少昊氏、 周ノ代ト成テ第四代ノ主ヲ昭王ト云キ。ソノ二十六年甲寅ノ年 「億歳」は、 〈舜也〉 ト云五帝アリ。 モロコシニハ昭王ノ子、穆王ノ五十三年壬申ニアタレリ。 「億載」とも記す。 合テ四百三十二年。 顓頊氏、 忽ちに天罰を蒙って、 〈盛〉「君ハ国主ニ御座。 コノトシハ葺不合 コトシ天竺三釈迦仏出世シマ 高莘氏、 殷ニハ三十主、六百 〇人皇億歳ノ宝祚ヲ蹈給 其次、夏 何説ニヨレルニカ。 ○逆臣背キ奉ラバ 陶唐氏 コレヨリ上ツカ 〈尭也〉、 • 殷 日本の歴 尊 二十九

後白河院が平家討伐の命令を叡山の大衆に下したとする流言は、

「驕テ無」礼レバ是天罰ノ徴ナリ」(1—一一一頁)と述べたとす

清水寺焼打の際京に流れた流言につき、

西光は御前で

盆

には、

自然と滅亡することは疑いありませんの意。

これまでにも、自然

当該句は、 取 物一晦具其明以明王不是為一一人一枉。其法以法,天一合:徳、象」地"无」欠、 暗くせず、 下した罰なのだという(本全釈七―五 汲古書院五二三頁)。冒頭部分は、『太平記』の序にも引かれる。また、 者地也、 文孝経』三才章第八の孔安国注 罰)と言う方がまさる。 記事に近似した発想によるものと言えよう。「逆臣」は「げきしん」「ぎゃ なくとも、このように天罰が下されたのだという主張であろう。当該 ツラ〜―愚案ヲ廻スニ、明王為一人不枉其法、日月為一物不暗其明 には、巻十一「静憲入道問答」に、静憲の言葉として「世ノ為御為ニ、 六二頁)。「夫・覆゙而无」外者天也、其`徳无」不」・在焉。 くしん」両様に読まれるが、当該部分における異本の読みはいずれも 物不暗其明、明王為一人不枉其法」(5―四五六頁)。さらに、〈盛〉 」徳『而莫』不」楽」用『、故"天地不』為二一物 | 枉』其時』、 日月之无以私、 明王為一人不曲其法ト云事侍リ 日月は一物の為に其の明を 其物莫、不。""殖焉。是以聖人法、之"、以覆,載"万民"、万民 明王は一人の為に其の法を曲げず。この句の出典は、『古 〈盛・南・覚〉 『邦訳日葡辞書』「Tenbachi. 則兆民頼 其福 也」(『和刻本経書集成』第六輯 の「宗盛請文」にも見える。 天の処罰」(六四四頁)。 〇日月為一物不 (遠藤光正一四頁、 三頁)。 テンバチ(天罰) 自ら兵略を構えること 榊原千鶴五六~ 載而无」棄いた 〈盛〉「日月為 日月不見為二一 Tenbat(天

謀議の場に、 タリケル所へ、 ケル。万ノ事思ヒ知テ引イリツ、、マコトノ人ニテアリケレバ、 祖本に、そのように記す『平家物語』があったと考えられる。 皇の御幸はなかったとする。当然静憲も鹿谷の山荘には出かけていな うに、成親を乱の首謀者としてより積極的に記す。静憲に、「成親卿 サン事、 ヲ又院モ平相国モ用テ、物ナド云アハセケルガ、 行、信西ガ子ノ法師アリケルハ、蓮華王院ノ執行ニテ深クメシツカヒ **ニ諫申ケレバ、法皇ノ御幸ハ無リケリ** 静憲が諫めたため、 ことはしないの意。 さを暗くすることがない。明王は一人の為に、その法を曲げるような 入りの佳句であったと言えよう。日月は、一つの物のためにその明る 『愚管抄』には、「東山辺ニ鹿谷ト云所ニ静賢法印トテ、法勝寺ノ前執 いことになる。 云文アリ」(2―二〇五~二〇六頁)と記される。 人が勧ニョッテ」と言わせているのもそうしたことを示す も同様に、 豈天地ノ心ニ叶ハンヤ 後白河院も静憲も何度も出掛けていたとする。 御幸ノナリ~~シケル」(旧大系) 鹿谷酒宴の場面で、後白河法皇と静憲の姿を記さない 御幸はないとするのであろう。 〇成親卿一人ガ勧ニョツテ、万人悩乱ノ災ヲ致 (盛) は、 冒頭の注解にも記したよ 〈四・盛〉を遡る共涌 イサ、カ山荘ヲ造リ 二四四頁)とあり、 盛 編者のお気に

# 【引用研究文献】

- \*遠藤光正「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)」(大東文化大学東洋研究七七、一九八六・1)
- \*木村真美子「少納言入道信西の一族―僧籍の子息たち―」(史論四五、一九九二・3
- 金任仲「『平家物語』における成親像の形成―鹿谷事件との関連をめぐって―」(明治大学大学院文学研究論集六、一九九七・2)
- \*小林加代子「〈資料紹介〉宮内庁書陵部蔵『琵琶銘并序』影印·翻刻」 (同志社国文学\二、二〇〇五·3)

榊原千鶴 引用は後者による 「『源平盛衰記』の一性格―「政道」をめぐって―」(日本文学、一九九一・1。 『平家物語 創造と享受』三弥井書店一九九八・10再録。

\*前田知子「静賢の人間像―『平家物語』と関連させて―」(香椎潟三一、一九八五・9)

牧野和夫「慶應義塾図書館蔵『聖徳太子伝正法輪』翻印並びに解説」(東横国文学一六、一九八四・3)

\* 村井康彦『改訂平家物語の世界』(徳間書店一九七九・9)

山本一「静賢と俊寛―『愚管抄』と『平家物語』との間―」(北陸古典研究一〇、一九九五・9

<sup>32</sup>狼藉也。酒宴ノ人々モ少々座ヲ立ケルニ、瓶子ヲ直垂ノ袖ニ懸テ、頸ヲゾ打折テケル。大納言見、之、「38戯呼、事ノ始ニ平氏34倒侍リヌ」ト被、申タリ。 ≊山下ノ風ニ笠共吹レテª倒ケレバ、™引立々々置タル馬共驚テ、散々ニ駻 踊 食合踏合シケレバ、舎人雑色馬ヲシヅメント、 押除タレバ、郎等ヨツテ取」之。其後押マハシ~~、得タリ指タリスル程ニ、既ニ晩ニ。及ブ。庭ニハ用意ニ持タリケル『傘ヲアマタ張立タリ。 ニツラヌキテ結付タリ。土ノ穴ヲ堀テ云事ダニ%漏ト云。マシテ☞左程ノ座席ニテ加様ニヤ有ベキト、%後ヲソロシ。「石ニ口スヽギ、 上テ一時®舞タリ。サテ、取タルヲ首ヲバҀ╸繋也トテ、大路ヲ渡スト云テ、広縁ヲឱ三度®廻シ、獄門ノ樗木ニヲ係ト名テ、大床ノ柱ニፄ鳥帽子懸 面々咲壺ノ会也。康頼『突立テ、「大方、近代アマリニ平氏』多シテ持酔タルニ、既ニ『倒亡ヌ。』倒タル』平氏項ヲ「౹〇層バ取ニ不」如」トテ、 云雪事有」ト思者ハ、偸ニω座ヲ起ツ人ҹモアリケルトカヤ。 谷ニハ『軍ノ評定ノ為ニ、人々多集テ一日酒盛シケリ。"多田蔵人ガ前ニ "杯ノ有ケルニ、新大納言 "青侍ヲ 。招テ私語給ヘリ。 "青侍 。 庭上々ヲュ下へ返テ 是ヲ差

んげの」、〈蓬〉「山颪の」、〈静〉「山下風の」。 也」、〈静〉 「進する也」。 15〈近〉 「くらうと」、〈蓬〉 「蔵人」、〈静〉 「蔵人」。 16 のくらうとか」、〈蓬〉「多田蔵人か」、〈静〉「多田蔵人か」。 4 〈蓬•静〉「坏の」。 5 〈近〉「せいしを」、〈蓬〉「青侍を」、〈静〉「青 侍 を」。 「よのつねなる」、〈蓬〉「尋常なる」、〈静〉「尋常なる」。 10〈近〉「はくふ」、〈蓬〉「白布」、〈静〉「白布」。 11〈近〉「くらうとか」、〈蓬〉「蔵人か」、 【校異】1 「まねいて」、〈蓬・静〉「まねきて」。7 「蔵人が」。12 〈蓬〉 『鹿谷のには」とし、「の」字に見せ消ち。 2〈近〉 「いくの」とし、「く」字の後に補入符あり。右に「さ」を傍書。 〈蓬〉「つみをかせたり」。13〈近〉「のたまひけるは」、〈蓬・静〉「の給ひけるは」。 〈近〉「せいし」、〈蓬〉「青侍」、〈静〉「青 侍 」。 8〈近〉「まかりたちて」、〈蓬〉「まかり立て」。 19〈近〉「たふれけれは」、〈蓬〉「倒れけれは」、 〈蓬〉「及」。17〈近〉「からかさを」、〈蓬•静〉「唐笠を」。18〈近〉「さ 〈静〉「倒れけれは」。 14 〈近〉「まいらするなり」、〈蓬〉「進する 20〈近〉「ひきたてひきたて」、 3 6 (近)

「三度」。33〈近〉「まはし」、〈蓬〉「廻~~」、〈静〉「廻し」。 いじくびを」。〈蓬〉「平氏の頸をは」、〈静〉「平氏頸をは」。30〈近〉「まふたり」、〈蓬・静〉「舞たり」。 〈蓬〉「烏帽子かけに」、〈静〉「烏帽子かけに」。 36〈近〉「もると」、〈蓬・静〉「もるゝと」。 37〈近〉「さやうの」。 38〈近〉「うしろ」、〈蓬〉「後」。 「たふれほろひぬ」、〈蓬〉 「倒れ亡ぬ」、〈静〉 「倒れ亡ぬ」。 28〈近〉 「たふれたる」、〈蓬〉 「倒たる」、〈静〉 「倒たる」。 29〈近〉 「バ」なし。 「倒れぬと」、〈静〉「倒れぬと」。25〈近〉「ついたちて」、〈蓬〉「突立て」、〈静〉「突立て」。 〈蓬・静〉「事も」。40 「引立~~」。21〈蓬〉「下に」、〈静〉「下に」。 〈蓬・静〉「座ヲ」なし。 41〈蓬〉「モ」なし。 22 〈蓬〉「狼籍なり」、〈静〉 34〈近〉「かくと」、〈蓬〉「かくると」、 「狼籍也」。23 26〈近〉「おほうして」、〈蓬・静〉「おほくして」。 〈近〉「おかしや」。 〈静〉「懸ると」。35〈近〉「ゑぼうしかけに」、 31〈蓬•静〉「頸をは」。32 24 〈近〉「たふれ侍りぬと」、 〈蓬〉「三度」、〈静〉 27

準備に余念なかったと記していた。当該話の鹿谷酒宴場面は、 平家の計らいと嫉み、平家を滅ぼすために、さるべき者共を語らい、 勧杯の場面を、けっして「酒盛」とは呼んでいないという事実である。 式ある饗宴の儀礼部分が一旦終了したのであろう。 盃を上座から下座へと順次に一献、二献、三献と整然と巡らして進め ら「酒盛」が始まるのである」、「中世にあっても、本式の饗宴は、大 は、巻三「成親謀叛」の鹿谷寄合記事で、成親は、実定の大将任官も て注目すべきは、そうした宴の前半部の、格式に支配された整然たろ られた。その三献を終えて後、 **大飲酒盛乱舞」といった記述が裏付けているように、明らかに** 記事を分析し、「「有数献。及酒盛」や「三献了 あろう。ただし、「酒盛」の語について、永池健二は、『看聞御記』の 長〉に「終日ニ酒宴シテ遊ケルニ」(〈延〉巻一―六七ウ)とあり。「一 も共通して見られる話。 【注解】〇鹿谷ニハ軍ノ評定ノ為ニ、人々多集テ一日酒盛シケリ 〈盛〉 前に酒宴は始まっている。酒宴のある時点で何かが変わり、 しは、 ある日の意ではなく、終日酒盛りしていた時の話とするので なお、「一日酒盛シケリ」に近似する本文、〈延 一同が座を起っているのは、そこで格 (中略) 右の諸例を参看し 其後梅花飲等 「酒盛」 諸本に そこか

する。 程ナク長櫃一合、 いては、本全釈の注解「多田行綱ヲ招テ」(一〇一六頁) を呼び寄せて、白布の入った長櫃を取り寄せたのであろう。 れば、 くは、 たのは白布の入った長櫃だが、それを取り出して行綱の前に積んだと 青侍一人招キ寄テサ、ヤキケレバ」(巻一―六七ウ)。〈延・長〉 盛半ニ成テ万ヅ興有ケルニ、多田蔵人ガ前ニ盃流留タリ。新大納言、 納言青侍ヲ招テ私語給ヘリ 言家父子•近江中将入道殿•法勝寺執行法印•平判官康頼•西光法師. た「人々多」とは、巻五「行綱中言」によれば、 かば酩酊のなかで後の猿楽が行なわれたのであろう。 た自由な宴の席であった」(一二一~一二三頁)と指摘する。 した宴の後半部、いわば二次会とでもいうべき、格式から解き放たれ (1―三一八頁)等である。 「酒盛」と呼ばれているのは、 最初に儀礼的な酒宴があり、その後「酒盛」へと移行して、 巡盃の盃が多田蔵人行綱の前に来たのを機として、成親が青侍 行綱もその縁近くに座っていたのであろうか。 縁ノ上ニ舁居タリ 近似本文を記すのが、〈延・長〉。 つねに、そうした整然たる巡盃の終了 ○多田蔵人ガ前ニ杯ノ有ケルニ、新大 〈延・長〉同。 行綱の他、 縁の上に置かれ また、 ○尋常ナル白 「新大納 によ

シルシ 今一度候バヤ 造の太刀を一振引出物に与え、与力を訴えた本文が該当しよう。 もある。 とある他、 弓袋。料(ニ) 白布卅端持、下人ご(一二オ)とあり、 当該記事には、行綱の件を欠くが、巻一下「九 端とする伝承も早い段階からあったことが分かる。 谷ニ衆会シ」(1―二〇一頁)が先ず該当するし、さらに巻三「成親 巻四冒頭の記事「新大納言成親卿ハ、 与力ノ人々、 鹿谷に集まった与力の者達の名寄記事の後に続く、「平家ヲ滅スベキ 弓袋の料として白布を与えたとする点は同じだが、『愚管抄』は「白 料ニ進スル也 田蔵人行綱ハ弓袋ノ料ノ白布ヲ直垂小袴ニ裁縫テ」(1―三一六頁) 手にした白布三十端については、この後の、巻五「行綱中言」に、「多 あるべき記事であろう。 うために授けた重要な証拠となる品であることからも、当然巻一上に リケルヲ持テ」(旧大系) 中〉(〈延・長〉は、「尋常なる」も〈盛〉 布五十端取出シテ 巻一―六七オ~六七ウ)が該当しよう。これに対して、〈盛〉の場合は、 [・闘・南〉。『愚管抄』に「白シルシノ料ニ、宇治布三十段タビタ の鹿谷寄合記事で、 ノ料」とする。 「五十端ノ白布ヲバ一端モ語ザリケリ」(1―三二一 〇日比談義申侍ツル事、 新大納言ヲ始トシテ、 当該本文に近似するのは、〈延・長〉。『平家物語』諸本、 盆 白布を五十端とするのが、 の独自本文。今一献いかがですかと、 「日比談義申侍ツル事」とは、 誤脱と考えられる。 一四四~二四五頁)とあることからも、 行綱を招き寄せた成親が、 常ニ寄合々々談義シケリ」(〈延) 大将軍ニハー向ニ奉憑。 日比内々相語輩偸ニ催集テ、 に同じ)、三十端とするのが、 〈盛〉では、 ⟨延・長・盛・屋・覚 行綱仲言事」に、「給 成親が行綱を語ら なお、 **延・長** 酒を勧めて、 この行綱が 闘 の場合、 成親が行 其弓袋ノ 頁 لح 金 鹿 0

驚いた馬が暴れたことをきっかけとして酒宴の騒動となったとするま 用意ニ持タリケル傘ヲアマタ張立タリ かの人に盃 とりに至るを題にて、 飲んだり注いだりするうちに、 程ニ、既ニ晩ニ及ブ 受け取る場面には言及せず、代わりに成親の発言が接続していると考 三二一頁)とされるからである。 都合の悪い「五十端ノ白布」については、「一端モ語ザリケリ」(1 成親に加勢を頼まれる場面に移るが、 可有其意ト被仰間」(1―三一八~三一九頁)と、酒を三度口にした後 テ後、 酒を三度飲んで布に手をかけて押し退けたところ、 を注いで人に勧める意。『伊勢物語』に、「交野を狩りて、天の河のほ きたことを示すのだろう。「さす(指)」 えられる たことには触れない。 シテ、逆臣ヲ誅戮シテ所蒙異賞也。 可追討之由、 これを取ったの意。なお、行綱の密告の場面では、「行綱酒」 綱に勧めたの意。 一五九頁)、『邦訳日葡辞書』に「Sacazzuqiuo sasu.(盃をさす) 永池健二の指摘を踏まえるならば、 レバ、郎等ヨツテ取之 大納言宣シハ、平家ハ悪行法ニ過テ、 (井上翠八頁)。 (Sacazzuqui)をやる」(五六二頁)とある。 被下院宣タリ。但源平両氏ハ、昔ヨリ朝家前後之将軍ト ○蔵人居直リ畏テ、三度吞テ布ニ手打係テ押除タ 盆 それは、 〈盛〉の独自本文。行綱が居住まいを正して、 歌よみてさか月はさせ」(新大系一五 の独自本文。その後、繰り返し繰り返し、 〇其後押マハシくへ、 酒盛が夜更に及んだの意。 行綱の密告の場面では、 よって密告の場面では、 サレバ今度ノ合戦ニハ御辺ヲ憑 酒宴後の酒盛が次第に興に乗って 行綱が成親から白布を受け取 は 風に煽られて倒れた傘の音に さかずきなどに入れた洒 動スレバ奉嘲朝家之間' 得タリ指タリスル 行綱の郎等が来て 行綱は自分に 行綱が布を 先に引いた 〇庭ニ 二度タベ

レバ いる 描かれている(日本の絵巻四 風ノ風」(1―三一九頁)、〈近〉 縁起』には、傘袋に収めた傘を持った雑色が、牛車や乗馬に従う姿が とをくい破り」(旧大系三〇〇頁)。日本古典文学全集 に煽られやすい状況にあったことになる。『猫のさうし』「わらは如き たところ、 と語られている。まず村雨が降ってきて、 風烈ク吹侍シニ、庭ニ張立置タル傘共ノフカル、ニ」(1―三一九頁) の教信寺」 立て掛けておいたの意か。『一遍上人絵伝』には、 伝』には、傘持の雑色六人を先頭に立てた摂政忠通の行列が描かれて と解する。 ける姿が『春日権現験記絵』(続日本絵巻大成一四―三四頁)に見える。 に置いて庭上に控える姿がいくつも描かれている での本文は、 六九頁「尾張国甚目寺」、二〇〇頁「桂の道場」、二四八頁 |現代語訳では、「たまたま傘を張って立てかけておくと」(三七〇頁) ひとり法師、 は欠く。以上からしても、 「山下ノ風」、校異18参照。 「行綱中言」では、この時の様子が「折節一村雨シテ、 (続日本絵巻大成一—一四頁)。 〈日国大〉「山から吹きおろす風」。 雑色が傘持として従うことはしばしばあったようで、『信貴山 また、「用意ニ持タリケル」とあるが、貴族の外出に際し など)。 山颪の強風が吹いてきたということか。いずれにせよ、 たまく~からかさをはり立てゝ置けば、 あるいは、 の独自本文。傘を「張立タリ」とは、 四四 供奉の人々が庭上で傘を開いて雨を避 ここは「山颪 「山おろしの風」、 巻五「行綱中言」には、 頁 〇山下ノ風ニ笠共吹レテ倒ケ 七〇頁)。また、『法然上人絵 当該話では、 供奉の人々が傘をはり立て (山おろし) 〈蓬〉「山颪の風」、 (日本の絵巻) 傘を開いたまま脇 『猫のさうし』 酒を三 やがてしまも 傘を開 (底) 「中 の風」 中風. 「印南野 一度のみ 風

の折に、 傘の音に驚いた馬が驚き騒ぐ様が具体的に記される。「駻」は本全釈 レバ 三度飲んだ後、 鹿谷に行ったことを、 当該話の鹿谷酒宴場面には記されていない。 初め中御門の成親の宿所に行ったが、 烈ク吹侍シニ」(1—三一九頁)とする。 ドモ、左程ノ座席ニテ而モ院宣ト仰ラレンニ、争カ叶ジトハ可申ナレ 可有其意ト被仰間、 の話とするが、巻五「行綱中言」では、「今度ノ合戦ニハ御辺ヲ憑、 贈られた白布を受け取った後、さらに酒宴も続き、暮れ方になった頃 大騒ぎとなり、 ヲ下へ返テ狼藉也 八一七〇頁注解「駻返テ」参照。 ことになる。 ることもできず、とりあえず「左モ右モ勅定ニコソ」と答えた丁度そ てみたところ、 バ、左モ右モ勅定ニコソト申侍シ程ニ、 (1-三一九頁) と、 わけではないこと、その場で何が話し合われるのか何も知らされずに 「山下風ノ風」は、この後に展開する院近臣の者達の狂態を引き出す 巻五「行綱中言」に、「馬共驚駻躍、蹈合食合ナンドスルヲ見テ」 雨が降り出し、 成親から加勢を依頼された行綱は、 大変な騒動であるの意。 既に酒宴は始まっていたとする。そのようなことは、 ○引立々々置タル馬共驚テ、 舎人や雑色が暴れる馬を落ち着かせようと、 コハ浅間敷事カナ、イカヾ返答申ベキト存ゼシカ ほぼ同文が繰り返される。 行綱は先ず清盛に訴えたのである。 山颪の風が吹いたとする。この「一村雨」 〇舎人雑色馬ヲシヅメント、庭上々 鹿谷へ参れとの仰せを受け行っ 成親に呼び出された行綱は、 折節一村雨シテ、 巻五「行綱中言」には、 散々ニ駻踊食合踏合シケ 初めから酒宴の場にいた 風に煽られて倒れた 院宣と言われて断 その後酒を 山下風ノ風

直垂

ノ袖ニ懸テ、

頸ヲゾ打折テケル

巻五「行綱中言」に、

末座

する本文は見られない。

○酒宴ノ人々モ少々座ヲ立ケルニ、

巻五. だ騒動かのように記されている。 事ノ始ニ平氏倒侍リヌ」ト被申タリ 動が、「末座ノ人共ノ立騒」というように、「末座ノ人共」を引き込ん を引いて「居合わせている人たち全員が笑い興ずる集まり」の意とす 兵皆咲壺会也」(6―八三頁) でもある康頼が担うことになったのであろう。 ニ倒レテ候」(〈延〉巻一―六八ウ)と答えたとする。これに対して、 法皇が「アレハ何ニ」と尋ねたのに対し、成親が「不取敢」平氏スデ 三二〇頁)とする。「行綱中言」では、 言を聞いた成親が怒って立ち上がった時に瓶子を倒したとする。 に対して、 (1―三一九頁) とある。 人共ノ立騒、 人物を特定しない書き方で、〈盛〉に近似していると言えよう。 「有けるに酒宴の瓶子の江」になりかしは」(三七左~三八右)と、 と康頼が答えたとする。 「猿楽としての当意即妙性は弱まることになる。なお、『平家物語 〈盛〉に「判官実ニ此講目出シ。 では「北面。下﨟平判官康頼不取敢事既。成就。候平氏倒。」(三八 「行綱中言」に、 なお、 法皇の役割をこの場の主催者成親が担い、成親の役割を芸能者 大納言殿、ア、事ノ始ニ平氏倒タリト宣シカバ」(1―三一九~ 〈闘・延・南・屋・覚・中〉では、 〈闘・延・南・屋・覚・中〉は、静憲の後白河法皇への諌 〈長〉は、当該記事を欠脱する。 直垂ノ袖ニ瓶子ヲ係テ引倒シ、其頸ヲ打折テ侍シヲ」 「満座咲壺ノ会ニテ侍キ」(1―三二〇頁)とあ 酒宴の人々の内、「少々」が立ち騒いだ騒 など数例あり、 なお、『平家物語』諸本では、 の場合、法皇と西光が登場しない 来頭ハ義経営ミ侍ベシト宣へバ 巻五「行綱中言」に、「座席静 「座席静テ後」とあることによ (日国大) 成親が瓶子を倒すと、 〇大納言見之、「戯呼 〇面々咲壺ノ会也 瓶子を倒した は 盆 次項

既ニ倒タリ、

頸ヲ取ニハ過ズトテ、

同意ノ輩、

鹿谷ノ評定ノ時、

瓶子ノ倒テ頸ヲ打折タリケルヲ、

他人ハ指モヤハ有

様々振舞タリケレバ、

満座

也。

北面ノ輩アマタコソハ被召誡ケルニ、

業も記される。

問われることになった酒宴の折の所業が記されるその中に、

「康頼ガ無類ニナル事ハ、

何ノ罪ナルラント無慙

テ」(1—三二〇頁)。また、巻七の「信俊下向」には、

瓶子ノ頸ヲ貫捧テ、

申モ口恐シク侍レ共、西光法師倒タル瓶子ノ頸ヲバ取テ、大路ヲ可渡

の相手役として登場する。

(盛)

「是コソ浅間敷事云タリト存ゼシニ、

として記される。

これに対して、

巻五「行綱中言」では、

西光が康

巻四の鹿谷酒宴場面では西光の姿は全く現れず、康頼一人の猿楽事

ト申ヲ、康頼ット立テ、当職ノ検非違使ニ侍トテ、烏帽子懸ヲ以テ、

一時舞テ広縁ヲ三度持廻シテ、

獄門ノ木ニ懸ト申

康頼の罪科

西光の所

興のハヤシ言葉や所作を、「つゐ立ちて」披露したのであろうと解 当時流行した猿楽芸は、酒宴でそのタイミングを見計らいながら、 昌弘は、「つい立って」という表現が、『五節間郢曲事』物言舞に、 卷五. 科白や所作は、 が、「面々に笑壺」という表現から見ても、この成親や康頼 る。 二倒亡ヌ。倒タル平氏項ヲバ取ニ不如」トテ、是ヲ差上テ一時舞タリ る(一〇頁)。 ることに注意する。「行綱中三」にも、同様な表現が見えることからも、 として受け取ることができるとする(八~九頁)。 い出しの常套句の一部(「つゐ立て見たれば」)として、 なお、 「行綱中言」に、 真鍋昌弘は、ここにハヤスという言葉は用いられてい 傲慢になった清盛以下平氏への、 ○「大方、近代アマリニ平氏多シテ持酔タルニ、 「康頼ツト立テ」(1─三二○頁) とある。 抵抗を込めたハヤシ 〇康頼突立 繰り返し見え の咄嗟の な

四四

何ニ」②成親 なお、 西光の酒宴の場での所業は、行綱の讒言であったとするのである。 とをより強く印象づけるために、 四五六~四五七頁)。 ⑤成親「サテ其ヲバイカヾスベキ」⑥康頼「ソレヲバ頸ヲ取ニハ不如」 仕レ」④康頼「ツイ立テ」「凡近来ハ平氏ガ余リ多候テ、モテエヒテ候 差し上げたとする点、 リケレ共」(1一三二一頁)とも符合しよう。故に、 れは、巻五「行綱中言」に、「人ノ能言云タリシヲバ、我申タルニナシ、 つまり、「行綱ガ讒言」ともあるように、行綱が清盛に告げた康頼や ヤラン、後ニコソ行綱ガ讒言トモ聞エシカ」(1―四五七頁)と記す。 秀句ヲ感ジケルニ、西光法師折タル瓶子ヲ取合テ、猶平氏ノ首取タリ 差し上げたとする。舞を舞うのが康頼一人であり、瓶子の首を取って ように展開する。一番簡略な形が〈四〉。瓶子の倒れたのを見て康頼が 康頼の所業は記されるわけだから、この点は齟齬することになろう。 該話に西光の狂態が記されないのは納得できよう。一方、 我悪口吐タリシヲバ、人ノ云タルニナシ、殆有シ事ヨリモ過テハ云タ 本文に続いて、「契浅カラヌ輩コソ其座ニハ有ケメ、何トシテ漏ケル ら取り入れて改訂したと考える(五頁)。但し、 には西光が酒宴に登場していないことからも、西光の極刑に価するこ 平氏倒れたり。 〈〜ト云ケルヲ、 〈延〉)。①成親が瓶子を袖に掛けて倒したのを見た法皇が「アレハ ここまでの鹿谷酒宴の場面は、 「不取敢」平氏スデニ倒レテ候」③法皇 首を取るには如かず」と言って、 入道聞給テ、 これを齟齬と解した高橋伸幸は、 (盛) に 致する。 カク深キ罪ニハ被行ケリ」(1 (盛) 『平家物語』諸本において次の が 次は、 〈南〉を含む語り系諸本か 〈盛〉巻七では、この ⟨闘・延⟩ 瓶子の首を取り、 盛 「康頼参テ当弁 読み本系諸本 の巻四の当 巻四では、 (引用本文

のは、 成親 立ズ。ヤガテ三位ノ首ヲ取。 とあり、『節用集』には多く掲載される用字である。ただし 罪を重く問われる主要人物を登場させる〈南・屋・覚・中〉 が加わるため、法皇の発言は、「者ども参ッて猿楽つかまつれ」になる。 異なるものの、 をとるにしかじ」⑦西光「瓶子のくびをとってぞ入にける」。 ども参って猿楽つかまつれ」④康頼「あら、あまりに平氏のおほう候 は〈覚〉)。①法皇「あれはいかに」②成親「平氏倒れ候ぬ」③法皇「者 康頼の他、 欠くが、②③④⑥⑦は同じ。次に り広げられている。 ⑦康頼 ヌキ、三位ヲ二刀サス。指レテ弱リ給ケルヲ、力ヲ入テ駻返シ起シモ おいては にあるように「くび」。文明本『節用集』に「頸 に引用した〈盛〉巻七「信俊下向」の傍線部参照。このようにこの後 に清盛の怒りが西光に強く向けられるであろうことを予測させる。 また、⑦の話者が、〈南・屋・覚・中〉では西光になるが、 に、もて酔て候」⑤俊寛「さてそれをばいかゞ仕らむずる」⑥西光「頸 5―三八八頁)とあり、「うなじ」と読むか。 ノ重キハイカニト問。 〈闘・延〉のさらなる発展形と考えられよう。なお、「項」は、 (②⑤)・康頼 〈南・屋・覚・中〉 「瓶子ノ頸ヲ取テ入ニケリ」。 「項」を「くび」とする例は他に見出しがたい。 俊寛と西光等主要な人物が一度ずつ登場する形 〈闘・延〉とほぼ同じ発言が続く。ただ、③が異なる 次に (4) (6) 疵ヲ負給ヘリト云」(巻三十七「平家公達亡」 長は、 では、 の三人の掛け合いで酒宴の場の狂乱が繰 略 康頼の他に、演者として俊寛や西光 〈南・屋・覚・中〉では、 ①の記事を欠脱する。 (闘・延) …源三三位ノ首ヲ取、 項[又俗作首](五〇三) では、 〇サテ、 法皇 法皇·成親 取タル首ヲ 以下、 (引用本文 乱発覚後

がある。 いが、 ソロシ 頂頭掛」(〈日国大〉)。折れて管状となった瓶子の頚に、 中言には、 見た澄憲の即興の演技と同質のものとする 取った瓶子の頸を懸け、大路渡しをすると言い、広縁を三度駆け巡 シテサホドノ座席ナレバ、ナジカハ隠アルベキ。 堀テ云事ダニ漏ト云、マシテ左程ノ座席ニテ加様ニヤ有ベキト、 を通して、 建礼門の東脇にあった。 子懸ヲ以テ、瓶子ノ頸ヲ貫捧テ」(1─三二○頁)とある。 二係ト名テ、 て広縁を三度駆け巡っている。 が瓶子の首を取り、大路を渡せと言ったのに対し、康頼が、一 たのは康頼だが、 くびをとりて、御ぜんのむめのゑだにぞかけたりける」(上-たとするものはないが、 ゑなる樗の木にぞかけてける」(新大系一六四頁)。諸本には、 は 可懸也トテ、大路ヲ渡スト云テ、広縁ヲ三度廻シ 広縁を三回回ったというのも、巻三「澄憲祈雨 大炊御門河原にて信西が首をうけ取、 後半部分は、 〈延・長〉。 類句は、 その紐を大床の柱にくくりつけたのだろう。 獄門の樗の木の代わりに、大床の柱の烏帽子懸に結び付け 大床ノ柱ニ烏帽子懸ニツラヌキテ結付タリ 前半部分「獄門ノ樗木ニ係ト名テ」に該当する本文はな 前項の注解に引用した巻五「行綱中言」では、 **〈延〉**「土ノ穴ヲ堀テ云ナル事ダニモ漏ト云へリ。 (延・長・南・屋・中) 「康頼ツト立テ、当職ノ検非違使ニ侍トテ、 は 類似の発想のものとしては、 一類本『平治物語』「源判官季経以下の検非 「烏帽子の上にかけて、あごの下で結ぶ紐 真鍋昌弘は、 に見られる。 大路を渡、 (九頁)。 瓶子の首をもって一 空怖クゾ覚ル」(巻 〈盛〉の独自本文。 (三百人舞)」で 〈中〉「へいしの 東の獄門のま 特に近似する 烏帽子掛の紐 ○獄門ノ樗木 巻五「行綱 〇土ノ穴ヲ -四九頁 一時舞 盆 烏帽 一時舞 西光

平氏の戯言を呆れた附会であると批判するをいう」(1―一九三頁) 磨こうと思うからさ」(新釈漢文大系『蒙求』上―二六四~1 のように、汚れた耳を洗うためであり」、「漱石」とは、「自分の歯を たことを咎めた王済に対し、孫楚は、 済曰、流非」可. 楚少時欲 諸注が指摘するように、『晋書』巻五十八の孫楚伝を典拠とする。 前項の注解に見るように、 の独自本文。心内語の始まりは、「後ヲソロシ」からとも考えられるが、 代では、「もるると」のように、 が ニケリ。 のみは「ツヤ~~物モ申サレズ」(〈南〉)として、当該句の「土ノ穴 カズ」と言って瓶子の頸を取って退場した仕草を人々が笑う中、 引く。に対して、 この話は理解できないであろう。 と答えたとする。このことから、この話は、 る 所」以漱,石、 ニ枕スト云事有」ト思者ハ、偸ニ座ヲ起ツ人モアリケルトカヤ ヲ堀テ云事ダニモ洩聞ユ。 示す話として理解されている。 言語では一般的となっていた。校異36参照。 一六九オ)。 〈盛〉 (遠藤光正一四頁)。孫楚が「枕石漱流」を「漱石枕流」と言い誤 に似るが、 返々後オソロシキ事共ナリ」(上―九九頁)を引く。 |隠居|、 欲 枕 厲 謂 〈南・屋・中〉 石非」可」漱。楚曰、 其歯」。 (延・長) 済日、 は、宴席の場で舞った康頼の紹介記事の後に 前の句に続くものと考えられよう。 マシテ左程ノ座席ナレバ程ナク六波羅 当、欲 『蒙求』巻上の「孫楚漱石」にも引かれ の近似度には及ばない。 しかし、こうした理解では、 は、 連体形で終止するということが口 〈新定盛〉では、 枕、石漱 宴席の場で西光が 「枕流」とは、「あの昔話の巣父 所-以枕 負け惜しみの強いことを 流 0 流 誤云,漱,石枕 この話を、 「石ニロスヽギ、 欲 なお、 「頸ヲ取ニシ 洗其耳、 ここは

り、「漱石枕流」の成句もまた、汚れた耳を洗った許由や牛にその水の「枕流」に対する理解にもとづいて解釈すべきではないのか。つまつけの話として理解するのではなく、先の『蒙求』の注解に見る孫楚て聞いて座を後にしたわけである。ここは、負け惜しみの強さやこじと解するがやはり納得しがたい。「座ヲ起ッ人」は、宴席の狂態を見

る結語を記しているのではなかろうか。光景を見、聞いたことを恥じて、窃かにその場を離れた者もいたとすいのであろう。そのために、その宴席にいた者の中、そうした汚れたを飲ませなかった巣父のように、清廉潔白な者の話として理解して良

# 【引用研究文献】

- 井上翠「『源平盛衰記』の方法-―繰り返しの技法について―」(早稲田大学大学院教育学研究科紀要別冊一九―二、二〇一二・3)
- \*遠藤光正「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)」(大東文化大学東洋研究七七、一九八六・1)
- 高橋伸幸 「『源平盛衰記』の記述矛盾―「鹿谷酒宴」を廻って―」(土車 〔平安博物館だより〕 三八、一九八六・4
- 永池健一「酒盛考―宴の中世的形態と室町小歌―」(友久武文先生古稀記念論文集『中世伝承文学とその周辺』渓水社
- 真鍋昌弘「ハヤシている風景―『源平盛衰記』において―」(友久武文先生古稀記念論文集『中世伝承文学とその周辺』渓水社一九九七・3)

### 涌泉寺喧嘩

西にくれる 誕也」ト申。信西ጃ打領許テ、「神妙々々」ト感ズ。喩ヘバ、「紅山ニ入テ道ヲ失ヘリシニ、牛童ニ教ヘラレテ都ニ入所望ヲ遂」ト、銀心大臣ガ書なり、 童部ヨリ常ニ召具シケルガ、院御所ニテュ信西御前ニ候ケルニ、天台ノェ不思議共御。尋有ケルニ、折節ᠴ廃亡シテュ演得ザリケレバ、当如何シテ御 中ニ故少納言入道信西ノモトニ、師光・成景ト云者アリ。成景ハ京ノ者、小舎人童太郎丸ト云ケリ。師光ハ阿波国ノ者、『種根『田舎人也ケリ。 ニモョ懸進セテ、被 ルを筆も、今後被に思合 前ヲ立ベキト、ロ身体苦ク思煩タル心地色ニ顕テ在ケレバ、童是ヲ遥ニឱ見危テ、沓脱近居寄テ高カニ、「御内ヨリ御「ICKの月テ、御・使三箇度、 公卿。殿上人ヲモ物共セズ。無」礼義」。理ヤ、。下北面ヨリ上北面ニ移リ、上北面ヨリ。殿上ヲユルサルヽ者モ有ケレバ、驕レル心モ有ケル也。其 季頼父子共ニ近。奉、被、召仕」、伝奏スル折モ有ケリ。去ドモ皆身ノ程ヲ計ヒテコ「「「「「」、振舞ケルニ、此御時ノ北面ノ下臈共ハ事ノ外ニ過分ニテ、 御参『如何」ト云タリ。『信西得タル』折節トテ罷出ヌ。「如何ニ」ト尋ヌレバ、童答テ云、 北面ハコ白川院『御宇ヨリ『被』始置「、衛府共アマタ在ケリ。為俊・守重童部ヨリ千寿丸・今犬丸トテ、切者ニテ、侍ケリ。 右衛門入道ハ西景トゾ申ケニロル。二人ナガラ御蔵ノ預ニテ、 ||召仕||ケリ。師光ハ≊左衛門尉、 |ト感ジテール鳥帽子ヲタビ、®恪勒者ナンドニ仕ケルガ、両人®勒負尉ニナサル。事ニフレテ賢々シカリケレバ、院 成景ハ右衛門尉トゾ申ケル。※信西※平治ノ乱ニ討レシ時、二人共ニ出家シテ、左衛門入道※ 猶被。召仕,ケリ。 「御座ヲ起バヤト思召®御気色ノ見サセ給へバ、

あり。右に「さ」を傍書。 くごんしやなとに」〈蓬〉「恪勒者なんとに」〈静〉「恪勒者なんとに」。29 「癈亡して」、〈静〉「癈亡して」。15〈近〉「のへえさりけれはは」とし、後の「は」に見せ消ち。16〈近〉「いかゝして」、〈蓬〉「如何して」、〈静〉 御眼にも」、 「思ひあはせらる感して」とし、「る」の後に補入符。右に「と」を傍書。 御参」。 「如何して」。17〈近〉「しんだい」、〈蓬•静〉「身体」。18〈近〉「みあやふめて」、〈蓬•静〉「みあやしみて」。 [ ] と読んだが難読。 近 〈近〉「ゐなか人なりけり」、〈蓬〉「田舎人成けり」、〈静〉「田舎人也けり」。12〈静〉「信西」。13〈蓬〉「不思儀とも」、〈静〉「不思儀とも」。 8〈近〉「げほくめんより」、〈蓬〉「下北面より」、〈静〉「下北面より」。9 1 「御きしよくの」、〈蓬〉 「御気色の」、〈静〉 「御気色の」。24 20〈近〉「いかゝと」、〈蓬〉「如何と」、〈静〉「如何と」。21〈静〉「信西」。22〈蓬〉「折ふしとてとて」とし、最初の「とて」に見せ消ち。 〈静〉「侍りけり」。5〈近〉「めしつかはれたてまつり」〈蓬〉「召つかはれ奉りて」〈静〉「めしつかはれ奉りて」。 〈蓬・静〉「白河院の」。 〈静〉「御眼にも」。31 ルビ「テン」からは 33 〈静〉「信西」。34〈近〉「へいぢのらんに」、〈蓬〉「平治の乱に」、〈静〉「平治の乱に」。35〈蓬〉「ハ」なし。 2 <u>近</u> 〈近〉「かけまいらせて」、〈蓬・静〉「かゝりまいらせて」。32〈近〉「きゑもんのぜう」とし、「き」字に訂正符 「殿」の可能性もあり。校異9参照。7〈近〉「れいきもなし」、〈蓬〉「礼儀かなし」、〈静〉「礼儀もな 「ぎようより」、 〈蓬〉「御字より」、 〈近〉「うちうなつきて」、〈蓬・静〉「うち頷許て」。25〈蓬〉「筆にも」。 27〈近〉「ゑぼうしを」、〈蓬〉「烏帽子を」、〈静〉 「ゑほしを」。 〈近〉「ゆげいのぜうに」、〈蓬〉「靱負尉に」、〈静〉「靱負尉に」。 静 静〉 「霞上を」。10〈近〉「しゆこん」、〈蓬〉「種根」、〈静〉 「御字より」。3 〈近〉「はしめをかれ」、 19 〈近〉「御まいり」、〈蓬〉「御参」、〈静 6 〈静〉「霞上人をも」。 (・静) 28 「種根」。

<u>-</u>

侍ケリ の話となる。 のともせず、おごり高ぶっているとして、後白河院の寵! の折に初めて置かれた北面の中で、歴代の院に寵愛された者達が先ず 所司允」とあるように、下北面の者達である。 司允オホク候テ、 【注解】○北面ハ白川院御宇ヨリ被始置、衛府共アマタ在ケリ [旧大系一〇五頁)とあるが、ここで取りあげられるのは、「下ハ衛府 ところが近時の北面の者達は、 「此御時院中ニ上下ノ北面ヲオカレテ、上ハ諸太夫下ハ衛府所 彼らは鳥羽院の時までは身の程を弁えて振る舞ってい ○為俊・守重童部ヨリ千寿丸・今犬丸トテ、 によれば、 下北面 御幸御後ニハ矢オイテッカフマツリケリ」 為俊は使大夫尉・出雲守藤原章俊の子。 殊に過分で、公卿や殿上人をもも 当該記事では、 人師光 切者ニテ (西光) 『愚管

めていたらしい 会があったのか。 蔵人所の小舎人は出納と共に納殿の御物を管理するのが職掌である 付注に「白河院御竈童今犬丸是也。 及びその周辺の郡郷司か荘官で、 為俊を衛府尉に抜擢任用するために、 が、その見習いである小舎人童の時に白河帝にその容姿を見られる機 童也云々〉」(2―二九頁)とある。 奏,被,召,夜御殿,云々。但非,実子,、依,勅命,為 したかとされる。 右記』寛治八年四月十八日条等によりそれは誤りで、千手丸が正しい。 (9中右記) 彼は使尉に任ぜられてからも傍ら院蔵人所衆をも勤 小舎人童になるのは、 嘉保二年八月二十八日条)。白河帝が将来 貴紳家にも所縁を有した者の子息で 今犬丸を為俊の童名とするが、『中 童形之時候,北面,初例也。 使大夫尉の経歴者章俊の猶子と 七~八位の位階を有する畿内 -猶子 -〈実者小舎人

門守高階経敏家人也。自一幼日一東大寺別当敏覚法印為一児童一召一使之一。 俊の注解に見るように、今犬丸が正しい。 重の推定三十二~三十三歳頃であるから、 盛重 あった。 重は周防の国の百姓の子なり」(日本古典文学全集八四頁)とあり、 を付すが、盛重を児童として召し使ったとある敏覚は、 服之後近習」(2―三一頁)とある。 付注に「千寿丸、周防国住人。童形之時候|北面| 。白河院御寵童、 あったなら、鎌倉幕府草創時に義澄や義村がそれを誇りとして言及し 平太郎為継の弟とするが、米谷豊之祐①は、もし為俊が三浦氏の出で 巻一―七一オ)とする。『系図纂要』等にも、為俊を三浦為通の子、 し、さらに検非違使に任官している。こうした破格な昇進ぶりからも、 後の諸史料には平姓で記される。 の官職へ任官させたことによる(青山幹哉三九頁)。但し、寛治四年以 官職を与えようとする場合、先ず藤原氏なり平氏を仮冒させ、 余りに利発故、 六条右大臣源顕房の家来が引き取った盛重を顕房が引き取って育て、 南都御幸之時、 ないはずがなく、取るに足らない附会だろうとする(二三九頁)。 また、 白河院の為俊に対する寵愛ぶりが分かる。(米谷豊之祐①二三八~ 「今犬丸ハ周防国住人、後ハ肥後守トゾ申ケル」(〈延〉七一オ)とある。 「四一頁)。なお、〈延・長〉は、「千手丸ハ本ハ三浦ノ者也」(〈延〉 (米谷豊之祐①二四七頁)。〈尊卑〉は、盛重を千寿丸とするが、 守重 為俊は藤原姓を仮冒するが、これは、 は、 白河院に差し上げたとする。また、 白河院被」及「天眼 〈尊卑〉 によれば、 為俊は、 |即被、召団出之」有、寵」とさらに注 なお、 従五位上筑前守藤原国仲の子。 『十訓抄』にも、 盛重の付注とは考えられな 無官の童から兵衛尉に任官 〈尊卑〉 院が出自不明の寵童に は、この後に、「長 〈延・長〉 にも、 その出生が盛 「肥後守盛 侍身分 元

咫二尺龍顔 | 」の者であるという注記がある。この場合の童形は貴人に 侶の世界でさえそうなのだから、「古今之定例」は俗人の貴族社会に 界では 子供の概念と同じものもあるが、「正応六年〈生年十五〉 十二日条には高倉永知 ではあるが「賞一翫童形 服後も「童形」のままで出仕しているのである。 官し侍従として登場する。この時彼は十六歳程度と推測されるが、 六歳童形」(『吾妻鏡』 元暦二年四月十一日条)の六歳のように現在の ことで、年齢として子供であるとは限らない。 頁)。なお、「童形」とは文字どおり「童」の「形」をしているという 信濃守・肥後守を歴任した(米谷豊之祐①二三四頁。二四二~二 永久元年(一一一三)にかけて検非違使を勤め、以後石見守・相模守・ 庄官の子であろうかとする(二四二頁)。康和四年(一一〇二)から 米谷豊之祐①は、 も広まっていたと考えて良いであろう。前掲『建内記』文安四年七月 金剛峯寺から東大寺に宛てた公式文書で明言して憚らない。 五月十八日金剛峯寺返牒『鎌倉遺文』八八一九号)とあり、 や十八歳の場合もあった。土御門顕親(有通)は「侍従顕親〈童形也〉」 十八歳〉」(『建内記』文安四年七月十二日条)などのように、 倉遺文』二六三二七号)や「故刑部卿永盛朝臣子〈童形也、名永知云々、 (『建内記』文安四年四月十九日条)と記されるように、童形のまま任 『童形』の者の死亡記事を載せている。そのどちらの記事にも「連々 『建内記』には「永知」という元服後の名で記されている。 「童形」を「賞翫」するのが「古今之定例」となっていると、 『十訓抄』が (十八歳)・広橋阿婦丸 者 自他門之恒習、 「百姓の子」とするのも、 古今之定例」 (十五、六歳) もちろん、「内府子息 前掲十八歳の童形も 童形」 郡 寺院の世 聖なる僧 郷士か 十五歳 二四七

という人物の出世としてはそのような背景を想定せざるを得ない。 識していたからであろう。ちなみに文安四年(一四四七年)、 いたのであろう。 から二十五歳に当たり、前半は「童形」として「連々咫元 飛顔」 滝口・内舎人となり、「殊に別寵有り」て検非違使や院分国越中守となっ 皇後花園は二十八歳である。ただ、今まで示してきた史料は鎌倉~室 だか十五、六歳の広橋阿婦丸を人々が「怖畏」したのはその関係を意 たというのも、とくに「賞翫」を示す記述はないが「父母不」知 咫尺」して「賞翫」 召されたという「御籠童」の実態はこのような事情によるのである。 1期のもので院政期にまですべて遡ることができるのかはわからな 一年に三十七歳で死亡した橘頼里は白河天皇在位の期間中は十二歳 の対象となり、 承徳二年に死亡した橘頼里について、白河天皇在位中に 〈尊卑〉注に藤原為俊が「直奏」を許され の対象となっていたことを意味している。 成人後は検非違使や受領として院に奉仕して 「夜御殿 誰人こ 時の天 たか 承

ケリ の立后を実現させるための要請を、季頼を通して行っている されていた。季頼もまた、鳥羽院近習として働き、頼長は、 季範・近康、季範の子の季頼・季実等は皆検非違使をつとめ、 る季実は、 北面・検非違使をつとめる。季頼は季範の子(〈尊卑〉 ]内国坂戸牧を本拠とする文徳源氏の一流坂戸源氏。康季の子の資遠 ○鳥羽院御時ハ、季範・季頼父子共ニ近奉被召仕、 季範は、 河内守・紀伊守・周防守を歴任している。 院の伝奏をつとめ、「伺≒候院」者」(『兵範記』仁平三年 十一月 北面・検非違使であった源康季の子、 一十六日、二十八日条)として貴族社会内で認知 季頼の兄弟にあた 伝奏スル折モ有 鳥羽院の滝口 2 | 四 (写台記 養女多子 季範は、 一頁。

> 臣となった西光・西景の叙述に移る。 では、 が日常的に院に近侍し、伝奏の職務は完全に院司と彼らに二 のように鳥羽院政後期には、季範や季頼のように、武的要素を持つ者 が張本人となり生起した事件がこの後に記される山門事件である。 ていったとして、 ようになっていた(伊藤瑠美九頁)。 朝世紀』仁平元年〔一一五一〕 久安六年〔一一五〇〕二月二十日条〕。これ以外にも、 白河院の北面の下﨟の者達は、 ソ振舞ケルニ、此御時ノ北面ノ下臈共ハ事ノ外ニ過分ニテ 元年三月四日条に死亡記事)に先立って死亡している(年四十。 に伺候して、院と貴族との間をつなぐ役割を担う場面は多く見られる (伊藤瑠美一〇~一二頁)。 季範や季頼等の寵臣達も身の程を弁えて振る舞っていたが、 その典型例として、信西に仕え、後に後白河院の寵 なお、季頼は、 寵愛による官位上昇を良い事に増長し 正月二日条。佐々木紀一、三四頁)。 その西光の子の師高・師経兄弟 〇去ドモ皆身ノ程ヲ計ヒテコ 父の季範 (『山槐記』 季範が院 一分される 鳥羽院ま 保元 0

物語』 になったと考えられ、 下北面の成立に伴って本来の「北面」が「上北面」とも言われるよう 下北面,〉」(『台記』久安四年(一一四八)十一月二十日条)とも呼ば バ、驕レル心モ有ケル也 ○下北面ヨリ上北面ニ移リ、上北面ヨリ殿上ヲユルサル、者モ有ケレ 上ハ諸太夫下ハ衛府所司允オホク候テ、下北面、 テツカフマツリケリ」(旧大系一〇五頁)。事実かは不明だが、『保元 らが伺候したと見られる。『愚管抄』「院中ニ上下ノ北面ヲオカレ によれば、 一世紀初頭には院による軍事力組織の拠点となっていた。 保元の乱の際、 そこには、 侍層の詰所である下北面は、 崇徳院のもとに伺候した為義に、 公卿・殿上人・諸大夫・地下の 御幸御後ニハ矢オイ

での祗候を許されたという意味であろう(秋山喜代子八二~八七頁)。候を許すということが実際にあったのであろう。当該記事も、上北面(新大系二四頁)。このように、武士や下北面衆の近臣に上北面での祗徳院は、所領を与え判官代にした上で、上北面での祗候を許している

勤者ニテ、 寵童、 光は阿波国の在庁、 あるとする(一二九頁)。 では、 闘・延・長・南・屋・覚・中〉 入道遭 によって」(〈覚〉上―四八頁)。 御目ニカヽリテ召仕ハレケリ」(〈延〉七一オ~七一ウ)。 形貴重は、こうした話型において、『平家物語』では、 体的にその人物が登場して描かれることはないとする。 話が始まることなく、西光の話が始まる。このように、「二人が紹介 童 ○其中ニ故少納言入道信西ノモトニ、師光・成景ト云者アリ 〈四・闘・延・長・屋・中〉「〈師光・成景は〉小舎人童、若ハ格〈四・闘・延・長・屋・中〉「〈師光・成景は〉小舎人童、若ハ格〉 もしは格勤者なンどにて召つかはれけるが、さかぐ~しかりし 有王の物語や巴御前の物語にも見られる。この点に注目した牛 その内一人が叙述から消え去る」という話型は、 初めに師光と成景を紹介するが、成景についてこの後具体的な 後白河院御代被」召 〈尊卑〉によれば、先に記されている鳥羽院の寵臣盛重の猶子。 妖於大和奥多原山 「少納言通憲家人。 ケシカル者共ナリケレドモ、 鹿谷の酒宴の場面に西光が登場するのは、後出本文の形で 成景は京のもの、 依父盛重例 近習 \_ 被 〇成景ハ京ノ者、 掘埋 同 聴 傍線部が、 諸本はいずれも、西光の紹介文と |奏事||云々。 刻相随。 熟根いやしき下臈なり。 | 童形之時候 サカバーシカリケル間、 〈盛〉に一致する点注意さ 与. 小舎人童太郎丸ト云ケ 平治之乱之時少納 西光 北面。 同時出家、 それ以前に具 故に、 『平家物語』 〈南·覚〉「師 鳥羽院御 語り本 こんで 回 院 号

② は、 ている。 のかもしれない。 呼ばれ、 遠が大学頭大江通国の「猶子」となって大江に改姓する(『吾妻鏡 宮、元馬允〉」とあり、この「大江」成景が、後の西景である可能 院にその容姿により見出されたのであろう。「太郎丸」については未詳。 槐記』治承三年十一月二十日条。米谷豊之祐②一九〇~一九一 彼の楊梅・壬生堂なる倉庫を押さえて米穀・魚類を運び出している(『山 西景」」(2—三三頁) 波国ノ者 は成景で、 では盛景の子とされるが 建保三年四月十一条)など、猶子による改姓はこの頃多く見られるの 鏡』建保四年閏六月十四日条)、 を名乗っていたが「可"継"絶氏」」ために、本姓に戻っている もある。本来大江氏出身であった広元は「養育之恩」によって中原姓 『玉葉』養和元年六月五日条によれば、成景は、 であろう。 魚類の収納にあたっていたらしく、 名乗った後も、 衛門少尉)藤師光〈元内舎人滝口、造宮〉」、〔(右衛門尉)大江成景 こうした後年の職掌からも、成景が小舎人童であったとするのは事実 大江成景が藤原に改姓していた可能性はある。 『地下家伝』に信憑性が強いとする(一九○頁)。 なお『兵範記』保元二年(一一五七)十月二十七日条に「(左 〈四・延〉等が、「二人一度に」とするのもこのことに関わる 師光 先の為俊の注解に見たように、成景も小舎人童の時に鳥羽 盛景の猶子になったとする 後白河院の側近として仕え、院庁に納められる米穀 (西光) については、 なお、 とある。成景は、 後白河院北面に列した藤原能盛は、 (2―三四頁)、『地下家伝』によれば、 また「将軍利仁」の末である藤原景 清盛のクーデターの際に武士達が 本全釈 (3-九一五頁)。 平治の乱の折出家して西景と 「西光法師」 「業景法師」と記され 成景が衛門入道と 七一五 ○師光ハ阿 実父

ケリ 五三頁 すと、「故少納言入道ノ許ニ、師光・成景ト云者アリケリ。【小舎人童 院御所ニテ信西御前ニ候ケルニ… 波の豪族である田口成良もまた、平氏と関係を結ぶことになったとす 物を介して信西とつながりを持ったのではないかとする(一五七頁)。 近しい関係にあった人物が阿波国の国司となり、師光の父祖はその人 知之は、 姓であるかは確認できない。不明と言わざるをえないであろう。 するが、これは、 光の子の師高、 屋島に案内した人物、近藤六親家とする。『平家物語』諸本の内、 は、「宿根か。 さらに後白河院勢力と結びついた近藤氏の勢力に対抗するために、 (1─二○七頁)。に対して、〈四・延・長・盛〉は、 この事を確認する史料はない。近世に編纂された『阿波志』 (上―一七七~一七八頁)とする。 〈覚〉「近藤判官師経」(新大系上—四九頁)、〈盛〉「近藤左衛門尉師高 (山下知之一五四~一五七頁)。しかし、それ以前の姓が果たして近藤 (山下知之一六〇~一六二頁、 「種根」は、素性の意。他の用例未詳。 『阿波志』では、 柿原(現徳島県阿波市吉野町柿原)を本貫地としたとされ 師光一族の本姓が近藤であった可能性は強いとして、 両人勒負尉ニナサル」まで、 前世から定まっている機根の意で、ここは素性のこと」 乃至は師経を近藤とするのは、 柿原にいると記すところから、 師光を阿波の国の者とするのは、 父の師光が家成の養子になってからのことであろう 師光の第六子を、 元木泰雄七頁)。 「烏帽子ヲタビ、 ○童部ョリ常ニ召具シケルガ 盛 阿波に上陸した義経一行を 覚 の独自本文。〈延〉で示 〈盛・南・屋・覚・中〉。 一般に師光の本姓は近 〈盛•南•覚〉。 「熟根」。〈全注釈〉 恪勤者ナンドニ 師高を藤原姓と 〇種根田舎人也 は 信西と 但し、 師光 屮 西 ßп

分に、 語の うのである。 門三奇物事」、『雑談集』八巻ノ五「持律坐禅事」などが指摘できよう。 物語』上巻「唐僧来朝の事」「叡山物語の事」、両話に類似した話に 光 也ケレバ」と師光 とも記されるが、 は 間 を有する信西像が背景にあろう。 れていない天台宗の深義などを指すのであろう。 宗教義についての不審」(1―一九四頁)と解するが、一般には知ら そんな該博な知識を持つ信西が忘失した折の窮地を師光が救ったとい 古事談』第二、二十話の他、『古事談』第一、八十八話 話と考えられる。 のため答えられなかった窮地を、師光が機転を利かして救ったとする 信西に仕えたと解するのであろうか。とすれば、この話に登場する「童 つまり、 この後の「烏帽子ヲタビ、恪勤者ナンドニ仕ケルガ」の中に使われる。 ハ京ノ者、 若ハ格勤者ニテ、 を持った信西称賛譚は多くに見られる。 人共ニ出家シテ」、あるいは「二人ナガラ御蔵ノ預ニテ、猶被召仕ケリ」 (西光) 院ノ御目ニカ、リテ召仕ハレケリ」(七一オ~七一ウ) 師光を指そう。天台の不思議について院に尋ねられた信西が忘失 独自本文が入る形。 「叡山物語の事」に見るように、 〈盛〉編者は、成景は小舎人童として、師光は恪勤者として、 称賛譚と解すべきだろう。 小舎人童太郎丸ト云ケリ」の中に使われ、「格勤者」 〇天台ノ不思議共御尋有ケルニ 次節で「其西光ガ子息ニ近藤左衛門尉師高、 但し、この後も、「両人勒負尉ニナサル」とも、「一 ケシカル者共ナリケレドモ、】サカぐ~シカリケ (西光)話に接続するように、当該話は、 〈延〉に見る「小舎人童」は、 〇沓脱近居寄テ 本話の典拠は未詳。 比叡山にまつわる該博な知識 たとえば、金刀比羅本『平治 〈新定盛〉 院御所の御前 「通憲博識解山 先の は の やはり師 は

とある。 事成句と言えよう。 度正応五年(一二九二)閏六月二十九日「記録所注進状案」 低い師光にとって最も近づきうる境界領域を意味した。 の意味では、 れて都に辿り着くことができたの意だろう。その場合、 野原ヲウヅメドモ、老タル馬ゾ道ヲシル」(〈延〉巻九―四六ウ)とあ 本『色葉字類抄』に「領許 如くにて通り給ひしぞ、法験も目出たく、皇威も畏ろしかりし」(続 比叡の山より北闕に参り給ひしに、 承久本『北野天満縁起』に というのが公的な催促、呼び出しなどの限度となっていたのであろう。 式文書による催促などは三回を限度としていたようである。 雖、及、三ヶ度「、終不、及、陳状「」(『鎌倉遺文』一七九六一)とあるよ 候す信西に対して、師光が沓脱に近づいて告げたもの。 づく」。観智院本〈名義抄〉に「領許 正嘉一(一二五八)年五月十日条)とあるように、奉書・御教書の公 又彼状雖、及,三ヶ度一、不二事行一者、於「引付」尋二明子細」」(『吾妻鏡 であり、また「奉行人奉書、三ヶ度不, 叙用, 者、 本の絵巻一〇八頁)とある。 ここは、 相論において訴状を出して相手の陳述を待つ限度も「三箇度 牛の後を辿ることにより道を見出したのではなかろうか。 出典不明。 ○紅山ニ入テ道ヲ失ヘリシニ、牛童ニ教ヘラレテ都ニ入所 馬と牛との違いはあるが、信綱が引く典拠に近似した故 紅山 〇銀心大臣 三草山合戦の折、田代冠者信綱の言葉に、「雪ハ (未詳) に入って道に迷った時に、 「其の間、 ウナツク」(黒川本ゥ畳字・三一七頁) 巻一の「きりう」譚で考えたことだ 〇信西打領許テ 「領許」 鴨河の洪水も去り退きて、 贈僧正、三度の宣旨を蒙りて ウナツク」(二八四頁)、三巻 可 \被\成\御教書\。 牛童は当然生 牛童に教えら 沓脱は身分の 〇御使三箇 |三||箇度 は「うな に「訴状 陸地の

> あり、 能性を示唆した。 似することから、その「きりう」譚は、 説可尋」とするように、異本書写段階で早くも典拠が分からない話で 本で改作されたか、あるいは創作された可能性も考えるべきだろう。 ○烏帽子ヲタビ (本全釈二―一七~一九頁)、「きりう」譚を引く その話と忠盛が殿上人からの陵辱を逃れ得た話とが余りにも酷 銀心大臣が記したとする成句の典拠は不明だが、 重髪の「童」、烏帽子の「人」、坊主頭の 日本で創作された話である 〈蓬•静〉 髪型·被 「僧侶」、 が、

が

宗成賢、 官人や文章生など武士以外の者をも含んでいた。 時 は 二七四頁)とあるように、鎌倉幕府以降、 とせり」(『武家名目抄』職名付録十。改訂増補故実叢書二―二七三~ 勤 蓬髪の「非人」というのが、中世という時代の身分表示であった。 「童」 あるように男女を問わず、「恪勤者八人、散位重賢、宗広、 を行う下級の侍を指すようになった。本来は武士に限らず、 いへり」・「庶士の尤下等なるものなれば番衆といはずして格勤を以て名 く勤めることをいったが、しだいに「格勤はすなはち宿直勤仕の人を に「ケシア(カ)ル者共」とされる。恪勤は本来は「昨日滝口不」恪 家人として仕えたことを言う。 田日出男一五六~一五八頁)。 り物のレベルでは、童髪から、髻を結い烏帽子を被ることであった(黒 は、成人儀礼によってはじめて「人」になりえた。それは、 |者三人被」停」(『小右記』永祚元年六月十八日条)のように怠りな 藤原清種」(『中右記』長承二年二月九日条)とあるように、 「男女房凡無,恪勤人,」(『中右記』永久二年十二月十九日条)と 右衛門尉藤原重能、 兵衛尉平行俊、 次項に引く〈延〉には、小舎人童と共 ○恪勤者ナンドニ仕ケルガ 貴人に近侍して宿直・護衛 文章生中原親清、 〇両人勒負尉ニナ その構成

サル 始まる大夫尉二人制が破られ三人になったのは、天仁元年(一一〇八) とある形が元の形であろう。 とあり、 得していたようで、本条の二人も恪勤者から衛門尉に任官したことを 恪勤者 景ハ右衛門尉ニ、二人一度ニ成タリケリ」(巻一―七一オ~七一ウ) 部分であり、 述べている。この後に、「師光ハ左衛門尉、成景ハ右衛門尉トゾ申ケル あるように、仕える主人経由で「諸司允」や「庄司」などの地位を獲 長承二年二月九日条の「恪勤者八人」に 称は残しつつ「靫負」の名称を用いたようである。弘仁二年十一月に 職員令所引弘仁二年十一月廿八日太政官符)とあるように衛士府の名 衛士府と併合され「左右靱屓府」と号した(『日本後紀』大同三年七 ていた。ここは衛門尉になったことを指す。大同三年七月、 ゾ申ケル カリケル間、 小舎人童、若ハ格勤者ニテ、ケシアル者共ナリケレドモ、 有所望云々〉」(『中右記』承徳元年二月十九日条)や、「恪勤侍信高申 左右衛士府が左右衛門府に改称された(『日本後紀』弘仁二年十一月 月二十二日条)。また、「今」衛士府」主」之、 然靫負為」名」(『今集解 〈延〉等に見るように、「故少納言入道ノ許ニ師光•成景ト云者アリケリ。 一十八日条)が、「靫負」の別称はそのまま使用された。前掲『中右記』 内蔵寮蟹谷庄司所望」(『中右記』承徳元年八月廿五日条) 「勒負」 (侍) 重複の感が有るが、本文は「恪勤」経由での任官を説明した 鎌倉初期の『官職秘抄』によれば、天禄三年 左右衛門府の別を説明する次の部分へと繋がっている。 院ノ御目ニカ、リテ召仕ハレケリ。 は「可」申一請諸司允一人」〈左大将殿恪勤侍男中原仲季 は 「靫負」 が正しい。 〇師光ハ左衛門尉、 なお、 「右衛門尉」が含まれている。 「靱負」の表記も通用 師光ハ左衛門尉、 成景ハ右衛門尉ト (九七二) サカベー 衛門府が などと 成

月六日、 巻一―六九オ)のもそうした脈絡で読めるし、 康頼ハ阿波国住人ニテ、品サシモナキ者ナリケレドモ、 臣達の奢りとなり、 光と成景であった。『平家物語』では、前代のまだ身の程を弁え振る舞っ 頼父子など多数の北面衆が、 時に叙留された時であった。このようにして鳥羽院時代の源季範・季 の始まりでもあり、 違使五位尉となった義経にも、 ル者ニテ、君ニ近ク被召仕」進セテ、検非違使五位ノ尉マデ成ニケリ」 る。山口眞琴は、〈延〉等で康頼に、大夫尉のことが見える(〈延〉 「彼 大夫尉は、 このことからすれば、『平家物語』において、検非違使尉なかんずく の子が、次節に記されるように白山事件を起こした師高なのである。 **ヲモ物共セズ無礼義」(〈盛〉) と批判される。そしてこの師光** 名に加増された。 に浴した。さらに後白河院時代、承安元年(一一七一)に大夫尉は四 のことであった。 夫判官トゾ申ケル」 旨ヲ蒙テ、 五九頁)。同様の観点からすれば、一ノ谷合戦の勧賞として、 1─二○七頁)と特筆されるのも同様な理由が考えられるとする(五八 ニ近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ、検非違使五位丞マデ成テ」(〈盛 た盛重や季範等と対比して、彼らは 九郎義経ハ一谷合戦ノ勧賞ニ、左衛門尉ニ成サル。 院寵による次第昇進の証しであるとともに、 九郎判官トゾ申ケル。九月十八日、 この後白河院時代に、 白河院寵童の検非違使藤原盛重が犯人追捕により やがて挫折転落していく者たちの徴しだとも言え 挫折転落していくきっかけとしても記し留められ (巻十 <u> 六一</u>ウ)。 院権力のもと別功等で昇進し大夫尉の栄 同様の読みが可能となろう。 「事ノ外ニ過分ニテ、公卿殿上人 義経の検非違使五位尉は、 左右衛門尉に任官したのが師 次節で「其西光ガ子息 義経ハ五位尉 その院寵が妊 諸道ニ心得タ 即使ノ官 ニ留テ太 (西光)

の御倉あづかり」(〈覚〉上―四九頁)とする。但し、事実は確認でき闘・延・長・南・屋・覚・中〉同。但し、〈南・屋・覚・中〉は、「院

〇二人ナガラ御蔵ノ預ニテ、猶被召仕ケリ

空

参照。

ていると言える。

らしい。「成景ハ京ノ者、小舎人童太郎丸ト云ケリ」(二一頁)の注解ないが、成景は、院庁に納められる米穀・魚類の収納にあたっていた

# (引用研究文献)

- \*青山幹哉「中世武士における官職の受容―武士の適応と官職の変質―」(日本歴史一九九六・6
- \*秋山喜代子「『北面』と近臣」(史学雑誌一○三─一二、一九九四・12。『中世公家社会の空間と芸能 による 山川出版社二〇〇三·**1**再録。 引用は後者
- \*伊藤瑠美「鳥羽院政期における院伝奏と武士」(歴史学研究八三二、二〇〇七・10)
- \*生形貴重「成親と西光―『平家物語』諸本本文対照の方法的試論―」(同志社国文学ハー、二〇〇四・12
- 黒田日出男「史料としての絵巻物と中世身分制」(歴史評論三八二、一九八二・2。『境界の中世 引用は後者による 象徴の中世』東京大学出版会一九八六・9再録。
- | 米谷豊之祐①「院北面武士追考─特に創始期について─」(大阪産業大学論集人文科学編七○、一九九○。『院政期軍事・警察史拾遺』 社一九九三・7再録。引用は後者による
- \*米谷豊之祐②「後白河院北面下﨟―院の行動力を支えるもの―」(大阪城南女子短大研究紀要一一、一九七六。『院政期軍事・警察史拾遺』近代 文藝社一九九三・7再録。引用は後者による
- \*佐々木紀一「恒武平氏正盛流系図補輯(下)」(国語国文一九九六・1)
- \*元木泰雄「福原遷都と平氏政権」(古代文化五七―四、二〇〇五・4)
- \*山口眞琴「平康頼と検非違使―宝物集序注―」(友久武文先生古稀記念論文集『中世伝承文学とその周辺』渓水社一九九七・3)
- 山下知之「阿波国における武士団の成立と展開―平安末期を中心に―」(立命館文学五二一、一九九一・6

彼山寺ノ湯屋ニテ、目代ガ舎人、馬ノ湯洗シケリ。 国務ヲ取行フ"間、。様々ノ非法非礼張行之余、"神社仏寺ノ御領、。権門勢家ノ庄園ヲ倒シ、散々ノ事共ニテゾ有ケル。縦邵公ガ跡ヲ伝ト云った。 いま 其西光ガ子息ニ近藤左衛門尉師高、 穏便ノ政ヲ行ベキニ、心ノ侭ニ振舞シ程ニ、。目代師経在国ノ間、白山中宮ノ末寺ニョ涌泉寺ト云寺アリ。国司ノヨ庁ヨリ程近キ所也。 キリ者也ケレバ、「検非違使。五位丞マデ。成テ、安元々年十一月廿九日ニ、追儺ノ除目ニ加賀守゛ニナル。 僧徒等制止シテ、「当山『創草ヨリ以来、イマダ此所ニテ牛馬ノ湯洗無 

下テーニナル。岩本、®金剣、®下白山、®三宮、®奈雪の谷寺、®栄谷寺、®字谷寺、三寺四社ノ大衆モ®馳集テ同意シケリ。「®時刻ヲ廻ベカラズ、 テュ涌泉寺ノ衆徒蜂起シテ、目代ガ馬ノ尾ヲ切、足打折、舎人ガソクビヲ突、寺内ノュ外へ追出ス。此由角トュ馳告ケレバ、目代師経大ニュ憤テ、 目代師経ヲ誅罰スベシ」トテ、七月一日、数百人ノ大衆喚テ庁ヘゾ押寄ケル。 在庁『国人等ヲ駈催シテ、数百人ノ勢ヲ引卒シテ、彼寺ニ押寄テ不日ニ坊舎ヲ焼払。懸ケレバ北ノ四箇寺ニ隆明寺、『涌泉寺、在庁』国人等ヲ駈催シテ、数百人ノ勢ヲ引卒シスの湯を言じている。 南四箇寺ニ昌隆寺、 「国ハ国司ノ『御進止ナリ。誰人カ≒可」奉」背□御目代で」トテ、在俗不当ノ輩、散々ノ『悪口ニ』及テ更ニ承引セザリケレバ、『狼藉也ト 護国寺、松谷寺、蓮花寺、八院ノ衆徒等会合シテ、使者ヲ中宮へ立タリエケリ。エ別宮、エ左羅、 中宮、※三社ノ衆徒、※急ギ 長寛寺、

=

門勢家の」、〈静〉「権門勢家の」。9〈近〉合点あり。行の冒頭に「ゆせん寺けんくわ」と傍書。10〈近〉「せんゆじと」、〈蓬・静〉「涌泉寺と」。 宮」、〈蓬・静〉「三宮」。33〈近〉「ないこくじ」、〈蓬・静〉「奈谷寺」。34〈静〉「栄谷寺」。35〈近〉「うこくし」、〈蓬〉「宇谷寺」、〈静〉「宇谷寺」。 四箇寺に」、〈蓬〉「ニ」なし。なお、「南四箇寺」。〈静〉「南四箇寺」。25〈近〉「ケリ」なし。26〈近〉「べつきう」、〈蓬〉「別宮」、〈静〉できる。 「つるき」とし、「る」に濁点。「き」に濁点を付すところを誤ったか。〈蓬•静〉「金剣」。 31〈近〉「しもしら山」、〈蓬•静〉「下白山」。 32 なし。「そむきたてまつるへきとて」。15〈近〉「あつこに」、〈蓬•静〉「悪口に」。16〈近〉「をよひて」、〈蓬〉「及て」、〈静〉「をよんて」。 やうより」。12 「狼籍也とて」。18〈近〉「せんゆじの」。19〈近•静〉「ほかへ」、〈蓬〉「外へ」。20〈近〉「はしりつけけれはは」とし、二番目の「は」に見せ消ち。 【校異】1〈近〉「けびいし」、〈蓬〉「検非違使」、〈静〉「検非違使」。2〈蓬〉「五位尉まて」。3〈近〉「なつて」。 〈近〉「やうく~の」、〈蓬・静〉「様々の」。7〈近〉「しんじやうぶつじの」とし、「う」に見せ消ち。8〈近〉「けんもんせいけの」、 〈近〉「はせあつまつて」、〈蓬・静〉「はせ集りて」。 37〈静〉「時剋を」。 〈近〉「いきとをつて」、〈蓬〉「憤て」、〈静〉「憤りて」。22〈近〉「くに人らを」、〈蓬〉「国人等を」。23〈近〉「せんゆじ」。24〈近〉「みなみの 〈蓬•静〉「佐羅」。28 〈近〉「三じゃの」、〈蓬•静〉「三社の」。29 〈近〉「いそきくだつて」、〈蓬〉「いそき下りて」、〈静〉「いそき下りて」。 〈近〉「さうぐ〜より」、〈蓬•静〉「草創より」。13〈近〉「御しんしなり」、〈蓬〉「御進止なり」、〈静〉「御進止也」。14〈近〉「御目代\_ 4〈蓬〉「ニ」なし。 5 30

ている。大夫尉は大夫判官に同じ。〈日国大〉「検非違使庁の尉(三等(一一七四)七月二十八日条「検非違使師高〈大夫尉〉」(『玉葉』)になっして、子の師高らは重用されたとする(一五七頁)。師高は、仁安三して、子の師高らは重用されたとする(一五七頁)。師高は、仁安三して、子の師高とは重用されたとする(一五七頁)。師高は、仁安三して、子の師光が子息ニ近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ、検非【注解】〇其西光ガ子息ニ近藤左衛門尉師高、キリ者也ケレバ、検非

十二月二十九日。『玉葉』「今夜追儺之次、

追儺除目に」(〈長〉

1—七五頁)。

正しくは、安元元年(一一七五

有,除目・僧事等,云々。

寺ノ御領、 たのである。 家の手から、 盛の娘、 持明院 盛・南・屋・覚・中〉が記すように、 かのようであるが、この事件の真相は、 る涌泉寺への一方的な乱妨行為 年木①八三頁)。白山事件には、こうした確執もその一因としてあっ とになったと考えられる(早川厚一、三五~三六頁)。この後の注解| 実とは異なるものの、この月日が古態と考えて良いであろう。 より訂正されたと考えられる。 屋・覚・中〉の史実に合致する年月日は、記録類等を参照することに 加賀守師高〈大夫尉〉」(安元元年十二月二十九日条)。当日は、 代師経在国ノ間」(二九頁)参照。なお、これまでの加賀の知行国主は 態と考えて良いだろう。 るが、「十一月廿九日」については、 日が追儺の除目の日であることを正しく記すことからも、 〈四・闘・延〉が、安元二年のこととする点についても、 この後に生起した同年四月の御輿振事件との間に不整合を来すこ (一一七七) 八月のこととするのもこのことと関わろう。 によると、白山事件は、 (藤原)基家で、受領は子の保家であった。基家の妻は、 保家は頼盛の孫である。 権門勢家ノ庄園ヲ倒シ、散々ノ事共ニテゾ有ケル 後白河法皇自身により奪い取られることになった 〇国務ヲ取行フ間、 この後に、〈四・闘・延〉 加賀守師高の弟目代師経の、 (盛) (「非法非礼張行之余」) に原因がある 加賀の支配権が、平氏一門に近い基 様々ノ非法非礼張行之余、 〈四・延〉に一致するように、 の場合も同様な事情が考えられ 追儺の除目の日であっ 梶原正昭が推測するように、 が、 鵜川軍を安元 こちらが古 会・南 た。 鵜川にあ また、 『平家 神社仏 その結 (浅香 その 平 史 E, 頼

る。 流了、雑物可一返与一之由宣下了」(『玉葉』四月十八日条)とあるよう 決して一人顕広王だけのものではなく、 二千余石,云々、仍神人等訴,申本山,、随,大衆,陣参」(安元) 賀国司師隆 | 云々、其故焼-払白山神領在家 | 、兼押-取大津神人貯物 外の様相も見せている。『顕広王記』に「山大衆群参、是為 指摘のとおりと思われるが、今回の事件は検注や免田といった側面以 浅香年木①八一~八三頁、田中文英一八八頁)。大きく見れば浅香の 加という、非合法な国務対捍行動の激化と、これに対抗する国守・在 徒・堂衆・神人集団の拡大、それに伴う本免外の加納田・出作田 事件は、 二七三頁)。さらにこの研究を進展させた浅香年木②によれば、 のような大事に発展したと考えられる性格のものであろう(二七〇~ にあるような叡山側の理解、 れ に目代流罪と並んで雑物の返還を宣下していることからも裏付けられ とを要因としてあげている。また、 十三日条)とあり、国司側が白山領の「在家」を焼き払い「大津神人」 庁側の強引な抑圧行為によって生じた事件であった(一三三頁。 その根底にある対立がたまたま些細なきっかけによって表面に出て 主記』にも「目代師恒焼ー失白山」、押ー取神人物」之故」(『天台座主記』 の貯物を押取したことを大衆群参の要因と見なしている。この見方は 本来国領であるべき土地の帰属を廻っての国衙対衆徒の争いであり、 第五十五 ないが、『顕広王記』に見られるような貴族達の理解、『天台座主記 実際の衝突の発火点は本文にあるような衝突事件であったかもし 上層百姓の寄人化運動によって進行する白山宮加賀馬場 法印明雲」)と、 やはり国衙側が神人のものを押取ったこ そして対応した朝廷側の理解 朝廷の側も解決策として「目代配 叡山側の史料である その総て 訴 二年四月 白山

社白山、 神人等解状」に「或往-|反諸国|事廻成、 年四月三日付けの日吉社司等解状に引用されている「彼津 六月 陸道諸国には「北陸道神人」と呼ばれる日吉社の大津神人が活動して は加賀国による大津神人の雑物の 在家」は、 れており、 五八八四号)とあり、網野は のであったようである。また、 堵」・「物売四条女」まで幅広い 津神人等米如」此等国司借召」とあるように国司から、 ら語っているように、借上つまり金融を行っていた。その顧客は を網野善彦が指摘している(二九六~二九九頁)。大津神人は保延三 国に「在国神人」と呼ばれる人々も活動していた( 建仁二年〔一二〇二〕 文屋通貞」などの長者のもとに編成されていた。そして、それぞれの しており、『顕広王記』で国衙側に焼き払われたとあった「白山神領 『平安遺文』二三五〇号)。その取り立ては「三條猪隈辺山僧神人等、 一○九~二一○頁)とあることからも分かるように、 :国衙側による神人の雑物押取を要因としているのである。 ||出挙之利||狼藉」(『明月記』建保元年五月二十七日条)と激しいも 〈副在家注文〉」(仁治二年六月十日「法橋庄円奉書」『鎌倉遺文』 左方・右方に分かれ「左方長者散位藤原有賢」・「右方長者散位 日「近江日吉社大津神人等解」『鎌倉遺文』一三〇九号 )こと ノ事ナラバ左モ有ナン。 たんなる発端か、対立の過程で起こった一事件に過ぎず、 まさにこのような在家であった。 社役も在家単位で賦課された」(前掲書) 「神人の在家は平民百姓の在家と区別さ 焼き払われた「在家」については「折 (保延二年九月 彼社ノ末寺也。 「押取」にあったようである。「本 或以,上分米,企,借上,」と自 今回の強訴の基本的要因 日「明法博士勘文案\_ 許容ニ及ズ」(1-一九八頁)と指摘 加賀の湧泉寺の 「越中国庁官田 (=大津 当時、 北 た

の弟也、 史は、 〇心ノ侭ニ振舞シ程ニ には、 伝本。 邵公の跡を伝えようとするの意の 覚・中〉「あとをへだつといふとも」(〈覚〉上―四九頁)、 始て、もろく一の民に至るまで、そのもとをうしなはず、 武王と共に善政を施した。『東関紀行』「もろこしの召公奭は周の武王 縦邵公ガ跡ヲ伝ト云トモ み物を憐れむあまり」(一三七頁)と言うように「跡を追ひ」とする。 絶系」の本文に変化したと考える(一二八~一三一頁)。『東関紀行』 れていくなかで、文章を合理化するために、「継承系」 指摘、「唐名として受領・国司を直指する「召公」の意味」が忘れら うのは分かりにくいが、水原は、 沮ット云トモ」(一一八頁)。水原一が指摘するように、〈延・盛〉 ヲ伝ト云トモ」(〈盛〉)、〈闘〉「経邵公。之跡」」(三一オ)、〈四・長・屋・ 徳政を忍ぶ故に、 人のうれへをことはり、おもき罪をもなだめけり。国の民こぞりて其 治めし時、 ないと、少なくとも当時の京都の人々は捉えていたようである。 とえそれが実際に起こった事件であったとしても強訴の要因にはなら らず、歌をなんつくりけり」(新大系一三六~一三七頁)。〈延・盛〉「 「召公の後身ともいうべき受領 、先の記事に続けて、「彼前の司も、此召公の跡を追ひて人をはぐ、 一見すると、 成王の三公として、燕と云国をつかさどりき。 邵公の跡から時は隔たっているけれどもの意の ひとつの甘棠のもとをしめて政おこなふ時、 召公去りにし跡までも、 暴悪な師高が善政を行なった邵公を継承するとい 諸本同。 邵公 (召公) (国司) この後、師高誅殺の場面においても、 邵公が国司の唐名であることから、 「継承系」、 でありながら」の意であると は、周の文王の子、武王の弟。 彼木をうやまひてあへて伐 〈四・闘・長・屋・覚 の本文から「隔 つかさ人より 晋の西の方を 「隔絶系」の あまねく又 南 は

西光親子が、世を世とも思わず、人を人とも思わない振舞により、 ているのであろう。 大衆が国庁に押し寄せたのを七月一日としているので、それ以前とし 認されているわけではない を指摘する (三〇頁)。 喪失が引き起こした「非義非礼」による騒擾として描かれていること 子亡」1―三七〇~三七一頁。〈延〉では、巻二―六〇ウ)。小林美和 罰モ掲焉ニシテ、一門終ニ亡ヌルコソ無慙ナレ」(〈盛〉巻六「西光父 吉ノ御輿及入洛。 罰を受け滅びるに至ったことが記される。「西光師高父子共ニ、法皇 十三日」(三一オ)、〈長〉「同二年八月」(七六頁)とする。 ことは間違いなかろう。師高が涌泉寺に乱入した時期については、 受けて西光の息男で師高の弟と理解されているが、必ずしも事実と確 ガ弟近藤判官師経、目代ニテ、同二年ノ夏ノ比、加賀国ニ下着ノ始 目代師経の素性を記さないが、〈南・屋・覚・中〉においては「師高 権現ノ神田講田没倒シ、涌泉寺ノ坊舎聖教焼払、末社ノ神輿登山、 『平家物語』巻一に描かれる事件は、末代における人々の「慎」みの 同三年八月」七二オ)、以下安元のこととして、 一十八日条)とあり、 **屋** 院武者所藤原師経 、切者ニテ世ヲバ世トモ思ハズ、人ヲモ人共セザリシ余ニ、白山妙理 年月日を付さないが、涌泉寺を焼払うという師高の所行に怒った 額打論事件以降、清水寺焼討、殿下乗合、鹿谷事件、白山事件と、 六四頁)のように、 …人ノ歎神ノ恨、三千ノ咒咀モ不空、十二神将ノ冥 〈四・延〉は、安元三年(一一七七)八月のこと(〈延 〈加賀国目代、 師 〇目代師経在国ノ間 師経を師高の弟と記す。一般的にもこれを の字を共有することから、 (鈴木彰四一頁)。ただし、『百練抄』には 国司縁者也〉」(治承元年三月 〈四・延・長・盛〉 〈闘〉「同三年八月 血縁者である ⟨南•屋•覚 Н

HH ):		_					_			,								
間に「願	四月十三	(1144)	局の任加	日ニ加賀	りに年日	安元三年	頁)とする。	の館を龍	上一四九	中〉は、	御輿振	臣除目 重盛内大	願立	宇河軍	師高加賀守	臣除目 重盛内大	庭谷	
「願立」記	9		加賀守を	寺ニナ	りに年月日を記	八月四		の館を襲撃した日を、	四九頁)と	師経が	4 安元 13 三年	3 · 5 / 5 / 5 / 年	二年	8 安元三年	11 安 · 29 二 年		不明	
「願立」記事があるためそうした不整合が見過ごされてきたかとしている。そうした不整合を来している形が古態と考えられる。	る。故に、	八月とし、「願立」記事を挟んで、	高の任加賀守を安元二年(一一七六)とし、	目ニ加賀守ニナル」(二六頁)に記したように、	した。先の注解「安元々年十	安元三年八月四日に治承に改元されている。	の前後の編写		#泉寺に乱	師経が加賀の目代に補せられた時を	4 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ 毛 、 年 、 年 、 年 、 年 、 年 、 年 、 年 、 年 、 年 、		二嘉年保	8 安 · 13 三 年	12 安 · 21 二 年		不明	闘〉
	に、宇河										4 治 • 第 13 年		二嘉年保	8 安元三年	11 安 · 29 <sub>年</sub>	3 · 1 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5	不明	延
	宇河軍記事と										4 治 13 元 年		二嘉年保	8 安元 年	12 安 · 21 <sub>年</sub>	3 · 1 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5 · 5	不明	裛
小整合が	と「御輿振」	挟んで、		ように、			の諸本対	「同七月九日の暮方」	日は記さ	た時を「	4 治 • 3 元 年		二嘉年保	注解参照	11 安 · 29 元 年		不明	盛
見過ごり	振」記	「御輿」	続く宇宙	〜四 • 闘	月廿九日ニ、	表では	照表を			同二年夏の比」	4 安元 13 三年	3 · 5 5 年	二嘉年保	二年 夏	12 安 · · 29 元 年		不明	(南·屋)
されてき	記事とは、	「御輿振」を安元三年	続く宇河軍を安元三年	· 延〉		右表では本文の表記どお	掲げる。	(〈覚〉上	白山大衆が師経	夏の比」	4 安元 13 三年		3 · 嘉保二年	二年夏	12 安 · 29 元 年	3 安元三年	不明	覚
たかと	不整合	完三年	完三年	は、 師	追儺ノ除	記どお	なお、	五〇	小が師経	((覚)	4 安元 13 三年	3 · 5 · 5	元年冬	二年夏	12 安 · · 29 元 年		不明	守

訴也 思われる 国府は、 明ながらも安元二年の出来事であった事が確認できる。 ちなみに、『玉葉』が 氏所白山寺領温泉寺住侶、 山の末寺「温泉寺」、〈長〉「うんせん寺」(1―七六頁)、 いが、この後に、数百人の大衆が師経を「七月一日」に襲撃したとす 社縁起』三六七頁)と記される、 大聖寺、或八院之内有: 山之記』に「白山五院、 国府側の公事賦課に対し温泉寺の僧が先例にないと言って拒否したと 全書・神道1―二八六頁)とある。これによれば、温泉寺の僧侶は 人上分米千余石押取了。依」之温泉寺之僧侶等、 暮方」とする〈南•屋•覚•中〉に近い本文を留めていると言えよう。 ,末寺ニ涌泉寺ト云寺アリ。 国司ノ庁ヨリ程近キ所也 動仕 云々。 |云々」(安元三年三月二十一日条)とあり、 安元 『白山之記』の温泉寺は、 目代が温泉寺の別所を焼き払ったこと、大津神人の神米を押領 加賀守師高、 白山の末寺宇 小松市古府町付近にあった。『日吉山王記』に、「加賀国目代 〈四・盛・南・屋・覚・中〉 一年のことと考えて良いであろう。 (早川厚一、三五頁)。 白山に訴えている。 仍件別所、目代焼払了。 미 ||五院|、余三院後建立云々」(日本思想大系『寺 「人伝云、 鵜川 ♪被⊹配流₁之由云々、件目代、焼;払彼国白山 柏野 切一懸公事」之間、寺僧等依」無 〈中宮末寺〉・温泉寺・極楽寺・小野坂 なお、 (〈延〉「白山ノ末寺ニ字河ト云山寺」 山上大衆已欲」下」京云々、 現在の加賀市山代温泉の薬王院温泉 『日吉山王記』 白山五院の一つとしての温泉寺では は、 盆 兼又称,兵粮米,、大津右方神 加賀の国府に近い地とする。 襲撃日を は 史実としては季節は不 の記す温泉寺は、 訴 ここに月日を記さな -白山 山 「同七月九日の (延・南・屋 先例、不 一・闘〉 〇白山中宮 (続天台宗 是去年之 É

> け、在庁たちの支配の拡大に抵抗していた(浅香年木①八三頁)。 寺を指すが、それは鵜川の地ではなく、国府から離れてしまう。一方、 寺を指すが、それは鵜川の地ではなく、国府から離れてしまう。一方、

屋・覚〉 が行われたが、関係部分からは、寺院遺構や焼跡などは見つからなか 原の入口付近に温泉施設 たとする。「湯屋」つまり浴室のこととする〈盛〉、「寺僧どもの 〇彼山寺ノ湯屋ニテ、目代ガ舎人、 ということである。ちなみに、 には湧き水が確認できる写真 したが、「涌泉寺温泉」も存在した。旧 みけるを」(上─五一頁)とする〈中〉は、温泉かどうかは不明。 は不記。〈四・延・長〉では、「出湯」、つまり温泉に馬を入れて洗 ように、 いた『日吉山王記』には、馬の湯洗いの件は見えない。 〈四・延・長・盛・南・屋・覚・中〉 は 温泉ではない可能性もある。現在の遊泉寺町の隣の谷、 「境節湯をわかひて浴びけるを」(〈覚〉 「ピュア涌泉寺」が現存し、 (一四頁) 近年道路工事のため遊泉寺付近の発掘 は馬の湯洗いのことを記す。 馬ノ湯洗シケリ があったが、 『国府村史』(一九五六年刊) 四九頁) 現在不明である これに対して、 前項の注解に引 近年宅地に転換 倉南

罪ヲ重ヌ」(巻六「西光卒都婆」1―三七二頁)、「形バカリハ出家こ うに、 ること」(〈角川古語〉)。ここは、 **当ノ輩** 「不当」は「正当でないこと。間違っていること。 三九九八号)と「御」の字の付かない同様の用例もある。 馬の湯洗いを妨げようとする僧徒等に対し、師経の舎人等が、 易の権利を行使することを意味するようになった」(『国史大辞典』)。 の者とする捉え方が目に付く。「我在俗不信ノ身トシテ、 月十八日「問注東大寺所司伊賀国在庁等申詞記」『平安遺文』 宣旨案」『平安遺文』二五四八号)、 原利宗・東大寺僧覚仁重問注記」『平安遺文』二二六七号)とあるよ 指図に背くことは許されないと主張したことになる。 国司の支配下に置かれているものなのだから、何人たりとも目代様の 次第に限定され、 たとのことである。 また、「於|義朝濫行之事|者、不」能|国司進止|」(天養二年三月四日「官 何況今始有、限公田"於,押入,、」(久安五年六月十三日 七〇ウ)。同様の用例は「雖、為。「年来加納」ー゙、含。「停廃'「国司御進止也' 倉殿仰 "云、 古代には「所勘」「沙汰」などの広い意味で用いられる場合があったが、 などを思いのままに支配すること。「しんじ」とも読み、進退ともいう。 ・テ、心ハナヲ在俗ヨリモ不当也。 愚癡ノヤミ深シテ、憍慢ノ幢高シ\_ こうした主張は、 本条と同じく国司による国内の検注に関わる事件で見られる。 には、当該箇所の他に、在俗の者を「不当」「不信」「不善 諸国 中世では所領・所職に対する充行と没収、 ´須´字史之進止也。不能´他人之下知˙歟」(巻八 (盛) ○国ハ国司ノ御進止ナリ。誰人カ可奉背御目代 の独自異文。「進止」は「土地・財産・人間 僧等に暴言を吐く師経の舎人等を言 「国司進止乃国領地」(養和元年八 〈延〉「右被"鎌 「伊賀国目代中 朝暮世務 無道であ 〇在俗不 補任と改 国内は

文は、狼藉を受けた寺僧等がこの後呼びかけた結果、 の「惣長吏智積、 生起した即時の対応としては、 神人集団であったのは確かだろうが ども」(〈覚〉上―四九頁)とする。 咎めたのを、 りは比丘尼は劣り、比丘尼より優婆塞は劣り、優婆塞よりも優婆夷は 正参仁和寺宮」4―四二二八頁)。これは、 ぐる目代と中宮三社八院大衆との抗争のとき、 立つものであった」、「惣長吏になるのは白山宮の長吏に限られていた」 意志を反映した動きとして記されていると解する(二三~二六頁)。 なお、鈴木彰は、 三社や中宮八院の主立った人物を先取りする形で記すのであろうか。 師経等が引き起こした事件だろう 手取川河谷上流域を拠点とする中宮三社と中宮末寺八院の衆徒・堂衆 八院三社ノ惣長吏智積、覚明等」(七二オ)、〈南・屋・覚・中〉 劣れり」(『徒然草』第百六段。新大系一八○頁)に見られるような価 キニ、心ナラズ在俗不善ノ身ト成、叙爵シ侍シカ共」(巻三十 ただし、「惣長吏」は「「白山七社惣長吏」であり、各社の長吏の上に られる。本来はその場にいた、名も無き「衆徒」「僧徒」「寺僧」等と 豆房浄智」、 値観に基づくか。 (黒田俊雄二七四頁)こと、「安元三年(一一七七)の涌泉寺焼討をめ (巻八「法皇三井潅頂」1―五一六頁)、 <br />
〈闘〉「温泉寺僧徒」(三一ォ)、〈延・長〉「白山ノ中宮、 (盛) 覚明」という人物設定には問題があるようにも考え 〈延〉では当該事件が始発時点から白山中宮全体の は ○涌泉寺ノ衆徒蜂起シテ 師経側の狼藉に対して 「涌泉寺ノ衆徒」とするが、諸本では 〈延・長〉の記す中宮三社や中宮八院 (安藤淑江四一頁)。 白山事件の主体となった勢力が、 (浅香年木②一三八頁)、 「剃髪染衣ノ形ニコソ罷成べ 「四部の弟子はよな、 白山宮がいわば中立的 駆けつけた中宮 延•長》 比丘よ

『天子ノ親トモ覚ズ、死生不」知ノ事セサセ給ヌル者哉、 門ョリ外へ引出シ、平判官資行ガ下部ニ給フ。…文覚ハ悲キ目ヲバ見 法師、 懐ク。文覚ハ右宗ガ小ガヒナヲ突貫、右宗乍、突不、放、 出ス」(巻十七「源中納言夢」3―四五頁)、②〈盛〉 **内ノ外へ追出ス** 「ソクビヲ突」とはどのような所作を言うのか、 から関わっているとするのは、 摘する)ことを踏まえるならば、「白山ノ中宮、八院三社ノ惣長吏 シトモオボエズ」(巻十八「文覚狼藉」 3―一一三~一一八頁)、③〈延〉 シタ、カニ打タリケルニ、少ヒルミケルヲ、 右宗、武者所ニテ候ケルガ、走向テ太刀ノミネニテ、左ノ肩ヲ頸懸テ、 ノ所為ト浅増クテ、上下万人興ヲ醒セリ。『コハ何事ゾ、北面ノ者共 ビ突』ト仰ケレバ、赤衣ノ官人ツト寄テ、彼女房ヲ情モナク門外ニ突 記作品に見出される例は次のようなものである。 意図に基づくものと見るべきではないか。 な態度をみせた」 法皇忽ニ逆鱗ワタラセ給テ、『コハ何者ゾ。 一番目ニ居給タル上﨟、ユヽシクシカリ音ニテ、『入道イカニ汝ヲ憑 、ヘコロビコチヘコロビテ勝負見エズ。 調子乱ル、大音ニテ、片言ガチナル勧進帳ヲ読タレバ、 少モ口ハヘラズ、門外ニ引張レナガラ、 朝威ヲ背ニ依テ義定既ニ畢ヌ、謀臣ノ方人所望希恠也、 発心修行シテ造営済度セントスルヲ、 急ソクビ突』ト仰ナリ。 の表現にはいささか不審が残る。やはり白山中宮が最初 (黒田俊雄二六〇頁、 史実というよりは 浅香年木一三九頁も同様に指 其後集寄テ、カク~く栲シテ 其時信濃国住人安藤右馬大夫 〇舎人ガソクビヲ突、 太刀ヲ捨テ得タリオウト 奇怪也。 打張ソ頸突トハ宣べ 御所ノ方ヲ睨ヘテ、 ①〈盛〉「座上ノ次 延 北面ノ輩ハナキ 「思モヨラヌ大 成」上成」下ア 袈裟カケ衣着 の事件創出の 軍 寺

浅香年木②は、 催シテ、 を痛めつけることに主眼があるのではなく、 頸突」こととは別のことを指すようである)、③の公朝の言葉に、 外ニ突出ス」とあるのみで、過酷な打擲が加えられたようにも考えら ①の厳島明神に対して、「赤衣ノ官人ツト寄テ、彼女房ヲ情モナク門 リ」とあるように、「クビ突」も頸を突くことかとも考えられるが、 神々の議定の場から、平家の方人厳島明神が追い出される場面、 ケリ」(巻五「文学院ノ御所ニテ事ニ合事」二六ウ~二七ウ)。 帳ヲ取直シテ、烏帽子ヲ打落テ、シヤ胸ツキテ、 中ニ平判官資行、左右ナク頚ヲ突ムトテ、走懸タリケルヲ、文学勧准 カ。 在庁ども催し集め、其勢一千余騎、鵜川におしよせて」(上―五〇頁)。 出そうとするためのものであったと考えられる。 を傷つけることに目的があったのではなく、 に主眼のある言葉かと考えられる。故に白山事件の当該記事も、 ヨト云御気色ニテアルゾ」とあることからも、「クビ突」とは、 れない。或いは、②に「打張ソ頸突」とあることや(「打張」と「ソ 院御所から文覚が追い出される場面の、 ト云ケレドモ、少モシヒズ。…門外へ引出シテ、資行ガ下部ニタビテ テケリ。…宮内判官公朝、『搦ヨト云御気色ニテアルゾ。速ニ罷出ョ』 したものである。 ノ在庁官人ヲ数千人引率シテ」(〈南〉上―一一九頁)、〈覚〉 〈長〉 「国方より、大ぜいをそろへて」(1—七六頁)、〈南・屋〉 「当国 シヤソクビ突候へ』 数百人ノ勢ヲ引卒シテ この時集まった国人として、この後に記される留守所 〈延〉に、「シャ胸ツキテ、 ト被仰下」ケレバ、…我モくト走懸ル。 当該句に該当する本文を記すのは、 〈盛〉と この場から追い出すこと 取り敢えず寺の外に追い ノケザマニ突タヲシテケ ノケザマニ突タヲシ 〈延〉の記事を引用 〇在庁国人等ヲ駈

— 141 —

牒の差出人の分析から、在地性が稀薄で領主化の遅れている財・大江 頁)、松谷寺は、「松谷は能美郡正蓮寺辺の村名なり。 三州志に 講中録』に聖隆寺とあり、「此寺地未詳ならず。三州志「昌隆寺今不 正蓮寺村五国寺村の近辺也」(六八~六九頁)、昌隆寺は、『白山荘厳 寺涌泉寺蓮台寺立明寺正蓮寺五国寺善光寺是也。其中善光寺は寺跡の 村は軽海村と正蓮寺村との間なる村邑にて軽海の郷内なれば長寛寺の 鵜川の村地なるを以て鵜川寺とも呼たるなるべし」(六九頁)、長寛寺 り隔て国府村あり。是いにしへ国衙の遺跡にてそのかみ涌泉寺の寺地 の寺跡」(七〇頁)、涌泉寺は、「今能美郡軽海村の近邑に遊泉寺村あ 寺は、「今鵜川村の隣邑に立明寺と云ありて遊泉寺村と並たり、 宮八院、護国寺、昌隆寺、松谷寺、蓮花寺、善興寺、長寛寺、 寺二隆明寺、 橘氏などの在地勢力であったろうとする(一三五頁)。 (六七~六八頁)、護国寺は、「今能美郡五国寺村その廃跡なり」(六七 存若くは今の正蓮寺村古の寺跡にて昌隆寺の誤歟」といへり」 みにて村名は岩淵と云」とあり。…岩淵村は能美郡軽海村の隣邑にて より八大寺とて今其寺もなく寺跡は皆村名となれり。所謂仏大寺金剛 廃跡なる事いちじるし」(六九頁)、善興寺は、「堀樗庵の三 遺跡をちやうくはん寺と字し今田地に成たり」といへり。按ずるに中 は、「宝永誌三州事蹟誌に「能美郡中村領に昔長観寺と云寺あり、其 り是その寺跡也。…さて此村の隣邑を鵜川村と云、此地より一里ばか 三六七頁)。白山比咩神社叢書第一輯『白山記攷証』によれば、 隆明寺〈隆明寺外七院軽海郷内也〉」(日本思想大系『寺社縁起』 松谷寺、蓮花寺 涌泉寺、長寛寺、 〈盛〉の独自本文。中宮八院を指す。『白山之記』「中 善興寺、 南四箇寺二昌隆寺、 〇北ノ四筒 一州奇談に「古 護国寺、 涌泉寺、 是そ 隆明

徒 とある。 久安五年十月十一日、寄」進御山末寺」、仁安元年九月日、 任,,寺中之現形,定,四至,畢」「蓮華寺者、本願主中宮院主兼長吏覚祥、 寛寺院内者、去長寛二年八月日、 断」「松谷寺者、泰澄和尚草創之古跡也、仍応保三年正月日、 願主散位橘朝臣任国堺,四至,之申文、当任守并在庁等加,奥書連署,裁 年九月七日堺,四至,、同寄,進敷地,」「昌隆寺者、□保二年三月十四日、 正四位下行皇后宮兼守藤原朝臣敦家任国之時、去延久之建立、 徳二年(一三三〇)閏六月の中宮八院衆徒申状に、「護国四天王院者、 滓上川と合流する手前の東南岸に面した、ゆるやかな丘陵地に位置し 蓮花寺は、 岩蔵寺者、大治四年四月十八日夜、目代散位藤原朝臣依」蒙霊夢 勝円房捧。申状、建久六年十月日、目代并在庁官人等、 十一月日、目代等堺□敷地之四至」、与奉□免状□□□「涌泉寺者、 安穏・国吏泰平 |御祈祷、目代・在庁等堺|敷地之四至 |寄,|進之 |」「長 ていたようです」(五三頁)という。また、浅香年木②が紹介する元 谷寺・護国寺・昌隆寺の三つは比較的近接しており、 寺跡あり、昔松谷寺と云寺ありたるよし云伝ふ」とあり」(六八頁)、 示,寄進之間、各任;良吏代々之□券,、不¸乱, 貞贖而令,建立一、当年申--請国衙,外題并在庁連-署於解状之奥書,、同 い。『白山之記』に軽海郷内と記す(六八頁)。由谷裕哉によれば、「松 |松谷||土人相||伝松谷寺||道跡||」とも見え、能美名蹟誌に 急ギ下テーニナル 石川郡や能美郡に蓮花寺村あれど、地理齟齬し該当しがた ○使者ヲ中宮へ立タリケリ。 浅香年木②が指摘するように、『平家物語』 □証判1、堺□四至1寄□敷山林1」(一三一 殺生禁断 • 在家役停止之時、 別宮、 仟佰 左羅、中宮、三社ノ衆 管一領之一」「末寺 いずれも梯川が 限敷地之膀 散位史 為 承保元

れはやはり中宮勢力のひき起した事件であり、 宮がいわば中立的な態度をみせた」(二六〇頁)と指摘し、山岸共は「こ 引用した『白山之記』に見るように、岩本・金剣・下白山・三宮は と本社との間に更に此一社を造立して嶺上三峰の神霊を鎮祭し佐羅別 賀下山七社、白山、金剣、岩本、三宮〔此号,|本宮四社,]、中宮、 宮)との中間に位置し、「この第二の地域は、いわば聖界と俗界との 取川河谷上流域を拠点とする中宮三社(中宮・別宮・佐羅宮)と中宮 諸本の記載は必ずしも一致しないが、 本宮四社。このように、白山事件に、本宮の四社が同調したとするの しといへり」(五九頁)とあり。 なるべし。故にいにしへは中宮の衆徒とて神官社僧多き事本宮にひと 宮の両社は其属社なりし故に中宮等の三社を合して中宮三社と号する 三六七頁)。『白山記攷証』に、 に立つ宮であったのであろう」(二五二頁)とする。『白山之記』「加 つまり境界を意味した…本来は聖と俗の「中」=境という厳粛な地点 頂近くの禅頂(奥宮)から尾添川にかけての「山」と、里宮(白山本 三社で、白山から流れ出る手取川の上流に位置する。 末寺八院の衆徒・堂衆・神人集団であったと説く点では一致している (一三七~一三八頁)。三社は中宮三社とよばれる中宮、 (盛)も佐羅の早松の御輿のみであり、黒田俊雄は「安元三年(一一七七) 『涌泉寺焼討をめぐる目代と中宮三社八院大衆との抗争のとき、 盛 此号,,中宫三社,也、惣云,,七社,」(日本思想大系『寺社縁起』 栄谷寺、宇谷寺、三寺四社ノ大衆モ馳集テ同意シケリ のみ。 しかしながら、 中宮は「本宮に対したる中宮にて山嶺 この後、 〇岩本、 闘争の主体となった勢力が、 動座させた神輿については、 金剣、 本宮が参加したとする 下白山、 黒田俊雄は、 佐羅、 前項に 別宮の 中 手. Ш 奈

> 温谷 多く居たりしかど、天文天正頃の御乱に兵火に罹り悉く断絶して遺址 関係を結んでいた」(一二頁)ことからも、本宮側の加担は考えづらい。 指摘するように、中宮と延暦寺との本末関係は白山宮とは独自になさ に栄谷村あり。是其寺地にていにしへ此地に数字の仏閣ありしかど是 のみ残れりといへり」(七二頁)、栄谷寺については、「今那谷の隣邑 るにより地名を以て寺号とし、那谷寺と同じく数字の仏閣ありて衆徒 那谷より一里許を隔宇谷村あり。 観音堂あり。故に自生山岩屋寺と号す」、宇(温)谷寺については、「今 谷寺について、「今江沼郡那谷村に存す。境内奇石怪巌峙て巌窟中に 攷証』は、「三ヶ寺は白山本宮の末寺なるべし」(七○頁)として、 れたものであり、 など、事実としては本宮四社の加担はなかったとみられる。 のは後の潤色ではなかろうか」(六四頁)、 も諍乱の頃悉く断絶して、今其寺跡のみ残れり」(七二頁)と記す。 また、三寺については、『白山之記』に、「三ケ寺、那谷寺〈号岩屋寺〉、 本宮四社が動いた形跡は、甚だ乏しいといわねばならない」(一三九頁 〇七月一日、数百人ノ大衆喚テ庁へゾ押寄ケル **栄谷」(日本思想大系『寺社縁起』三六七頁)とある。『白山!** 「白山宮と中宮が本来的に別個の勢力として叡山と 是其寺地なり。此地にいにしへ有た 浅香年木②「この闘争に、 日付を記すのは、

喜

「二千余騎」と記す。 は少なすぎよう。但し、この後、国分寺に衆会して評定があった時は覚・中〉「二千余人」。本宮も荷担したと記す〈盛〉の場合、「数百人」は少なすぎよう。但し、この後、国分寺に衆会して評定があった時はは少なすぎよう。但し、この後、国分寺に衆会して評定があった時はは少なすぎよう。

# 【引用研究文献】

- \*浅香年木①「中世の衆徒・神人と領主」(『石川県尾口村史(三□通史編』石川県石川郡尾口村役場一九八一・12)
- \* 浅香年木②『治承・寿永の内乱論序説』(法政大学出版局一九八一・12
- \*網野善彦『日本中世の百姓と職能民』(平凡社一九九八・2。のち平凡社ライブラリー、 再録。 引用は後者による
- \*安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面-−白山事件の場合−」(国語と国文学一九八三・4)

九九八・3再録。引用は後者による

- |梶原正昭「『平家物語』の一考察─「鹿の谷」と白山事件」(早稲田大学教育学部学術研究一〇、一九六一・11。 『軍記文学の位相』汲古書院
- |黒田俊雄||白山信仰||中世加賀馬場の構造||」(『石川県尾口村史 | 三 『黒田俊雄著作集 第三巻 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。 通史編』一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店一九九〇・10 引用は著作集による
- 小林美和「『平家物語』の構想力─巻一・滅亡への序曲─」(青須我波良三四、一九八七・12。『平家物語の成立』和泉書院二○○○・3再録。 用は後者による 引
- \* 米谷豊之祐 『院政期軍事・警察史拾遺』(近代文藝社一九九三・7)
- 佐々木紀一「『平家物語』「鵜川合戦」・「御輿振」の史的問題若干」(山形県立米沢女子短期大学紀要四八、二〇一二・12:
- 鈴木彰「『平家物語』における〈白山事件〉―文書の活用と事件像の創出―」(文学隔月刊三―一、二〇〇二・1―2。『平家物語の展開と中世社 会』汲古書院二〇〇六・2再録。 引用は後者による
- 武久堅『平家物語は何を語るか―平家物語の全体像 PART  $\overset{\coprod}{\succeq}$ (和泉書院二〇一〇・10
- \* 竹森靖「中世白山宮の成立と支配関係」(北陸史学三一、一九八二・11)
- |田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」(日本史研究二五〇、一九八三・6。『平氏政権の研究』 後者による 思文閣出版一九九四・6再録。
- \*早川厚一「『延慶本』『四部本』平家物語をめぐる本文批判の問題点」 (名古屋大学軍記物語研究会会報一、一九七三·5)
- \*水原一「『平家物語』における漢詩文関連の問題」(渡辺三男博士古稀記念論文集『日中語文交渉史』桜楓社一九八二・10。『中世古文学像の探求』 新典社 九九五·**5**再録。 引用は後者による
- \*山岸共「白山信仰の変遷」(『石川郷土史学学会誌』二、一九六九.
- \* 由谷裕哉「白山をめぐる南加賀の宗教施設(上)」(石川自治と教育四八九、一九九五

ドモ、不二事行」。 合シテ云、「理訴ヲ極ズシテ下向ノ条、謂ナシ。山門ニテコソ火ニモ水ニモ成ベケレ」トテ、重テ又追上ス。寺官山上ニ越年シテ谷々坊々ニ訴・合シテ云、「理訴ヲ極ズシテ下向ノ条、別はお、ことのは、これのは、これのは 国ニシテ 。左右スベキニ非ズ。 本山ニ訴テ、師高・師経ヲ ゚可 |断罪 |也」トテ、子細ヲ録シテ寺官六人ヲ差上テ、山門ニ訴詔シケリ。 大衆此事ヲ 金台、学円、『仏光寺ノ宗人ノ大衆三十余人、三寺四社ノ衆徒等相具シテ、其勢『二千余騎、 師経ハ「涌泉寺。焼失ノ後、僻事シツト思ツヽ、忍テ京へ逃上タリケレバ、庁ニハ人コソナカリケレ。八院三社ノ。衆徒ノ張本ニ、智積、覚明、法台、師経ハ「涌泉寺。焼失ノ後、僻事シツト思ツヽ、忍テ京へ逃上を見り 「本社白山ノ事ナ「IIOラバ左モ有ナン。彼社ノ末寺也。許容ニ。及ズ」トテ其沙汰ナシ。。寺官等。力ナクシテ、十一月ノ比国ニ下ル。 国分寺ニ衆会シテ評定アリ。「目代逃上ヌル上ニハ、

100

「寺 官 等」。10〈近〉「ちかく」として「く」の右に「ら」を傍書 「仏 光 等の宗徒の」。 5〈近〉「三千余騎」とし、「三」字に二重縦線。 【校異】1〈近〉「せんゆじ」。 〈近〉「だんざいすへしとて」、〈蓬〉「断罪すへき也とて」、〈静〉 2〈近〉「せうしつの」、 〈蓬〉「焼失の」、 「断罪すへき也とて」。8〈蓬〉「及はすとて」。9〈近〉「じくはん等」、〈蓬〉 右に「二」を傍書。 〈静〉「焼失の」。 6〈近〉「さたすへきに」、〈蓬・静〉「とかくすへきに」。 3 蓬〉 「衆」の」。 4 〈蓬〉 「仏光等の宗徒の」、

師経が遁走したとするのは のこと(浅香年木①一四一頁)。なお、大衆が国庁に押し寄せる前に、 は元徳二年(一三三〇)閏六月、白山中宮八院衆徒申状 を焼失させた罪を問われていることからも明らか。涌泉寺の敷地国免 代をはじめとしてしかるべき立場の者は誰もいなかった、の意。『玉葉』 タリケレバ、庁ニハ人コソナカリケレ 治承元年四月十七日条の後白河法皇の院宣にも、「雖」非 上っていたので、 てしまったことは具合が悪いことをしたと思って、密かに京 の国人を率いて)涌泉寺を焼払ってはみたが、さすがに焼失までさせ 【注解】〇師経ハ涌泉寺焼失ノ後、僻事シツト思ツヽ、忍テ京へ逃上 所為之旨不,穏便,」と、寺領ではなく国領ではあるものの、 『加能古文書』二一四号)によれば、建久六年 (大衆が押し寄せてきた七月一日には) 盛 のみ。 師経は(怒りにまかせて在庁 このあたりの展開は諸本で若 (一一九五) (武蔵金沢称 |寺領|、焼払 国庁には目 へ逃げ

中宮三社と中宮の末寺である「中宮八院」の衆徒を指す。また、ここ 経が宇川 干異なる。 山ノ中宮、 で「衆徒ノ張本」としてあげられる名前については諸本に異同がある。 金台、学円、仏光寺ノ宗人ノ大衆三十余人「八院三社 げ上ったとする。 上―一一九頁)と思ったのか、合戦を翌日に控えた夜のうちに京へ逃 目代の館に押し寄せてきた(七月九日)のを見て、「カナハジ」(〈南) たと思ったのか、 こもって使いを国庁に差し向けたことを受けて、師経が おける事件展開の詳細を記さない。〈南・屋・覚・中〉では、 〈延・長〉では、目代の狼藉に対して馬の尾を切った人物として「白 (鵜川)を焼払ったことに怒った白山の大衆が、二千余人で 八院三社ノ惣長吏智積、 (延・長) 即座に逃げ上ったと記す。 〇八院三社ノ衆徒ノ張本ニ、智積、 は 国府近くに押し寄せた大衆が、 覚明」(〈延〉巻一―七二オ)を挙 〈四・闘〉 ノ衆徒」とは、 覚明、 は加賀国内に 「僻事」をし

静

盛・南・屋・覚・中〉によれば大夫房覚明 問が残る。「惣長吏」ではなく、『白山之記』「中宮長吏隆厳之注云々」 明、法台坊性智、学願、土佐ノ阿闍梨」(上―一二〇頁)、〈覚〉 「智釈、 だいぼう、しつ大房、のと房、かこぼう、ゑち前房」(2―七六頁) げた後、 である可能性を、武久堅が指摘する(一二頁)。しかし、 あるように世襲」(黒田俊雄二七四~二七五頁)との指摘もあり、 いては、「惣長吏は、「白山七社惣長吏」であり、各社の長吏の上に立 が、〈延・長〉が智積 の名を挙げる。 院の大しゆの中に、秀衡がまごに金台ぼうを大しやうぐんとして、 覚明と同一人物とするには疑問が残る。 を書いた人物とされており、その後清盛の追求を逃れて東国に下っ 治承四年(一一八○) 覚明については、これが義仲の手書として知られる大夫房覚明(信救) (思想大系三六七頁)」などに見られる「中宮長吏」のことだろうか。 つものであった」が、「惣長吏になるのは白山宮の長吏に限られてい (上―五二頁)など、微妙な異同が見られる。いずれも伝未詳である 大衆金大房」(〈延〉巻一―七二ォ)の名を挙げ、一方で〈長〉は、「ハ 一の中で大将軍を務めたとされる人物で、「秀衡がまご」と記さ がくめい、ほうたい房、しやうち、かくい、とさのあじやり」 宝台坊、正智、学音、土佐阿闍梨」(上―五〇頁)、〈中〉「ちし 延 しかも、白山宮長吏は『白山記』に「長吏ハ藤氏末流」と 義仲に仕えて覚明と改名とあるので、ここに挙げられた は国府に寄せた軍勢の大将軍として「宇河白山 また〈四〉「伊豆房浄智」(四一左)、〈南〉「智釈、学 の以仁王挙兵に際し、 (釈)を中宮八院三社の惣長吏とすることにつ 金台は 园 南都から三井寺への返牒 〔最〕乗房信救) 〈長〉では「八院の大 ⟨闘・延・長 疑

する。 なお、 堂衆などを含めて衆徒と総称する例も少なくない」(八一 6 央大寺院のように学侶・学生と行人・堂衆との区別が截然としていな たから、上位の者でも深遠な学解・講説や煩瑣な儀軌の研修などに専 その一方で「白山信仰の性格からしても『白山記』が強調するように れており、みずからもそれを自負していた」(二七八頁)と述べるが、 黒田俊雄は、「白山衆徒はみずから「衆徒」と称したが、その主力を 広汎なひろがりを示して注目される」(一一八頁)と指摘する。 頁)と、南厳房の勧進によって秀衡が寄進したとするが、浅香年木① れるが、その理由も含めて未詳。 い分けがなされておらず、武装して堂衆・神人を指揮したものが多く、 かったとみるべき」(二七九頁)とも指摘する。 あったとみるのが適当であろう。…信仰の本旨から、宗教活動上で中 心していたはずはなく、学と行とを兼ねたいわば いわば衆徒には、顕密仏教のより高級な研修と仏神事の勤修が期待さ も承仕・神人・公人など、より下層の者や俗人の道者と異なっていた。 なすものは修験者、いわゆる山伏であったとみられる。 は「秀衡寄進の主張は、『白山之記』成立の時点における白山信仰 頂の御躰が、「南厳房、勧進」。奥州秀衡五尺金銅像奉冶鋳之」」(三六七 山林抖櫢や山籠をする行人であり夏衆であるのが本質的な特色であっ は坊号・院号や僧名をもち、その点で、同じく神仏に奉仕するにして 「衆徒という言葉は、本来は、僧侶のなかでも比較的身分の高い学 (学生)をさす場合も多いが、 列挙される名前も、こうした実態を踏まえているのであろう。 盆 ではこの後 「中宮ノ衆徒ノ中ニ、 中世成立期には、必ずしも厳密な使 ただ、『白山之記』は白山 智積• 同様に、 "行人的学侣! 覚明・仏光等ノ しかし、 頁 浅香年木②

侶

代々加賀の国衙に代々介の地位を占めた斎藤一族の富樫介信家につい 担したとするのは とあった。同注解参照。中宮三社八院に加えて白山本宮四社三寺が加 骨張ノ輩六人」(二二〇頁)として再度名が挙げられる(後掲注参照)。 となっており、 留守所からの牒状の宛先は「白山中宮ノ衆徒之衙」(1―二一二頁 が参加したとするのは後の潤色」(六四頁)とする。 繰り返す。 ても、「八院三社ノ大衆、三寺四社ノ衆徒」(1─二一○頁) ところだろう。この後に、「中宮ノ大衆ノ中ニ、智積・覚明・仏光等 されている(牒状・返牒を載せる〈延・長〉も同)。実際に行動した 頁)と指摘する。山岸共も「中宮勢力のひき起した事件であり、 本宮四社が動いた形跡は、甚だ乏しいといわねばならない」(一三九 て三社八院、あるいは八院のみを記す。浅香年木①は「この闘争に、 の意思として行われたことを強調しようとしたものか。この後におい に、「むねとの」で主立った者の意。 ―二一三頁)とある。「宗人ノ」は、〈蓬・静〉「宗徒の」とあるよう なお、「仏光寺」については、校異4に「〈蓬〉 「仏光この宗徒の」、〈静 「仏 光 等の宗徒の」とあったように、本来は人名「仏光」とあるべき /骨張/ 輩 六人」(〈盛〉 1─二三○頁)、「仏光以下/輩」(〈盛〉 三寺四社は本宮を構成する寺社。 奈谷寺、 中宮三社とその末寺のみであった可能性が高い。 〈延・長・南・屋・覚・中〉は、いずれも騒動の主体とし が 栄谷寺、宇谷寺、三寺四社」(1─二〇八~二〇九頁 「白山惣長吏」(2―三一〇頁)と記していることなど 返牒も「白山中宮大衆」(1―二一三頁) 〈盛〉のみ。〈盛〉の記述は、この行動が白山全体 前節に「岩本、金剣、 〇三寺四社ノ衆徒等相具シテ (盛) 黒田俊雄は、 によってな にあっても 下白山、三 の記述を 1

場合、 た五百 が明確に意識されている。 宮ト申ハ白山七社ノ内・・・」(4─三○六頁)とあるように、 七所」の用語があり(次節注参照)、巻二十九砺波山合戦にも 成立時点においては、「白山七社」の概念がどの程度確立していたのか、 が 的でない」とする(二六九頁)。『白山之記』の成立が不確定ではある たことはわかるが、どの社とどの社が七社であるかは、 区分し」ていた(二六八頁)としながらも、「「本宮」という名称や「本 する。なお、 関係が微妙に働いていたかと考えられ、 べく参集した大衆の人数については、〈延・長〉が金大房大将軍とし と中宮三社を合わせて白山七社とする言説が確認され、次段に 微妙なところであった可能性はあろう。 なもの」であり、「「白山七社」の語が中世を通じてひろくいわれてい 宮四社」「中宮三社」という区分は、『白山記』だけにみられる例外的 加賀では、これを現地の状況に合わせてさらに本宮四社と中宮 ならっていい出されたものとみられ」、「『白山記』の記載によれば、 支持を必要としていたもののようにおもわれる」(二六○頁 に勢力を展開していた中宮と異なり、白山宮が新興の勢力の好意的な わば中立的な態度をみせたことには、 を踏まえて、「目代と中宮三社八院大衆との抗争のとき、 人」(二〇九頁)と記しながら、 (本文中の一節から長寛元年〔一一六三〕とする説が有力か)、 七月一日に庁に押し寄せた八院三社、三寺四社の大衆を「数百 余 騎、 黒田俊雄は「「七社」というのが叡山坂本の日吉七社に 〈盛・南・屋・覚・中〉が二千余人とする。 〇其勢二千余騎 庁に目代等が不在と判明して国分寺 国衙勢力とのこのような身近な この点でも能美・江沼の平野 対して〈盛〉では、 加賀国府に押し寄せる 必ずしも確定 白山宮が 白山七社 と指摘

になる。 図で捉えられている事件であるが、これに対して由谷裕哉は「涌泉寺 岡康暢二六四頁)。なお、 があったにせよ、少なくとも「十一~十二世紀には、 する小松市古府廃寺説が有力視されている。当初の位置や途中の変遷 など諸説があるが、 た。「以,加賀国勝興寺,為,国分寺,」(『続日本後紀』承和八年九月十 寺内の施設である可能性を示唆するが、他本には記載がない。 にあったのではないか」(二四頁)とする見方を提示している。 をはじめとする八院の衆徒が本来、古代からの加賀国分寺と近い関係 倉廃寺説あるいは片山津町弓波廃寺説(上野与一、一一七~一二〇頁) 日条)。その所在地については、加賀市宮地廃寺説(三森定男)、津波 の国分寺は承和八年 に集まった時点では二千人にまでふくれあがっていたとしていること -国分寺―中宮八院が相互に近接して所在したことが知られる」(吉 〜延・長⟩ は **〇国分寺ニ衆会シテ評定アリ** 大衆が参集した場所につい 「講堂」(〈延〉巻一―七二オ)と記し、これが国分 江戸時代後期の冨田景周が唱え、吉岡康暢が考証 (八四一)に既存の勝興寺を転ずる形で設置され 所領をめぐる白山衆徒対国衙という対立構 加賀国府 加賀国 -符南

> になる。 間 輿の叡山到着までの経過は速やかであるが、そこからh神輿振までの が語られている。 を安元三年二月九日とする)、以後この文書の日付を基準にして事件 の誤記とすれば、aとbの間に半年間の時間的空白が生じていること 代師経在国ノ間」参照)。 節の注解「安元々年十一月廿九日ニ、追儺ノ除目ニ加賀守ニナル」「目 れは師高の除目を安元二年十二月と誤ったことから生じた矛盾か。 c 金剣宮到着とd 留守所よりの牒状の文書の日付に半年間の空白があ (本文では安元二年八月九日に牒状ありとしながらも、 神輿が八ヶ月も叡山に留められていたことになってしまう。 〈長〉はaの直後にb神輿が鵜川を出立していることになるが、 〈南・屋・覚・中〉 延 の場合、 の場合は、 aの安元三年八月が安元 a国府襲撃から 牒状の日付 つま

h 神輿振	叡山到着	叡山に牒状 日白山衆徒、	りの牒状	よりの牒状	宮到着 剣	川を出立 も神輿鵜	襲 a 撃国 府	
4 安 • 元 13三 年							八 月 三 年	
4 治 ・承 13元 年							八月 8 ・ 13 年	翩
4 治 • 承 13元 年	2 安元三年 21 21 21 21 21	3 安 • 元 20三 年		2 安 • 9 三 年	2 安 • 元 6 三 年	2 安 • 5 5 年	八月 安元三年	延
4 治 • 承 13元 年	2 安 • 21 21 21 降	3 安 • 元 20三 年		2 安 • 5 9 三 年	8 安 6 元 年	8 安元二年	八月 一年	長
4 治 • 承 13元 年	3 安 • 元 14三 年	2 安 • 元 20三 年	2 安元三年	2 安 • 9 三 年	2 安 • 6 三 年	1 安 • 元 30三 年	7 5 1 1 年	(盛)
4 安 • 元 13三 年	8 安 • 元 12二 年					載日なし記	7 安 • 5 二 年	〈南〉
4 安 • 元 13三 年	8 安 · 元 12二 年					載なし記	7 安 9 元 年	(屋•覚)
4 安 • 元 13 三 年	8 安 11 二 年					載なし記	7 安元 9 元 1 年	争〉

の場合、a

a国府襲撃の安元三年八月との時間的矛盾が生じている(こ)四月十三日とする点では一致する。そのため、〈四・闘・延〉

が見られる。

諸本ともh神輿振を安元三年

(一一七七。

八月四日に治

庁襲撃事件から実際に神輿が白山中宮を出立し比叡山に到着、

) 諸本の編年記事を表にすると次のようになる。 白山大衆らによる国

目代逃上ヌル上ニハ、国ニシテ左右スベキニ非ズ…

以下、

白山

一の神

(出立までの展開は

盆

の独自本文。再度国府襲撃から神輿振まで

が行なわれるまでの日時について、諸本においてかなりの混乱・異同

由被 者ニ、末院ノ一院被「焼亡」テ、非」可「黙止」」(1―二一〇~二一一頁 期でもある。 生じさせていない。この増補が、 をも断罪すべしと主張する。この後、 と称するようになるのも、このころかとおもわれる」(二四七頁) 世紀中ごろは、 の記録である『白山本宮神主職次第』にも、「久安三年四月廿八日ニ 参、院請、領、之。 裁許,>」、五月四日条「覚宗入滅之後、 四月七日条「天台僧綱以」越前白山,可、為,延暦寺末寺,之由訴申 との交渉とその不調という経緯を記すことで、不自然な時間的空白を での間に、半年以上の空白が生じていることになっている。 ヲ誅罰スベシ」と庁へ押し寄せていたが、 指摘する。 であろう。さらに白山宮が加賀一の宮としての地位を確立し「本宮 末寺・末社となったのは、十二世紀中頃。 しての配慮に基づくのかについては不明。 九二八・9)と記されている。 山始成ル山内別院」(『白山比咩神社叢書四』国弊中社白山比咩神社 |権僧正覚宗、依|院宣|領」之〉。今夕、彼寺僧綱十二人 仰下 の場合は、 以外の諸本では、 |事」、『台記』久安三年四月七日条「衆徒欲」領||白山| …白山の「加賀下山七社」なる形式が整えられるように 山門の日吉七社になぞらえて、このころになされたこと ○師高・師経ヲ可断罪也 比叡山延暦寺との本末関係に置かれるようになった時 依前外請無理、 aとbの間の出来事として、 いずれにせよa国府襲撃からh神輿振ま これを踏まえて、黒田俊雄は「十二 何らかの史料に基づくのか、 不、許、之云々」とあり、 衆会した衆徒は 以 『百練抄』久安三年(一一四七) 前節では衆徒達が「目代師経 ここでは師経に加えて師高 |白山|可>為| 〇本山 寺官の派遣、 白山が延暦寺の 「目代師経程 |延暦寺末寺||之 〈座主以下〉 加賀白山 これに対 物語と 岿門 無

徒は、 国ニ下ル」とも整合する。 二〇一五・7、六〇頁)。 比」(1―二一八頁)のことと分かる(『源平盛衰記年表』三弥井書店 せ る。 師高に対する衆徒の恨みが上洛の途次に繰り返し強調されることにな である(「謹請 経ヲ召捕給へ」(1一二一二頁)と呪詛する。これらは諸本にはなく、 であるのに対して、 寺主・都維那・小寺□が揚げられており、 田 とされた「寺官」は「寺院の事務をつかさどる職員」(〈日国大〉)。 1) ではいきなり神輿上洛へと展開しているため、襲撃から神輿振までの り訴えるも聞き入れられることなく越年。 展開として説明している。その経緯を辿れば、今回寺官六人を上洛さ 日の神輿発向までの半年間を、 て、 訟の使者を比叡山に派遣した経緯を記すのは 山神輿於山上。目代師経罪科。事」(〈延〉巻一―七四ウ)とある程度 と延暦寺に訴えることとなり、上洛途中の金剣宮では 元三年二月二十日付の中宮から出された請文によれば、「去年十月之 〈延・長〉では後出の白山衆徒から山門への返牒に「欲被裁許奉上白 一俊雄によれば、 ずれかの期間に大幅な時間的空白ないしは齟齬を生じている。 安元二年(一一七六)七月一日の国庁襲撃から安元三年 師高・師経の断罪を延暦寺に訴えたのは、この後に引かれる、 安元三年一月三十日に神輿発向を決意したと記す。 〇子細ヲ録シテ寺官六人ヲ差上テ… 神輿上洛に先立って、 延暦寺御寺牒……」項参照)。 「白山寺家政所牒」 白山宮政所は社家も含んだ最高の管理機構であ この後の、「寺官等力ナクシテ、十一月ノ比 その後、 時間的空白としてではなく、 白山の寺官等は、再度延暦寺に登 」では、 寺家政所がいわば寺務機関 結局、業を煮やした白山衆 署判に修理別当・上座 〈盛〉のみ。これによ 盆 は師経、 「速ニ師高 方 月三十

れば、 官」であることを記すのは、事件が直接的には涌泉寺に関わる問題で 寺主・都維那・神主惣行事・大宮司であって、これが政所の構成員で もっともなことだが、今回の訴訟は、中宮の末寺涌泉寺焼失に関わる 許容二及ズ 白山本社が焼き払われたというのならば訴えて来るのも を示すためか。 あったため、訴訟の使者が八院を束ねる寺家政所から派遣されたこと あったことがわかる」(二七六頁)。ここで延暦寺に派遣されたのが「寺 だ最高の管理機構としては白山宮政所があり、「「白山宮政所牒」によ 執当・通目代などがあった」(二七六頁)。これに対して、社家も含ん たことを示している。…寺官とみられるものには、そのほかに在庁・ た。ここでの「許容」は「援護、助勢すること。強く保護すること」(〈日 ことであり、 その署判は惣長吏・院主・大勧進・大先達・修理別当・上座 〇寺官等力ナクシテ、十一月ノ比国ニ下ル 叡山が取り上げるに及ばないという消極的なものであっ ○本社白山ノ事ナラバ左モ有ナン。彼社ノ末寺也 前々項の注解

○衆徒会合シテ云、「理訴ヲ極ズシテ下向ノ条、謂ナシ。山門ニテ徒等は、再度寺官等を叡山に向かわせ交渉に当たらせることとなる。であった。寺官らが何も成果無く戻ってきた結果、この後、白山の衆に見るように、寺官達が派遣されたのは、「十月之比」(1−二一八頁)

を一切記すことなく、目代師経が上洛した後、即座に神輿上洛を決議でこい)」と、再度寺官等を上洛させたとするようなことはあってはならない。再び山門に赴いてどのようなことでもしてくるべきだ(我々の訴えを聞き入れられるまで手を尽くしさるようなことはあってはならない。再び山門に赴いてどのようなことでもしてくるべきだ(我々の訴えを聞き入れられるまで手を尽くして我々の訴えは退けられたが、「道理に適った訴えを聞き入れらればに下向の訴えは退けられたが、「道理に適った訴えを聞き入れられるまで手を尽くして我々の非は、任は、白山代師経ニ被、狂テ理訴非ニ被、処者」とある。涌泉寺焼失の件は、白山代師経ニ被、狂テ理訴非ニ被、処者」とある。涌泉寺焼失の件は、白山代師経ニ被、狂テ理訴非ニ被、処者」とある。涌泉寺焼失の件は、白山代師経ニ被、狂きない。

道理にかなっていると認められること」(〈日国大〉)。次段にも「若目

コソ火ニモ水ニモ成ベケレ」トテ、重テ又追上ス

「理訴」は

「訴訟で、

## 【引用研究文献】

\* 桟香年木①『治承寿永の内乱論序説』(法政大学出版局一九八一・12

したかのように記す。

\*浅香年木②「第三章 古代·中世」(『石川県尾口村史 第三巻通史編』 石川県石川郡尾口村役場一九八一・12

\*上野与一「寺院址概説「附、荒木神社遺跡」(『やましろ』山代公民館一九五八・8)

黒田俊雄「白山信仰-岩波書店一九九〇·10所収。 −中世加賀馬場の構造−−」(『石川県尾口村史 第三巻通史編』石川県石川郡尾口村役場一九八一•12。『日本中世の社会と宗教 『黒田俊雄著作集 第三巻 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。 引用は著作集による

武久堅『平家物語はなにを語るか─平家物語の全体像〈PART Ⅱ〉」(和泉書院二○一○・10

\*三森定男「加賀国分寺」(『国分寺の研究 上』考古学研究会一九三八・8)

\*山岸共「白山信仰の変遷」(石川郷土史学会会誌二、一九六九・12

由谷裕哉「白山修験と国家仏教-−加賀白山中宮八院の問題を中心に−」(行動と文化〔行動と文化研究会〕二○、一九九六・7)

東山道と北陸道』吉川弘文館一九九一・8再録。 「平安前期の地方政治と国分寺(上) -加賀国分寺をめぐる問題―」 引用は後者による (日本海域研究所報告八、一九七六・12。 『新修国分寺の研究

第

3降伏ノ忿怒形、賞 罰5厳重ノ大明神也 身ノ毛竪テゾ覚ケル。「サラバ¤何ヲカ期スベキ。 奉』出」トテ、白山七所ノ其中ニ、佐羅ノ早松ノ御輿ヲット。 峰トシテ、 日本根子高瑞浄足 |断絶|。『糺断遅々ノ上ハ、神興ヲ本山延暦寺ニ『奉|振上|』 訴 申サンニ、『大衆 定 『贔負セラレバ、訴詔争カ不』達。若目代師経ニ『被 |由カクト申下タリケレバ、又八院二三社ノ。大衆、三寺四社ノ衆徒、不日ニ衆会シテ僉議シテ云、「3謹デ白山妙理権現ノ垂跡ヲ尋奉レ||\*\* 。朝家唯 処ませば 一ノ神明也。 | 姫 御宇、養老年中ニ鎮護 『国家ノ 。大徳神融禅師 | 行 出シ給テ、星霜既ニ五百歳ニ 『及テ、効験于』今新ナリ。 。日本無双ノ霊らめのぎょう 我寺々ニ跡ヲトヾムベカラズ」ト罩儀定シテ、各白山権現ノ御前ニシテ、一味ノ起請ヲ書、灰ニ焼テ、罩神水ニッ浮テ呑よりが 而ヲ目代師経程ノ者ニ、「''''|末寺ノ一院ヲ『被」焼 亡 」テ、ロ非」可」黙止」。此条モシ無沙汰ナラバ、\* 奉、飾の窓本地ハ不動明王、

大さためて」。16 のほせ奉りて」、〈静〉「ふりのほせたてまつりて」。14 あらす」、〈蓬・静〉「黙止へきにあらす」。12〈近〉合点あり。行の冒頭に「白山神輿登山」を傍書。13 とし、「ら」に見せ消ち。右に「う」を傍書。10〈近〉「やきほりほされて」とし、「り」字に縦線。 たてまつり」。23 〈蓬〉「大徳神」、〈静〉「大徳神」。7〈近〉「をよんて」、〈蓬〉「及て」、〈静〉「をよひて」。8〈近〉「につほん」、〈蓬〉「日本」。9〈近〉「てらけ」 【校異】1 「日本」。なお、左に「之正」を傍書。「之正」は、「元正」の誤り。5 〈近〉「じんずいに」、〈蓬〉 「厳重の」。 〈近〉「三じやの」、〈蓬・静〉「三社の」。 2〈蓬・静〉 〈近〉「ほんぢは」、〈蓬〉「本地は」。 〈近〉「ひいきせられは」、〈蓬・静〉「贔屓せられは」。 17〈近〉「まけられて」、〈蓬・静〉「まかせられて」。 18 「神水に」。 20 〈近〉「うけて」。21〈近〉「なにをか」、〈蓬・静〉「いつをか」。「いつをか」が良い。24 〈近〉「うたへ申さんに」。「申」をミセケチとし、その右に「申」を傍書。15 〈近・静〉「がうぶくの」、〈蓬〉「かうふくの」。 25〈近〉「げんでうの」、 「大衆」なし。 〈近〉「こつかの」、〈蓬〉「国家の」、 3 〈近〉「つゝしんて」、〈蓬・静〉「謹て」。 右に「ろ」を傍書。11 静 〈近〉「ふりあけたてまつり」、〈蓬〉「ふり 「国家の」。6 4 〈近〉「もくしすへきに 〈近〉「大とこじん」、 〈蓬〉 〈蓬〉「議定して」。 〈蓬〉 「日本」、 〈近〉「かさり 「厳重の」

八方手を尽したにもかかわらず、訴えが叡山に聞き入れられない状況白山衆徒の叱責を受けて再度叡山に登山した寺官たちが、年を跨いで「寺官山上ニ越年シテ谷々坊々ニ訴レドモ、不二事行」」という状況。【注解】〇此由カクト申下タリケレバ 「此由」とは、前節に記された

が、こぞって訴訟に臨んだとする言説を繰り返す。 〇謹デ白山妙理するのに対し、〈盛〉ではこれに白山本宮三寺四社を加えた白山七社衆徒 他の諸本が訴訟を担ったのが中宮三社とその末寺八院であるとを、白山に申し送ったということ。 〇八院三社ノ大衆、三寺四社ノ

ある。 尊であると名乗っている。 では 関連があることが伺える」(辻本恭子五九頁)。本節の部分でも、 乃日域男女元神也、 今号 | 妙理大菩薩 | 、 定に座す白山社の祭神の贈号。 特徴的な表現の共通性が認められる。 ないものの、 山の縁起については白山宮周辺で長寛頃成立とみられる『白山之記 権現ノ垂跡ヲ尋奉レバ・・・ また、この神が泰澄の前に貴女として顕現した時には、 位白山妙理大菩薩广其本地十一面観自在菩薩」 道大系神社編『若狭・越前・加賀・能登国』三頁)の傍線部のように、 の近さが辻本恭子によって指摘されているのが、『泰澄和尚伝記』で (巻十五「方応」)、『本朝続文粋』の「白山上人縁起」(巻十一、敦光 (4―二八一頁)が挿入されている。この 他 子也。 子也。 ノ名山」、号白山は、其山頂。名禅定は、住は有徳、大明神」、 「日本根子高瑞浄足姫御宇、養老年中」に対して『泰澄和尚伝記』 〈盛〉巻二十九では白山への願書を記した後ろに「白山権現垂跡 「日本根子高瑞淨足姫元正天皇御在位、養老元年丁巳歳、 『元亨釈書』の 「この縁起に関しては、 『加州石川郡白山縁起』(続群書三下)他、 彼年四月一日、和尚来「宿"白山麓大野隈笞川東伊野原「」(神 本地は十一面観音。 盛衰記には明らかに元亨釈書よりも泰澄和尚伝記と強い 此神岳白嶺、 天照大神、 「白山明神」(巻十八 『泰澄和尚伝記』「吾身乃伊弉諾 以下白山妙理権現の縁起が略述される。 直接の依拠関係を断じるわけには行か 伊弉諾尊(伊弉冉尊とする説もある) 『白山之記』「加賀国石川郡味智郷 乃吾。伊弉諾尊。子也、 乃"吾"神務国政時,都 なお、 「白山権現垂跡」 白山妙理権現は、 「神仙」)「越知山泰澄」 (思想大系三六四頁)。 数多く知られてい 自らを伊弉諾 …乃又十一面 城 即号正 の本文と 白山禅 和尚年 也 盛 吾 É

諾尊 二十年 然入定遷化、春秋八十六也」(神道大系六頁)という。『元亨釈書』 神護景雲元年 和尚、者、 彼年四月一日、 子高瑞浄足姫元正天皇御在位、養老元年丁巳歳、 のは養老元年 老年中 明神」にもほぼ同内容が見える。 観自在尊一慈悲一玉体忽現 には不予となった元正天皇を白山権現の霊威によって癒やしたことに 十四歳の時に霊夢を被り、後に出家。 午歳(「白鳳」は私年号、『二中歴』によれば六八二年)六月十一日誕生。 加賀・能登国』一頁)。夢に白玉の水精を受けて懐妊、 国麻生津三神安角二男也、母、伊野氏」(神道大系神社編 鎮護国家ノ大徳神融禅師 至此長寛元年 月三日とされる(「機感時至、養老三年〈己未〉七月三日御宅宣成 澄和尚伝記』や『元亨釈書』では、託宣を受けて泰澄が白山を開いた 天皇の姉)。養老年中は七一七年から七二四年まで。前項に引用した『泰 父は、天武天皇と持統天皇の子である草壁皇子、母は元明天皇 に鎮護国家法師の勅を受け、養老元年(七一七)に貴女と化した伊弉 (妙理大菩薩) (七四八)。在位は霊亀元年(七一五)~養老八年(七 天皇の帰依を受け、 第四十四代元正天皇のこと。 本、名"越"大徳一、 (七六七) 三月十八日、「結跏趺坐、 〈癸未〉四百四十五ヶ年也」思想大系三六四頁)。 (七一七)四月一日とされ (『泰澄和尚伝記』 「日本根 和尚来宿テ白山麓…」)、『白山之記』では養老三年七 の託宣を受けて白山を開く。 矣〉 『泰澄和尚伝記』によれば、 禅師位を授けられて神融禅師と号し (号一) 神融禅師 (神道大系三頁)。『元亨釈書』 〇日本根子高瑞浄足姫ノ御宇、 文武天皇の大宝二年 天武天皇九年 (六八〇) 也 養老六年 俗姓、三神氏、 和尚三十六歳也、 結 「白山行人泰澄 大日定印 白鳳廿 『若狭·越前 (七三三) 0

書を持つ本がある)「吾朝日域根本仏国 理大菩薩广。此神岳白嶺、乃、吾、神務国政時、都也。吾乃日域男女元神 老元年(七一七)から数えると、安元三年(一一七七)は四六〇年。 師」。養老之法効"。擢為一供奉」。 知山泰澄」 びつける意識に基づく文句であろうか。 国常立尊乃神代最初」国主也。 裔であると語り、本地が十一面観音であると明かされる。『泰澄和尚伝』 が四百四十五ヶ年とされている。 前々項に引いたように、『白山之記』では養老三年から長寛元年まで 頁)と記される。 尚生年四十一也、 在位大宝二年壬寅 史大系二 三頁)とある。 権現の縁起では、化現した貴女が自らを天神の始めである国常立尊の ら延暦寺への返牒、また巻二十九「白山権現垂迹」に述べられる白山 山妙理権現を「朝家唯一ノ神明」とする理由は不明。この後の白山 ノ霊峰」と対にし、白山大衆が自らの祭神を称賛したのだろうが、 前貴女現》。告"曰《我雖」有一天嶺一、恒"遊山此、林中」。以一此一処"為 \*\*為...護持僧:、 鎮護国家法師、 天照大神、乃吾、伊弉諾尊、子也」。 |、上護||上皇||下撫| 伊弉諾尊。 には 「初大宝二年。 授った以ぶ禅師 七月八月両月、間、水高、天皇御不予 ッペッス・・・天皇帰 謂之,神 (歳)、 勅使伴安麻呂也」(二頁)、「養老六年壬戌歳、 ○星霜既ニ五百歳ニ及テ 下民意 和尚生年廿一也、 また『泰澄和尚伝記』 `世七代」。吾身乃伊弉諾尊是也。 文武帝勅 大徳諦 次国狭槌尊、 賜一号"神融禅師」。授以 位 〇朝家唯一ノ神明也 そのような本朝の神の始原と結 一聴、日本秋津嶋、本是神国也。 和尚諱。号為神融禅師。矣」(四 、白山明神大菩薩最初。 『白山禅頂私記』(永正五年奥 伴安。 綸言忽で降で、 次豊酙渟尊。 泰澄が白山を開いた養 以 には、 澄為 以 「文武天皇御 禅師位 鎮護国家法 「日本無双 …次伊蛙 越、大徳 鎮守、 É 妙 和

カ不達 門に訴え、 師高・師経の処分を朝廷に訴えることを意図したものであった。 の煮え切らない態度に、 沙汰ナラバ、 だす」とするのは、 たといえる。 おそうとするものであるから、「濫訴」であり、一種の非合法手段であ 師経処分を求める)訴訟が成就しないことがあろうか、の意。今回の 以降一般化していったものかとも思われる」(蜂谷清人八一頁)。「訴詔 のようであり、 と記す」(一九二頁)とまとめる。 でて山門大衆をうごかし、その権威をかりて朝廷への嗷訴におよんだ 姿勢をとり裁許が遅延したため、ついに神輿を振りあげる強硬手段に 文英は、 接的には腰の重い山門を動かすためのものであり、 に白山の神輿を持ち出したことになる。 ニ奉振上訴申サン 饅頭屋本『節用集』に「難黙止」」(モ言語門・一六九)。 天地、起々也」 負」の表記は「室町時代の「下学集」などに見られる比較的新しい形 五四頁)。 は訴訟の所定の手続きを経ないで朝廷に強圧をかけて要求を押しと 「訴訟」に同じ。 「贔屓」は「盛んに力を出すこと。また、そのさま」〈日国・ 盆 山門をつうじて朝廷へ訴訟しようとしたが、山門が消極的 向後ノ嘲不可断絶。 **〇非可黙止** 「もだすべきに非ず」とよむか。校異11参照。 しかし、 の当該記事を、「まず師高・師経の断罪要求を本寺の (『白山比咩神社文献集』一二四頁、 あるいは「負ふ」への類推などによってわが国で中世 〈盛〉 『節用集』類には多く見られる。 山門の大衆が大いに力を発揮したならば、 この嗷訴は、 白山衆徒が、 の文脈に従うならば、白山衆徒は山門大衆 糺断遅々ノ上ハ、 あくまで朝廷およびその実権掌握 山門に協力を強く要請するため ○大衆定贔負セラレバ、 つまり白山神輿の上洛は、 神輿ヲ本山延暦寺 山門の力を借りて 『白山史料集』 「黙止」 〇此条モシ無 を 訴詔争 ŀ.

は

즲

見るように「被狂テ」は、〈近〉「まけられて」か、〈蓬・静〉「まかせ としては矛盾はない。 あるならば、 が、もし道理に合わないというように判断されればの意。 られて)」の意となり、 するものではなかった」 前提として、 次項のような行為も、こうした制度を背景としたものと考えられよう。 とみなすという起請の署判が、別に要求された」(二八一頁) ついて、たとい「坊主二親等制誡」があろうとも衆議に背けば敵対者 議による決定は、きわめて厳重なものとされ、「結衆一致之評定」に 意志は、このような結束を基礎に こうした場合の意思決定について、 **二跡ヲトヾムベカラズ** もし師経によって訴えが認められないことが られて」が良い。〈近〉の場合、「枉げられて(強い訴えに道理を枉げ であって、朝廷の統治や権門の政治権力そのものの攻撃・改廃を意図 者たる院・摂関らの権門による国政運営と王法仏法相依の国家体制を 意。 ○各白山権現ノ御前ニシテ、一味ノ起請ヲ書、 。の場合、「任せられて(自由にゆだねられて)」の意となり、 そこで決意を固めて神輿を動かす行動に出る。 我々はこの寺々に住み長らえているわけにはいかない、 師高・師経の処分という具体的な裁断を要求しているの 〈新定〉(1―一九六頁)はこれを採る。 〇理訴非二被処者 我々の道理に叶った訴え (田中文英一九二頁)。 「衆議」「評定」で決められた。 黒田俊雄は「講衆の集団としての 灰ニ焼テ、 〇被狂テ ○儀定シテ 校異17に と説く。 神水二浮 ○我寺々 意味 **蓬** 

仏水をのみ」(1―七七頁)。横井孝は、「「神水ヲ吞ム」とは誓約の所ミ一同シテ」(巻一―七二ウ)、〈長〉「一同にせんぎして、しんすい、それを焼いた灰を神水に浮かべて飲み干した、の意。〈延〉「神水ヲ吞を書き、

ケルホドニ」(巻二―五四オ「成親卿流罪事付鳥羽殿ニテ御遊事」) 裏へ神輿振奉事」)、「住吉大明神ノ御影嚮有ケルニヤ。 ル間、 形で用い、「みのけたつ」と同様に、 灰を浮かべることが「神水」の条件になっていないことを指摘する。 り 酒などの場合があるが、灰を混ぜなくとも、すでに聖なる水なのであ 文を焼いた灰を水に混ぜたものを言うのではなく、神水は塩水、麗水、 限の表記」(一三七頁)とみる。 代から中世にかけての時代の常識として説明を要しない立場での最小 作であり、 ソハ」ト覚テ貴キ中ニ、法皇ノ御声ノ出タリケルコソ、 ような強い畏怖・恐怖の感情の場合だけでなく、「「何モく一誠ニサ クゾ聞エケル。貴賎上下悉ク身毛竪ツ」(巻一―九八オ 全身の毛が逆立つことをいう」(〈角川古語〉)。たとえば〈延〉では、「カ 言辞・五五九頁)とある。「よだつ」は「もっぱら「身毛よだつ」 用集』に身毛竪(言辞・二四七頁)、易林本『節用集』に「身毛竪」(ミ (二九二頁) したと指摘する。 はじめて、中世の人々は、自分と神との意志が同一化したことを確信 ことの確認」(二九二頁)であり、「生成した灰をのむことによって、 また、「誓約の場」において起請文を焼いて灰にする行為について、 べたものが「神水」である」として、一番簡略な〈延〉 また、恐怖・寒さなどに接した場合の異常な緊張の比喩的表現として、 「焼けて立ちのぼる煙を見ることが、 その神水に、灰を浮かべるのである」(三〇〇頁)と、 大衆神人ノヲメキ叫ブ声、梵天マデモ及ブラムト、ヲビタ、シ 塩水、 麗水、酒などの聖なる水に起請文を焼いた灰を浮か ○身ノ毛竪テゾ覚ケル しかし千々和至は、「神水とは、 神秘的な現象や厳粛な雰囲気、 自分の意思が天に届きつつある の表現を、「古 諸人身ノ毛堅 『書言字考節 今一キハ事代 「山門衆徒内 必ずしも

様に 雄は、 味わうことによって確認する」場であり、 僧加持事」)のように、 るかは、 の語は中世を通じて広く言われてきたが、どの社とどの社が七社であ 分は、『白山記』のみに見られる例外的なものであること、「白山七社 ものとする(二六八頁)。さらに、「本宮四社」「中宮三社」という区 のように、教理上の名目による作為的な編成が起こったとする。 特定の方向を与えただけでなく、「白山七社」あるいは「加賀下山七社 こに神とともにいる、という臨場感に、身のひきしまる思いを覚えた ける「誓約の場」とは…神の意思と人の意思が通じあったことを、 しての強い感動についても用いられている。千々和至は、「中世にお リテ、皆人身毛竪テ涙ヲ流ケル」(巻三―三三ウ 全体の総意として行なわれたことを繰り返し主張する。 表現された理由なのである」(二九五頁)と指摘する。 であろう。これこそ、神水をのんだあとに「身ノ毛竪テゾ覚ケル」と 人身毛竪テ奇異ノ信心ヲ発ス」(2―二四三頁)など、神秘体験に際 琵琶「…必復本位給ベシト御託宣有テ、明神上ラセ給タリシカバ、 シテ、仏ノ化儀ヲ助ランモ、角ヤト思知レタリ。余所迄モ哀ニ貴ク覚 中宮 「七社」というのは叡山坂本の日吉七社にならっていい出され 神がその場に臨んだことを、目で見、耳で聞き、鼻でかぎ、 〈盛〉 白山諸社が叡山の末寺になったことにより、単に信仰や教義に 身ノ毛モ竪バカリナリ」(2―一七九頁)、巻十二・師長熱田社 二社と白山本宮四社を併せた総称。 現存の諸種の文献を見ても必ずしも確定的ではなく、「とも でも、巻十一・灯炉大臣「…或ハ説法化行シ、 強い感動を表す場合にも用いられている。 「中世の人々は、まさにそ 〈盛〉は、 「中宮御産有事付諸 この企てが白山 なお、 或妓楽歌詠 〇白山七所 黒田俊 ロで 諸 ま 同

比咩神社文献集』一三二頁)とあること(八二頁)、『白山禅頂私記 垂迹如,金剣宮,、早松普賢・文殊也、二童子本地敷〉」(三六八頁)と 宇造「始之」〉」(思想大系三六六頁)とあり、「佐羅宮〈本地不動明王、 白山市佐良にあった(現在の佐羅早松神社は佐羅神社の跡地に立つと りごんげんのしんよ」(上―五二頁)。佐羅は中宮三社の一つ。 加賀国に下白山と申すに、女体后の、龍宮の宮とておはしましけるが 『義経記』巻七「愛初山の事」には、「この山をあら血の山と申す事は、 山比咩神社文献集』一二三頁)とあることを指摘する(八二~八五頁)。 に また、佐羅の祭神については、「白山七社本地垂迹事」の注解に引く『大 米持金剛童子」と載たれば早松は其御子神ならんか」(八四頁)とする。 なるべし。上文「佐羅大明神宮本地不動明王小社、早松文殊普賢並松、 もある。『白山記攷証』を記した森田平次は、「垂迹如」金剣宮」とある 所御子、本仏大日如来、長保元年 山之記』には「又有一一宝社」、名「佐羅大明神宮」、本地不動明王、 いわれる)。本地は不動明王。早松はその末社で本地は普賢・文殊。『白 上―一二一頁)、〈覚〉「白山中宮の神輿」(上―五〇頁)、〈中〉「めう に〈長〉「白山の早松の御こし」(1―七七頁)、〈南・屋〉「白山ノ神輿」(〈南) 会する傾向があったとみるべきでなかろうか」とする(二六九頁)。 かくも「七社」さらには「二十一社」 永神書』に、「佐羅宮 に據れば是も男神にて殊に武神なるが故に本地を不動明王となしたろ 元五年〈壬午〉造\_始宝殿」、小社 〇佐羅ノ早松ノ御輿ヲ奉飾 「第六佐良宮、鵜鷀草葺不合尊、、越前、国荒地中山"、誕生、玉、」(『白 本地不動 動座した神輿を具体的に記すのは、 彦波瀲武鵜鷀草葺不合尊」(『白山 〈文殊普賢〉早松·並松、 \*持金剛童子 会主義 会一字、五間二面、 があるべきだとして、 適当に付 石川県

とは、 とて、 にて、 が、前項で述べたように、これは佐羅の説明である。この後同じく不 はします。 国にて誕生あるべしとて、 志賀の都にして、 罰厳重ノ大明神也 宮と中宮を父子の仲とする説との関わりも考えられるが、このような 白山に帰る途中に荒地山で出産したとの伝説が記される。 の時産のあら血をこぼさせ給ひけるによりて、あら血の山とは申し候 り給ひける程に、懐妊既にその月近くなり給ひしかば、 本宮・中宮あるいは本宮・佐羅の親子説の発生期、 いては明らかでない。 客人の宮へいれたてまつる。 その時の子供を佐羅宮であると解釈していることになる。 (旧大系三一九頁) とあり、白山の女神が唐崎明神に見初められ、 俄に御腹の気付き給ひけるを、 御腰を抱き参らせ給ひたりければ、 〈覚〉で白山中宮の神輿を日吉の客人社に入れた際に、「神輿を 申せば父子の御中なり」(五一頁)とあるように、 唐崎の明神に見えそめられ参らせ給ひて、年月を送 文脈では早松の本地が不動明王のようにも読める 加賀国へ下り給ひける程に、 〇本地ハ不動明王、悪魔降伏ノ忿怒形、 客人と申すは、白山妙理権現にてお 明神「御産近づきたるにこそ」 即ち御産なりてんげり。 両者の前後関係に おなじくは我 この山の禅定 『禅頂私記 このこ 白山本 賞 そ

広く用いられる。 王を説明する定型として用いられるわけではない。 訓乙』「当社の御剣も霊威掲焉にして、賞罰厳重にましませば、 伏之粧也」(「不動尺」納富常天一五頁)。「賞罰厳重」は、『八幡愚童 為「、魔醯首羅天。智所城」、「青黒童子」形「顕」給」(『神道集』巻六「白 はなく、末社である早松社の神輿を動かしたと理解される。 輿を動かすことにあるのだろう。 師経を罰するべく「悪魔降伏」「賞罰厳重」の不動明王を祀る社の神 動明王を本地とする金剣宮に神輿を入れるのであり、重要なのは師高。 (文明十四年鈔庭訓往来) さきを隣敵にあてゝ降伏し、王城にはあからさまにもむけ奉事なし」 山権現事」、神道大系一八六頁)、「不動降三世等」赤目忿怒之身悪魔降 薩文殊"告"言^、此不動尊、、 本地、不動明王也…此明王。者、金剛手光明灌頂経。、 は悪魔を降伏し忿怒の相であることが知られる。「太郎 (思想大系『寺社縁起』二二二頁)などと用いられるが、特に不動明 「賞罰厳重知」人之堪否」、理非分明糺、物之奸直」者万民之所、帰也 (『時代別国語大辞典・室町時代編』) 大威忿怒明王也、 しかし、 何らかの事情により佐羅で 第六天)魔王。降伏 なお、「賞罰厳重」 爾時 '金剛手菩 剣 御前 不動明王

# 【引用研究文献】

黒田俊雄 九九〇 · 10所収。 「白山信仰 『黒田俊雄著作集 -中世加賀馬場の構造―」(『石川県尾口村史 第 巻 顕密仏教と寺社勢力』 法蔵館一九九五·2再録。 第三巻通史編』一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』 引用は著作集による 波書店

は

- |田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」(日本史研究二五〇、一九八三・6。『平氏政権の研究』思文閣出版一九九四・6| 後者による 引用
- 千々和至「『誓約の場』 の再発見 ―中世民衆意識の一断面」 (日本歴史四二二、一九八三・7。『展望日本歴史9 中世社会の成立』 東京堂出版

一○○一・5再録。

引用は後者による

- \* 辻本恭子「『源平盛衰記』の白山関係記事」(日本文芸研究五五 -四、二〇〇四·3)
- 納富常天「湛睿の唱導資料について(四)」(鶴見大学紀要三一、一九九五・3)。
- \*蜂谷清人 「贔屓 (ひいき)」とその周辺」(日本語学七―七、一九八八・7)
- 森田平次『白山記攷証』(『白山比咩神社叢書 第一輯』国弊中社白山比咩神社 九

横井孝「文覚と香煙―紙を焼き上げるということ」(『延慶本平家物語考証三』新典社一九九四・5)。

#### 白山神輿登山

奉 、祝テ三百五十余年也。 "本地ハ倶梨伽羅不動明王也。魔王ト威勢ヲ諍テ、邪見ノ剣ヲ呑給フ。当社ニ両三日 。ノ逗留アリ。 "でまらり はさ コソ恐シケレ。同九日素留守所ヨリ牒状アリ。使ニハธ橘次大夫則次、毎田次大夫忠俊也。豆披」、状二六、コソ恐シケレ。同九日素留守所ヨリ牒状アリ。ゆきている橋次大夫則次、毎田次大夫忠俊也。豆抜くにはやうをにはく 珠ヲョ揉、手ヲョ扣テ、「帰命頂礼、早松ュ金剣両所権現、 大衆一千余人、皆甲冑ヲ帯シテ、是ヲ晴トゾ出立タル。六日ハ仏ガ原、『金剣宮へ奉』入。此明神ト申ハ、『嵯峨天皇御宇弘仁十四年ニ、此所ニ大衆一千余人、皆甲冑ヲ帯シテ、是ヲ晴トゾ出立タル。六日ハ仏ガ原、『金ぎのみゃ たてまつる これ 安元三年正月卅日1 〈辛未〉日、『吉日也トテ『御門出アリ。同二月五日丙子ヲ吉日トシテ、早松ノ社『IIIヨリ願成寺ヘツカセ給フ。 本地垂跡力ヲ合セ、思ヲューニシテ速ニ師高・師経ヲ召捕給ヘ」ト、 口々ニ咒咀シケル 衆徒モ。神人モ念 御共

留守所牒白山中宮ノ衆徒之衙〈マラウトイ

「三三の欲」早被 …停,一止衆徒の之参洛,事

牒ぶ 詔 「、50分」参洛」之由、返答之趣、5理豈可」然。 衆徒戦が |神興|四企||参洛|、擬、致! 一之条、四非に無 依っ 小事」が可」奉」動 |不審|。依 大神 之 差」一遣在庁忠俊 哉。 若為二国司之御沙汰 28 一申子細一之の処、 可以被 三裁いきょせ 就爲石井法橋之 速 29 賜

|可||申上|也。 の30 察」状以牒。 もってでふき

安元三年二月九日

散位31財朝臣

散位3大江朝臣

散位∞源朝臣₃

・ソ書タリケル。衆徒ノ級返牒状云、

第白山中宮大衆政所返牒 37留守所衙

三日恩来牒 紙 被 載 -送神輿御上洛

牒、爲今月九日牒状、爲同日到来。 依」状案 事情 」、≅人成」恨神起

) 順。

神場がた

与

衆徒、鬱憤和合、

而既4点,一定吉日, 早進

贸

安元三年二月九日 『中宮大衆等』(人力不」可二成 敗一、冥慮 輙 不」可」測《矣》、仍返牒之状が如」件。

-書ステヽ、\*\*同十日金剣宮ヲポ出シ奉テ、アハヅへ著セ給フ。

紙被」載 力」、〈静〉 「人力」。 46 しやう」とし、「日」の右下に「の」を傍書 らるへくは、〈蓬〉 「可」被,裁許,者、〈静〉 「可」被,裁 許 |者」。 29〈近〉 「けじやうをたまはり申あくへき也」、〈蓬〉 「賜 可、然」。27〈近〉「大しんをうこかしたてまつるへけんや」、〈蓬〉「可・、奉、動、大神、哉」、〈静〉「可、奉、動、〈シンカル りつぐ」、〈蓬〉「橘次大夫則次」、〈静〉「橘次大夫則次」とし、右に「紀ノ次郎大夫為俊イ」を傍書。 るきのみやへ」、〈蓬•静〉「金剣宮へ」。 6〈近〉「御かのてんわうの」とし、「御」の右に「さ」を傍書。 日をてんじやうして吉日」とし、 右に「き」を傍書。23〈近〉「ところに」、〈蓬〉「処」、〈静〉「処"」。24〈近〉「いし井のほつけうの」、〈蓬〉「石井法橋之」、〈静〉「石井法 橋 之」。 うぐうのしゆとのか」〈蓬〉「留守所 牒 ||白山中宮衆徒衙 | サッシウームッ ]′〈静〉「留守 所 牒 ||白山中宮 |衆徒衙 | マッラーキサ ]。 19〈近〉 「ほつする 」〈蓬〉 「欲||」、 大夫忠俊也」とし、右に「安二郎大夫イ」を傍書。17〈蓬〉 **|校異| 1** 〈近〉「つるき」、〈蓬〉「金剣」、〈静〉「金剣」。13〈近〉「ひとつに」。14〈近〉「るすしよのが」、〈蓬〉「留守所衙」、 〈近〉「おほえあそん」、〈蓬〉「大江朝臣」、〈静〉「大江朝臣」。33〈近〉「みなもとあそん」、〈蓬〉「源朝臣」、〈静〉「源よりとの、〈静〉」、「かれた」、「かれた」、「かれた」、「かれた」、「かれた」 〈近〉「さんらくせしむるのよし」、〈蓬〉「今;参洛;之由」、〈静〉「今;参洛,之由」。26〈近〉「ことはりあにしかるへけんや」、〈蓬・静〉「理豈〈近〉「さんらくせしむるのよし」、〈蓬〉「今;参洛;〈曹〉 かったが 9〈近〉「しんにんも」、〈蓬〉「神人も」、〈静〉「神人も」。10 送神輿御上洛 〈蓬・静〉「辛未」を割書にせず。2〈蓬〉「吉日也とて」。 35 |可||申上||也||。 43 〈近〉「へんてうのしやうに」、〈蓬〉「返牒状に」、〈静〉「返牒状」。36 〈蓬・静〉「之」なし。21 〈近〉「人のうらみをなすにしんいかりをおこす」〈蓬〉「人成」 恨神 起し 〈近〉「矣」なし。47〈近〉「くたんのことし」、〈蓬〉「如件」。 事 30 〈静〉「来牒一紙被」 〈近〉「しやうをさつして」〈蓬〉「察状」、〈静〉「察状」。31〈近〉「たからあそん」、〈蓬〉「財朝臣」、 後の「吉日」に上から縦線を施す。 〈近〉「くはたて」、〈蓬〉「企」、「〈静〉「企」」。22 静〉 〈蓬〉「今月九日牒状」。41 「留守所衙」。 |送神興御上洛|事」。 「状を啓にいはく」。18〈近〉「マラウトイ」なし。なお、「るすしよてうすはくさんち 38〈近〉「らいてう一しにのせをくらるしんよ御しやうらくの事」、〈蓬〉「来牒 〈近〉「すり」、〈蓬・静〉「もみ」。11 3 (蓬) 近 「点」定吉日」 〈近〉「おなしき日」、〈静〉「同日」。42 〈近〉「るすしよゝり」、〈蓬〉「留守所より」。15 39 「御かどいで」、〈蓬〉 〈近〉「てうす」、 48 〈近〉「はくさんちうくうの大しゆ」、〈蓬〉 「白山中宮大衆」。 〈近〉「ちうくうの大しゆ等と」、〈蓬〉「中宮大衆等と」、〈静〉 《静》「点」定吉日」」。 覧」、〈静〉「人成」恨 〈近〉「ふしんなをにあらす」とし、「を」に訂正符。 蓬 7〈近〉「ほんぢは」、〈蓬〉 「御門出」。 16 「牒」、〈静〉 〈近〉「たゝいて」、〈蓬・静〉「たゝきて」。 〈近〉「次大夫たゞとしなり」、〈静〉「田次 4〈蓬•静〉 二大神』哉」。 〉「牒」。 40 45〈近〉「にんりき」、〈蓬〉 〈近〉「ことのこゝろを」、〈蓬 神起レ順」 解状可 「本地は」。 御供 〈近〉「きちじたゆふの (近)「今月 28 朝臣」。 〈近〉「さいきよせ | 申上|也」〈静〉 44 5 九日てう 近っつ

49 〈近〉「おなしき」、〈蓬〉 「ファ 「ファ しっ 50 〈近〉「いたしたてまつて」、〈蓬・静〉 「出し奉りて」。

り奉、 願成寺に着いたとするが、〈延全注釈〉 興ヲヤガテ振上奉ル間、安元三年二月五日宇河ヲ立テ、願成寺ニ着給 ていたと記すにもかかわらず、 が仏原に向かったとの記述から見て、 空白が生じている。また、〈延・長〉ともに神輿が宇川から出発して 後ろの文書類の日付 るべき「辛未」を、一月三十日としたために生じた誤りか。 なく、「乙亥」が正しい。「丙子」となるのは六日。本来二月一日であ たその日のうちに願成寺に着いたとする。 表記したか。また、佐羅早松から願成寺までの距離を考えると、 る。このことは『玉葉』等でも確認できる。『参考源平盛衰記』 安元三年正月は小の月で二十九日庚午まで。辛未は翌二月一日にあた 本暦日便覧 不整合と言えよう(安藤淑江四一頁)。 フ」(巻一―七二ウ)、〈長〉「同年八月に、 トシテ、早松ノ社ヨリ願成寺へツカセ給フ に五日もかかったとするのは不自然。〈延・長〉では、 月晦日」(1―一九七頁)とする。「晦日」を大の月と考え「卅日」と 【注解】〇安元三年正月卅日〈辛未〉日、吉日也トテ御門出アリ (1―七七頁)。〈長〉の場合、日付を安元二年八月五日としているため、 [1—七七頁]、「八月五日、 む〔ね〕との大衆三百余人、御こしをさゝげ奉て、上洛す\_ (四一二~四一三頁)。また、当初から白山中宮の大衆が関わっ (湯浅吉美編、汲古書院一九八八・10) (安元三年二月九日)との間に、不自然な時間的 宇河を立て、ぐはんしやう寺につき給\_ 宇河の事件として矮小化して記すのは 宇河から出たのでは地理に合わ 〈延〉の場合、宇河涌泉寺焼亡、 が記すように、 白山の早松の御こしをかざ 二月五日は 〇同二月五日丙子ヲ吉日 鵜川を出立し 「丙子」では によれば 延 は、一正 神輿 □

述では、 但し、〈長〉は二月二十日付の牒の直前にも「めいうむそう正かさね 松の神輿を盗み取って叡山に登るとなっている。 安元三年二月二十日付の牒状が送られた翌二十一日に、 が展開するのは不可能である。 移動時間を考えれば、八月初頭から五日までの間に、これだけの事件 送ったことになる。そもそも、 叡山大衆によって金ヶ崎に押さえられていることになる。 出発したと記される。したがって、八月五日の時点では早松の神輿は 向を記すまで間に、明雲による制止の使者の派遣、叡山大衆による早 出発して願成寺に向かったとし、 そうとしている点には注意を要する。 べきものであり、 月のこととして記された明雲の制止、 か不明となり、留守所はその一行に対して神輿上洛を止めるよう牒を らのこれらの措置を受けて、あらためて神水を呑んで決起し、 松神輿の奪取・金ヶ崎観音堂への安置が記され、白山衆徒は比叡山か 直後に、 たとされているのであろう。 ズレを無視して直結されているため、 国府襲撃(安元三年八月)と神輿発向 て奉留」(1一八〇頁) ころが、この記事と安元二年八月五日の字河から願成寺に向けての発 宇河を出発した白山衆徒はどこの神輿を捧げていたというの 大衆が早松の神輿を捧げて発向したことが先ず記される。 それを八月に記したために生じた混乱と見られる。 とあり、 長 しかもこの後で、 比叡山と白山との距離と必要とされる 最初の制止を織込んで事件展開を解 矛盾はない。 の場合、安元二年八月の国府襲撃 (盛) 神輿の奪取記事は、ここにある 神輿がそのまま字河から出発し (安元三年二月) の場合は、 願成寺は、 本来、 白山大衆から山門へ 佐羅早松から 白山衆徒が早 先に前年の八 が、 「勅使町 長 時間的な

雄は、 如来。 町にあるとすれば、 中宮八院がある能美郡に位置すると考証する。 寺ョリ、 謡曲 坊の一つ」(〈平凡社地名・石川県〉)であるという。 の所在地と考えるならば、 良から小松市にいたる国道三六○号線に沿ったルート上に位置する。 とするのは ゾ出立タル。 自然であろう。 原の金剣宮に至るルート上のいずれかの地点にあったものと見るの を異にする。当寺の寺伝では古く手取川上流域にあった天台宗花山千 もので、一は大 聖 寺鍛冶町の龍谷山願成寺であるが、それぞれ由緒 集落中央にあり荻生園願成寺と号し、 仏御前の旧蹟があるとされる地でもあるが、涌泉寺もその一つである ガ原にある金剣宮〉の意と解される」(鈴木彰二九~三○頁)。高橋良 着給フ」(〈延〉巻一―七四オ)とあることからすれば、ここは 七七頁)。〈延・長〉では、この後に、 はん成寺よりおなじき六日、 小松市原町。 「御供の大衆、すでに一千よ人なり」(1―七七頁)。 「昔甲冑ヲ帯シテ」 、る所を過侍るとて」(群書十八―六八一頁)をあげる。 『仏原』で知られ、 『廻国雑記』の著者道興が尋ねた仏の原について、 もと荻生にあった願成寺が本願寺の東西分立によって二分した 同六日仏ガ原、金剣宮へ入給フ」(巻一―七二ウ)、 〈盛〉のみ。 滓上川流域の山間谷間、 延 ○御共ノ大衆一千余人、皆甲冑ヲ帯シテ、是ヲ晴ト 原町にある白山社が 「御共ノ大衆一千余人也」(巻一―七二ウ)、〈長〉 〈延全注釈〉は それは鶴来であり、 〇六日ハ仏ガ原、金剣宮へ奉入 仏が原、 涌泉寺上流に位置し、 浄土真宗本願寺派。 「同十日 金剣宮へいらせ給ふ」(1-『廻国雑記』「ほとけの原とい (盛) 但し、仏が原を金剣宮 に記された金剣宮なの 石川郡となる。 仏ガ原ヲ出テ椎津 佐羅宮から仏が 仏の原は、 本尊阿弥陀 〈延〉「願成 仏原は現 長「く 白山市佐

たれば、 攷証』八三頁)とし、 地を不動明王とする社に神輿を入れたとする。 二四年(一五五五)一二月日の「金剣宮行所方」と記された墨書銘を 羅不動明王也 る。 では、 利伽羅明王とする。 宮は現在の境内付近一帯を上院、 もつ仏供箱残欠(鶴来町立博物館蔵) 在の金剣宮南西に位置する清沢町の真宗大谷派鶴来別院からは、 天皇御宇弘仁十四年ニ、此所ニ奉祝テ三百五十余年也。 存在を知ることができる」(鈴木彰四二頁)。 国雑記』では白山禅定を目指す道興がここで一首を詠じ、謡曲 る説がある」(〈平凡社地名・石川県〉二七四頁)。『白山之記』には、 金剣宮は、本宮四社の一つで、石川県白山市鶴来日詰町にある。 であろうかとする(五二~六一頁)。また、〈平凡社地名・石川県〉 つ、また不動明王の意にも用いる。ここでも先の佐羅宮と同じく、 金作御大刀ハカセ給」(思想大系三六八頁)とあるように、 **一金釼宮〈本地倶利伽羅明王、垂迹男神、御冠着上着一、帯銀弓金箭一、** "質州石河郡河内庄金釼宮神亀二乙丑行基菩薩"神体顕現給也 「原村」の項で、「白山神社はもと金剣宮と称し、安元三年 (一一七七) 一月に白山衆徒の拠った社と伝え」ると指摘する。いずれにせよ、『廻 神亀 仏の原が、「都から白山に参詣する途中にある地としての認識 ワキ僧が白山禅定を目指す途上、この地の草堂に宿を取ってい そのかみ行基の拝したる御姿を模したるならむか」(『白山記 军 以下、「邪見ノ剣ヲ呑給フ」まで、 倶利伽羅明王は倶利伽羅竜王ともいい、 また『大永神書』にも「金剣宮」「正武天皇御 月日 〈七神大将神也天忍穂耳太子〉」(『白山史 鶴来別院一帯を下院としていたとす が出土したことから、 〇此明神ト申ハ、 森田平次は 盆 の独自本文。 本地ハ倶梨伽 本地を但 龍王の一 と見え 仏原 は

宇

代が下るか。弘仁十四年は、 のではなく、 明神ハ本地倶利伽羅不動尊云、 料集』上一一三 降伏させることは前段のとおり。 魔王ト威勢ヲ諍テ、 が、本来の姿であったと見るべきであろう」(七二~七三頁)と指摘 る里宮としての金剣宮 したとの認識に間違いは無い。 神輿が動座した安元三年 年であり、これをもって創建としたか。 山第一之王子、 に収められた『白山禅頂私記』の追記部分には、「伝記日、 剣宮の創建を弘仁十四年 砌ニ跡ヲ垂」(4―三〇六頁)と、 波山合戦」でも、倶利伽羅合戦において金剣宮の霊験が現じたとし 定妙理大菩薩に参詣したとされる年である。 ではなく、むしろ、白山禅頂と中宮の間にあった奥宮としての金剣宮 賀側において**、** ハ倶梨伽羅不動明王也。守二国土「為」降」魔民 | トテ、弘仁十四年ニ此 金剣宮ト申ハ、白山七社ノ内、 加賀側の縁起にいう金剣宮は、 年 仏ケ原の金剣宮も、本宮四社の一つである金剣宮の末社という £ 奥宮としての金剣宮の末社と理解するべきだろう。 弘仁十四年建 金剣宮の存在がきわめて重視されていることに注目、 一頁)とあることを指摘し、 は、『白山之記』『元亨釈書』で、行基菩薩が白山禅 邪見ノ剣ヲ呑給フ (いまの鶴来町日詰町の金剣宮) (一一七七)までに「三百五十余年」 (八二四)とする資料は未見。『白山資料集』 越前の二郡を割いて加賀国が建てられた |此宮||云々」(上一五九頁)とあるが時 石川郡鶴来村仁鎮座、 なお、浅香年木①は、中世成立期の 下白山の本宮四社の一つとなってい 妙理権現ノ第一ノ王子ニ御座。 金剣宮については、 弘仁十四年創建とする。 出典未詳。不動明王が悪魔を 弘仁十四年(八二四) 神亀 一方 二年創建とする。 〈盛〉は巻二十九「砺 神融之開基、 『神道集』「白山 のみをさすの …金剣宮 但し、 が経過 本地 金 0 É 神 加

ある。 座 中一、即俱力迦羅吞剣也」(大正新脩大蔵経図像十、九七三頁) 剣印事」に「道云、 書に「倶力迦名号…聖賢 邪見の鎧に、 為、降、魔民、トテ・・・」とある。 引用したように巻二十九にも「本地ハ倶梨伽羅不動明王也。 顕『給』(神道大系一八六頁)とある。 也 もある。 『白山禅頂私記』には「金剣大神宮夷敵征伐,大将軍今。至,八ケ度:云々 出気…」(大正新脩大蔵経図像五、二〇九頁)、『白宝抄』「不動法雑集三• きそれを吞もうとする図像が知られている。『覚禅抄』「不動法上」裏 すなわち倶梨伽羅竜王の図像と関わるか。 などとされるが、本句のように 系二四七頁)などとされる。 大系·謡曲集下二五四頁)、 権現事」には、「凡白山権現る者、 (『白山比咩神社文献集』一二三百) と、 「剣を呑む」ことについては、金剣宮の本地とされる倶梨伽羅不動明王、 「(不動明王)為、伏』邪見、魔縁、『施』内外無方〕用。』(納富常天三 「竜王は瞋恚の甲冑を帯し、 ―七二ウ)、〈長〉「こゝに一両日とう留す」(1―七七百)。 第六天一魔王"降伏也必為一、 太郎、剣、御前、 しかしこれを「邪見の剣」とするものは見当たらない。 ○当社ニ両三日ノ逗留アリ 誹謗三宝の裾金物をぞうちたりける」(『曽我物語 印《左刀印 御本地ハ不動明王也…此不動尊、、 云、吞剣形、 「装束には、 邪見の鉾の刃先を揃え」(『一角仙人』 不動明王は当然この邪見を破る力があり、 また、邪見はしばしば武具に喩えられ、 魔醯首羅天智所城心之 、即索也。 「邪見の剣を呑む」とする例は未詳。 大御前、十一面観音也…五人,王子御 魔王を降伏することは、 以四足被繞、高十万由旬、 流転生死の鎧直垂に、 金剣宮の武威を強調する一文 龍也。 〈延〉「於茲」一両日逗留ス」(巻 倶梨伽羅竜王が剣に巻き付 鞘也。 右刀っ入二、 青黒童子、形 大威忿怒明王 守 などと 前項で 頁

リ牒状アリ 罪」項参照) 返し説いた不動明王の威験とも関わって早松・金剣を並べる点、 津神人の雑物の ニ咒詛シケルコソ恐シケレ」まで、 れた設定ではなかったか。そこには、歴史的実態の忠実な再現ではなく、 意志の堅さを表現する機能を果たしている」ことなどから、「衆徒の ものである可能性が高いこと(当該注解参照)、それが「衆徒の上洛 津神人が関わっていたことが確認できる。 を記すのは〈盛〉のみ。 いたことがくり返し記される。神輿が入洛するまでの場面に神人の姿 である」(三一頁)と指摘する。 物語文脈の中での事件像を創り出していく姿勢が透かし見えてくるの この滞在は、 この後に引かれる留守所からの牒状が本来は無関係な文書を転用した る。なお鈴木彰は、六日から九日までの金剣宮逗留について、 八月六日であるのに対して、 者が到着という日程に合わせた記述か。但し、〈長〉 『顕広王記』等によれば、 留守所と牒状のやりとりをするためだけの滞在となっている」こと、 具体的に師高・師経の処罰を示す点 は、一 一月六日に金剣宮に到着、 ここで衆徒・神人による呪詛を描くのは 今回の白山事件には、 文書を活用するという必要上、物語によって敢えて創ら など、 留守所からの牒状を載せる〈延・長・盛〉 「押取」にあったようであり、 (盛) 「国務ヲ取行フ間…」の項で先述したように、 今回の強訴の基本的要因は加賀国による大 の特徴が現れている。 牒状の 日付は 安元三年 〇衆徒モ神人モ念珠ヲ揉… 白山の衆徒の他、 〈盛〉の独自異文。なお、 九日に留守所より牒状をもっ (前々節 ○帰命頂礼、 早い段階から強訴に大 〇同九日留守所ョ 師高・師経ヲ可断 盆 一月九日と矛盾す の場合、 神人も関与して は のみ。 早松金剣面 いずれも 盆 これが 到着が 一口々 そし 繰り た使

宮衆徒の衙宛のほぼ同文の牒状を載せるのは 氏・橘氏は、 のちの八幡氏) が願主となって敷地を寄進しており、一三世紀末葉に、橘氏 月の白山中宮八院衆徒申状によれば、 あるが、橘氏については、浅香年木②が「元徳二年(一三三〇) の行動を阻止するために派遣される在庁の名。 郎大夫則次、但田ノ二郎大夫忠利」(巻一―七二ウ)、〈長〉 九日」と矛盾する。 使者の到着を「同九日」と記す。 ては、その信憑性に疑念を持たざるを得まい」(三一頁)と指摘する。 同一人物と目される「大夫忠利」がこの時の使者とされたことについ である可能性が高い。 して鈴木彰は、留守所からの文書が「本来この事件とは無関係な文書 司の子孫であることは動かせないと思われるが、…中世前期に至って ほぼ同様に、 て、 美庄の惣公文職と庄鎮守八幡宮神主職を継承していることから判断し 八院の一つ昌隆寺に対して、承保二年(一〇七五)に、「散位橋朝臣 る異本注記「紀ノ次郎大夫為俊イ」「安二郎大夫イ」は、 夫則次、但田次郎太夫忠利」(1―七七頁)。なお、 うければ八月九日を意味することになり、 も在庁的立場を強く維持していた」(七三頁)と指摘する。 ○留守所牒白山中宮ノ衆徒之衙〈マラウトイ〉 内乱前後に有勢在庁の一員であったことは確実といえる」、 王朝国家段階に加賀に来任し、留住・在庁化した任用国 いずれも、その本姓から推定して、加賀斎藤氏の場合と が、なお在庁給の一部を伝領し、国衙近辺の能美郡能 〇橘次大夫則次、 したがって、そうした素性の文書に現れるのと 但し、 国衙を囲む白山宮加賀馬場 田次大夫忠俊也 長 牒状の日付「安元三年」 では、 いずれの人物も未詳で (延・長・盛)。 留守所から白山中 〈静〉で傍書され その前の文脈を 次節で衆徒 延 「橘次郎太 (埴田介 閨六

す所。 鈴木彰は、 中宮ノ衆徒之衙」は、白山中宮の衙 牒状本文はほぼ同文で、 安元三年! 後述するように、 指摘する。 能性を想定すべき」、「この前後 三年四月二十日条))、神輿上洛の目的が「為パー石井法橋訴、申ザシッ であり が国司藤原師高の弟とする師経について、史料からも彼が国司の縁者 にもかかわらず、 ており、 意味している。 られた既存の文書」であり、「本来別の事件に関する文書であった可 した文書ではなく、一連の事件叙述を組み立てる際に資料として用い の文の説明と齟齬していることから、「物語が地の文から続けて創作 書簡の宛名の脇付の辞」〈校注盛〉(1—一一七頁〉。この脇付を記す は 史料によって確認できるので、 藤原姓と考えられること(「加賀守藤原朝臣師高」(『玉葉』 安元 〈盛〉のみで、〈延・長〉にはない。ここに引かれる文書について**、** 客間。 いささか実態に即さないように感じられる」とする 「加賀国目代、 既存の文書の活用法」の問題と関連する(二七~二九頁)と その点が なお、宛名書に付された「マラウトイ」は、 但し、 有返答」之」(〈延〉 〈延〉の署名「目代源朝臣 客殿。 但し、 涌泉寺焼討事件後に目代が交代させられていたこと 「散位財朝臣、 「白山宮」衆徒、衙」という宛先が記載されているこ 〈盛〉と異なる。 いでい。まらひとい」(〈日国大〉)、転じて「客居。 〈延•長〉では宛先が 国司縁者也」『百練抄』治承元年三月二 巻一―七三オ)とされている点が、 一連の叙述を作り出す際の、 散位大江朝臣、 一月九日の日付も共通する。 新目代が源姓であった可能性は否 鈴木彰は、「衆徒が移動中である (役所)を宛先としていることを 〈在判〉」に注目、『平家物語 「白山宮」衆徒、衙」となっ 散位源朝臣」 本来 「客を诵 回 一 ( の項に 「白山 地

疑念を持たざるを得ないとする(三一頁)。 答を得ていたことになる。なお、 こと。 牒と、(B) 牒式条に定める牒との、二種のもの」があり、「牒、 書の様式であり、「『養老令』公式令の牒には、 興,衆徒企,参答,、令,致,訴訟,事,之趣, 白山衆徒が神輿を戴き、訴訟のため参洛しようとすることについて、 神輿を戴き参洛を企て、訴訟を致さんと擬するの条、不審無きに非ず」。 利」がこの時の使者として記されていることについて、その信憑性に な文書である可能性が高い文書に現れるのと同一人物と目される 旨を問うために、忠俊が派遣されており、 を差し遣し、子細を尋ね申すの処」。 き態度をとりながら、いまだ十分になさぬ態にいう」(〈角川・ 言」(〈日国大〉)。「擬す」は「ある行為をしようとする。事をなすべ た(『国史大辞典』)。冒頭の「牒す」は、「牒の書出文言および書留文 謹牒/年月日 いぶかしく思われる点がないわけではない、 定できない。 と表記。この文面からすると、これ以前に白山衆徒に対して上洛の趣 主典以上の官人 (個人) が諸司に上申する際に用いられるもの ] であ 山中宮ノ衆徒之衙」と訓むのがよいか。 (巻一―七三オ、〈長〉の異同箇所は傍記)。 〇牒、 「早く衆徒の参洛を停止せられんと欲する事」。 衆徒載神輿企参洛、擬致訴詔之条、 〇**依之差遣在庁忠俊、尋申子細之処** 「之に依りて在庁忠俊 なお、 其官位姓名牒」という形式は牒式条であり、「内外の 文書の様式から、〈近〉 鈴木彰は、本来この事件とは無関係 (延•長) そのときに次項のような回 〇欲早被停止衆徒之参洛事 牒とは本来律令制の公文 の意。〈延〉「牒奉言振 は のように 非無不審「牒す、 非四無き不いっト 〇就石井法橋之訴詔 (A)移式条に定める 「依」之」を「依 (延・長) 「留守所牒、  $\dot{\Box}$ 

と答えた。 輿上洛理由に関する国衙からの審問に対し、衆徒側はこの人物の訴訟 明に当たる記述が無く、文意は判然としない。敢えて解釈すれば、 奉」動,大神,哉」(1—七八頁)。〈延全注釈〉 橋訴、申サンガ 橋の訴訟に就き、参洛せしむるの由、返答の趣、理豈に然るべけんや。 求めたものと推量できようか」(四一八頁)とする。石井法橋が如何 今□参洛□之由有□返答□云々。此条理、豈不□可□然。 様なことをしても良いものであろうか、の意か。 いえようか、 訟のために上洛するとの返答のことだが、本当に道理に叶っていると 争か小事に依り大神を動かし奉るべけんや」。 の事件に関するものであった可能性を指摘する(二六~二九頁)。 なる人物なのか未詳であるが、 上洛という行動は納得できないとして、再び書面で衆徒にその答えを 令参洛之由、 『可『奉』動『大神』哉」 (巻一―七三オ)、〈長〉 「為』 石井法橋訴申 それに対し国衙側は、それならば「小事」に過ぎず、 令"参洛"、有返答,之、此、条、豈"不可然,。争"。依! (法橋の訴訟のような)小事のために大神を動かし奉る 返答之趣、 理豈可然。 前述のように、鈴木彰はこの文書が別 争依小事可奉動大神哉 は、「地の文にはこの説 (神輿を)石井法橋の訴 〈延〉「為べ石井 争依:小事:、 「石井法 神輿 可 神 小

ば べきであろう、 べきなり」。もし国司のご沙汰として裁許されるべきものであるなら 御沙汰と為て、裁許せられるべくんば、速やかに解状を賜り申し上ぐ 〇若為国司之御沙汰、 裁許」訴訟歟者、 速やかに解状を提出していただき、 の意か。 賜 可被裁許者、 其解状 〈延〉「若、為、"国」之沙汰;可"為、裁許 (巻一―七三オ)、〈長〉「若為」国之沙汰」可 |可;|申上||也」(1―七八頁)。 速賜解状可申上也 (国衙から国司に)申上げる 「若し国司の 〇仍察 訴訟歟

状以牒 る。 二二八号)、寬治五年十月十五日「東大寺牒」(『平安遺文』 牒の場合、「察」状以牒 れている真情を賢察あって」の意となる。ところが、ここに引かれる 引することがないようお願いいたします。 状を察して遅引せしむこと勿れ。 興福寺から東大寺衙への牒「乞也察状、 城寺衙への牒の末尾「察状勿成疑殆。以牒、 いても用いられている。 五〇四三一)とあるように、鎌倉時代までの一般的な形式である。 特性から「状を察する」事への依頼の意味を付すのが通常の形式であ などの語をつけ、 三五八一)などがあるが、いずれも「乞察状」、「宜察状」、「請察状 止文言に持つ例は、 あるいは 巻四─四○ウ)などである。この場合、「察」状」は「この手紙に書か んことを。 こと勿れ。 一三〇〇)、承安元年八月十一日「紀伊国留守所牒」 「察」状」という表現は、『平家物語』の他の箇所に引かれる文書にお 一四六六)がある。 この用法は「乞也、察状矣、以牒」 の場合も「乞哉、 なお留守所牒の実例として (「越後国留守所牒」 『平安遺文! 「状を察せよ。以て牒す」と読ませるか。「察状以牒」を書 「仍りて状を察し以て牒す」。 以上をもって返牒とします〕)」(〈延〉巻四一三九オ)、 以て牒す〔この手紙を賢察あって疑い恐れることのなから 直接上下関係にない機関同士の通行文書である牒の 延長六年五月九日「上野国牒」(『平安遺文』 状を察せんことを。 (状を察して以て牒す)」では意味が通らない。 たとえば 故に牒す〔この手紙を賢察あって遅 「南都牒状」における興福寺から園 (建仁二年八月二日 (延•長)「乞哉察」。状 勿令遅引。故牒。 故に牒を送ります〕)」(〈延 以て牒す」と読むのが正し (状を察して疑殆を成 (『平安遺文』 『鎌倉遺文』 以 (乞ふや、 た。

越後国留守所返牒 東大寺〈衙〉

更非留守所進止也、乞也衙察状、牒到准状、以牒、右、去二月十六日牒状同三月廿日到来…(中略)…

永治二年三月廿五日

官人散位商長宿禰(花押

目代散位中原朝臣(花押)

散位清原真人

唯一院政期の例「白河院庁牒 れた人物と推測することもできようが、そうした事実があったのか否 七二ウ1)、ここで「目代源朝臣」とあるのは、 はこれを「目代」とする)。 位源朝臣、 取った文書の内容を要約したものである。 安初期((『平安遺文』四四六六・四五四七・補三) 依頼の語が無い牒の例も『平安遺文』に四例存在はするが三例は平 全注釈〉は「師経は前年の紛争で逃げ上ったとされていたので お、「来牒一紙」以下は、「返牒」を発行するきっかけとなった受け 留守所牒は「牒」としては文末形式が整っていないといってよい。 未詳」(1―四一九頁)とする。 一四)は、白河院庁という特殊な機関の牒である。本文の加賀国 散位源朝臣 目代源朝臣在判」、 目代源朝臣」。三本に共通するのは「源朝臣」のみ(〈延) いずれも伝未詳。 これについての鈴木彰の指摘は前述。 〈長〉「散位財部朝臣、散位大江朝臣、 無量光院所司等〈衙〉」(『平安遺文』 師経に替わる新たなの派遣につ 〈延〉 「散位朝臣、散位朝臣、 ○散位財朝臣、 その代わりに補任さ のものであり、 散位大江 (前段 銢 散 散

所牒が在庁三名の連署形式をとり、 署名が 然、こうした人々の職・名が連署されるべきであるのに、 寺主・都維那・神主惣行事・大宮司であって、これが政所の構成員で れば、『三宮古記』(康永三年 牒 的な問題については再検討が必要となろう。 指摘する。但し、この文書が他の事件からの転用であるすれば、 とんどを手中にして」おり、「有勢在庁のなかに、 が実在し、その一族が、江沼郡の惣郡司職のほか、 りが推測される財氏と並んで、大江氏と橘氏が実在した可能性は極め の所在する能美郡の律令期における郡司氏族であった財造とのつなが ②は、「内乱前後の加賀の留守所を構成した有勢在庁のなかに、 あった」(二七六頁)という。 牒」では、「署判は惣長吏・院主・大勧進・大先達・修理別当・上座 ことを受けて「政所」からの返牒となっている。黒田俊雄の指摘によ て強く」、「大江氏の場合、一二世紀前半の加賀の在地に「前掾大江 確認する史料はない。なお財 十七日条)とあり、 いては、『玉葉』の引く後白河上皇の院宣に る大江氏が加わっていたことは疑う余地がない」(七二~七三頁)と よいものと思われる。「源朝臣」が新しい目代にあたる可能性はあるが、 目代を交代させたことが記されている。院宣の記述なので事実と見て 条、所為之旨不,穏便,、仍国司改,定目代,了」(『玉葉』 安元三年四月 留守所衙 「中宮大衆等」となっていることは不審。浅香年木②は、 留守所衙の牒が 国司師高側が焼き払った事については非を認めて 〔一三四四〕三月〕 所引の 政所から発給された返牒であれば、 (財部)氏、大江氏について、浅香年木 「白山中宮ノ衆徒之衙」宛てであった 延暦寺政所下文も寺家三綱の連署 「但雖」非 〇白山中宮大衆政所返 江沼郡を拠点とす 郡内の郷司職のほ | 寺領 | 、 焼払之 早進発旅宿 牒を発行する場合、受け取った最初の文書を「来牒一紙」とし、 形式であるのと対照的に、「その宛所が、「白山宮衆徒」「白山中宮衆徒 行が逗留していた金剣宮に、 あたり、 内容をそのあとに示したもの。 用であるとするならば、この返牒自体が創作となるわけで、これをもっ 鈴木彰の指摘のように、先の国衙からの牒が他の事件に関する牒の転 層が主導力を強めて行く動きのなかで、衆徒・堂衆・神人集団が幅広 これらの牒は、もし実在したとすれば、 衆徒の頂上部をなす勢力の意思表示ではなかったことを示している。 や延暦寺に宛てて出したといわれている牒が、中宮三社の長吏などの 被載送神輿御上洛事 て当時の状況を反映しているとするのには疑問が残る。 たと推測してよいであろう」(一四一頁)と指摘する。しかしながら、 く結束し、「大衆」の名によって、その総体の意志を表現したものであっ 頁)、「安元事件にあたって、白山宮加賀馬場の中宮三社・八院が国衙 馬場側からの牒が、「中宮大衆等」「中宮衆徒等」もしくは「大衆等」 でもなく、長吏・院主・三綱や神主でもないこと」が、 |衆徒等||を差出者としていることとも相通ずるのであって」 (一四) 「加賀馬場先達神人等」であって、「白山宮加賀馬場」でも「白山中宮」 〇牒、 〇依状案事情、人成恨神起嗔。 神明与衆徒、鬱憤和合、而既点定吉日 その内容を「被」載、一送神輿御上洛、事」として示している。 今月九日牒状、 〈延・長〉も同文。国衙から九日付の牒状が**、** 「状に依りて事の情を案ずるに、 ある文書を受け取りそれに対しての返信として 同日到来 その日のうちに届いたことを意味する。 この場合は二月九日留守所牒がそれに 「牒す、 百姓層に相当する堂衆・神人 今月九日の牒状、 人恨みを成すに神瞋り 白山中宮の 〇来牒一紙 「白山宮加賀 同日に

林町・下粟津町辺りに比定される中世の保。 中宮大衆等 上げる旨、次第を述べた状」の意か」(1-四一九頁)とする。 件のごとし」。したがって返牒の状は以上のとおりである、の意か。〈延 敗すべからず、 合\_。 のだの意か。〈延〉「依゙状¦案゙゙子細」、在「神明和合ト、而゙゙点定゙ト吉 明神と衆徒が鬱憤を共にして、吉日を定めて速やかに旅宿に進発した 宿に進発す」。人の恨みが神の怒りを呼ぶことになる、だから、 からなる。 ハヅへ著セ給フ 「アハヅ」は「粟津」か。「現在の粟津町・津波倉町 る (一四〇~ ) 出された文書の返牒が「中宮大衆等」名で出されていることに注目す 長〉については、 長〉「仍以後日」任」牒返之状」子細状如件」(〈延〉巻一―七三ウ)。 であり、もはや留めることはできないと主張する。 には推し量ることはできない、の意。 はできない を起こす。 人力『不『可』成『敗"之」"。 冥慮豈不`恐"之\"哉」(〈延〉巻一―七三ウ。 八幡宮粟津上保 〈長〉「冥慮」を「冥貴」)。 點」の誤写。 進 而黙;;定吉日,、進;;発旅路次,」(1—七九頁)。〈長〉 発、旅路」」(巻一―七三ウ)、〈長〉「依、状案、子細」、 津波倉神社蔵の元亨二年 神明と衆徒とは鬱憤和合して、 (神輿を押しとどめることはできない)、神の配慮は容易 前述のように、浅木年木②は、 四一頁。 冥慮輙く測るべからず」。人のなすことは止めること 〇人力不可成敗、 〈延全注釈〉 右衛尉景久施入」とあり、 「白山中宮大衆政所返牒」 ○仍返牒之状如件 「仍りて返牒の状、 は「「詳細は後日さし上げる返牒で申し 冥慮輙不可測 (一三二一)八月日の獅子頭銘に 今回の神輿動座は神の思し召し 既に吉日を点定し、 「中宮衆徒 上保、 当時すでに上保・下保 〈矣〉「人力にて成 の項参照。 ← 長 下保 ノ衙 の「黙」 (下粟津 在 「次」以 早く旅 神明 宛てに 和

 $\Box$ 

オ)、〈長〉「推津へつかせ給ふ」(1─八○頁)は、いずれも未詳の地名。その総社として白山神社がある。〈延〉「椎津へ着給フ」(巻一―七四山神社からは、約十八㎞ほどの距離(石野春夫四○頁)。粟津保には、

から構成されていた」(〈平凡社地名・石川県〉二一一頁)。原町の白

るのが妥当だろう」(四二二百)と指摘する。頁)、〈延全注釈〉は「粟津の近くあたりの地名で、そこに着いたとす鈴木彰はこれが京都府敦賀市の水津である可能性を指摘するが(四四

## 【引用研究文献】

\*浅香年木①「第三章 古代・中世」(『石川県尾口村史 第三巻通史編』 石川県石川郡尾口村役場一九七一·12

\* 浅香年木②『治承寿永の内乱論序説』(法政大学出版局一九八一・12)

\*安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面―白山事件の場合―」 (国語と国文学、一九八三・4)

\*石野春夫『京都へ行った白山の神輿』(光陽出版社二〇〇一・5)

黒田俊雄「白山信仰· 九九〇·10所収。『黒田俊雄著作集 ―中世加賀馬場の構造―」(『石川県尾口村史 第三巻 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。 第三巻通史編』一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店 引用は著作集による

\*鈴木彰「〈白山事件〉 者による の創出―文書の活用―」(文学二―一、二〇〇二・1。『平家物語の展開と中世社会』汲古書院二〇〇六・2再録。 引用は後

\*高橋良雄「『廻国雑記』の地理的研究」(『廻国雑記の研究』武蔵野書院一九八七・5)

\*納畐常天「湛睿の唱導資料について(三)」(鶴見大学紀要三一、一九九四・3)。

森田平次『白山記攷証』(『白山比咩神社叢書 第一輯』国弊中社白山比咩神社一九二七・4)

五十余人相具シテ追ケル程ニ、野代山ニテー馳付タリケルガ、坂中ニテ馬ヲー倒テ足ヲ折、目クレ腰直ナドシケレバ、コレ直事ナラズトテ、八丈 ハ小林ノ宮、十五日ニハカヘルノ堂、十六日ニハ水津ノ浦、十七日ニハ。敦賀ノ津、北ノ端、 余人、在々所々ニ充満タリ。『是ニ。留守所ヨリ神輿ヲ留メ奉ランタメニ、在『川崎庁ノ中ニ。糺ノ二郎大夫為俊、『安二郎大夫忠俊二人、所従眷属 一疋≌御幣衣ニ進テ、≒蚑行≒留主所へ帰ニケリ。≒見」之大衆モニ神人モ、冥慮 憑 ク思ケレバ、 各 勇テ≌進上。十三日ニハ木田河ノ耳、はた はのし まのおのいき せんしょ まのおのいき まのおのいき かくり 十一日ニハゴ須河社、 十二日ニハ越前国細呂宜山ノ麓、 福龍寺森ノ御堂へ入セ給フ。。今日。神人、宮仕。此彼ヨリ参集テ、。御伴ノ人数九千歳くりゅうこの みだう いら 金ガ崎ノ観音堂へ奉」入。

れかれより」、〈蓬・静〉「こゝかしこより」。6〈蓬〉「御供の」、〈静〉「御共の」。7〈近〉「これに」、〈蓬・静〉「こゝに」。8〈近〉「るすしよより」、 【校異】 1〈近〉「すかのやしろ」。2〈近〉「今日」。3〈近〉「じんにん」、〈蓬・静〉 「神人」。4〈近〉「きうし」、〈蓬・静〉「宮仕」。 近って

へいきぬにまいらせて」、〈蓬〉「御幣衣 進 て」、〈静〉「御幣 衣 進 て」。 14〈近〉「はうく」、〈蓬•静〉「蚑行~~」。 15〈近〉「るすしよへ」、〈蓬〉 し」、〈蓬〉「安二郎大夫忠俊」。11〈近〉「はせついたりけるに」、〈蓬〉「馳付たりけるか」。12〈近〉「たふして」、〈蓬•静〉「たをして」。13〈近〉「御 〈蓬〉「留守所より」。9〈近〉「たゝすの二郎大夫ためとし」、〈蓬〉「紀二郎大夫為俊」、〈静〉「紀二郎大夫為俊」。10〈近〉「やすの二郎大夫たゝと すっむうへ」、 留守所へ」。16〈近〉「これをみて大しゆも」〈蓬〉「是を見る大衆も」〈静〉「是をみる大衆も」。17〈近〉「じんにんも」〈蓬〉「神人も」。18〈近〉 〈蓬・静〉「すゝみ上る」。19 〈近〉「つるかの津のきたのはし」。

とする。 神名帳の江沼郡 満タリ」まで独自異文。浅香年木は、「日吉社大津神人群が、その本 り見られないが、 前為三宮之処、 の北岸、敷地天神山の山麓に鎮座。祭神は菅生石部神で、「延喜式」 内に「菅生石部神社」とあり、 部と頗る密接なつながりをもち」「北陸道南西部と京・畿内を結ぶ交 拠地の占める地理的条件を利用し、西近江路を経由して北陸道の南西 を詳細に記すのは〈盛〉の独自本文。当該記事では、「在々所々ニ充 ハ越前国細呂宜山ノ麓、福龍寺森ノ御堂 「細呂宜山」の地名はあま 夫四○頁)。『白山之記』「加賀国立時、白山加賀国尚一宮也、菅生越 は菅生天神と称され、戦国期以降は敷地天神ともよばれた」(九六頁) う。須河社は、『延喜式』神明帳の加賀国「江沼郡十一座 ていた事実」(一〇九頁)を指摘する。〈盛〉の北陸道の詳細な行程の 通体系に対し、延暦寺=日吉神社の富商神人群が深いかかわりを有し 到着しての後、十七日に敦賀の北、金ヶ崎の観音堂に着くまでの行程 【注解】〇十一日二ハ須河社 十日に仏原の金剣宮を出立して粟津へ 粟津温泉から菅生神社までは、 日吉社側の地理・交通についての情報があった可能性もあろ 加賀国立時、 「菅生石部神社」に比定される。旧国幣小社。 「越前坪江上郷公私納物注文」(鎌倉遺文二七三五五 為加賀二宮」(三六七頁)。 〈平凡社地名・石川県〉 約十八㎞ほどの距離 は、 〇十二日二 〈並小〉」の 「大聖寺川 中世に

姓身分に匹敵するものであった。…末端には法師原・堂童子・犬神人 する者のほかに寺領の荘園などに住んで寺人・神人・公人・宮仕など 禅衆・堂衆・承仕・神人など」について、「この身分層はそれぞれ所 れていた。「衆徒モ神人モ念珠ヲ揉…」の注解参照。黒田俊雄①は 域に比定される」(四一頁)とする。福龍寺森の御堂跡とされる、 久漏フクロノ神社」を現坂井郡丸岡町の西南部にある布久漏神社に比 号)に「御子田山四至」とする中に「東限細呂宜山」と見える。『為 と称する者や一定期間だけ寺中に住む者もあって、当然世俗的には百 属する堂舎や奉仕する所役によって名称は多彩であるが、寺内に止住 寺院大衆勢力の内部を三つに分類した上で、第二身分である「行人・ は、今回の白山事件に白山衆徒の他、 井県あわら市橋屋の貴船神社説もある。菅生神社からは約十二㎞の距 定する説があり、この説をとれば郷域は鎮座地北横地を中心とする地 頁)とする。〈平凡社地名•福井県〉は「「延喜式」神名帳に載せる「布 延喜式に見える福留郷、布久漏神社(所在不明)に当るか」(一九八 る。「福龍寺森ノ御堂」は 「ホソロギ里」(冷泉家時雨亭叢書『為広下向記』八頁)を経由してい 広越後下向記』(延徳三年〈一四九一〉)では、敦賀を経った三日後に (石野春夫四一頁)。 〇神人・宮仕 〈新定盛〉に「細呂宜山麓というが未詳。 神人も加わっていたことが記さ 前節に見たように、

離

テ追ケル程ニ 「所従 大夫則次、田次大夫忠俊也」の項参照。 長〉「税所大夫成貞、 庁ノ中ニ糺ノ二郎大夫為俊、安二郎大夫忠俊二人 「糺ノ次郎大夫為 記す背景として、 めようと派遣される在庁勢五十人との対比を際立たせるためか。 たものが、 がある。 ョリ神人宮仕多来副テ、手ヲ扣音ヲ調テヲメキ叫」(1―) 人と宮仕を並記する例としては、 ように、今回の一行は白山周辺の衆徒とこのような神人とからなって 先に金剣宮に逗留したところで、 支配=従属関係が貫いていた」(黒田俊雄②二九六頁)と指摘する。 馬神人、師子神人などと呼ばれ、「神人とは、このように神社への奉 別されている」(一九六頁)と説明する。また、白山の神人につい などがあって、 ら仏原に派遣された使者の一人「田次大夫忠俊」と同一人物か。 たことについては、「国務ヲ取行フ間…」の項で先述したとおり。 仕という人格的従属関係を基本とする身分であって」、「強靱な人格的 も その奉仕の種類によって、 なお、白山事件には、 「安二郎大夫忠俊」も、 のみ。 「宮仕」は 〇御伴ノ人数九千余人 越前国に入って一気に増大したと誇張するのは、 加賀国の仏原の金剣宮を出立したときが一千人であっ 叡山の当今世出世制法ではとくに下僧として堂衆と区 大津神人と越前国との関係が考えられるか。 「掃除などの雑役に従事した下級の社僧」(〈日国 橘 は |郎大夫則次」(〈延〉巻一―七四オ)。「橘次 「中世の隷属者身分。百姓身分が主をもた その発端から大津神人が深く関わってい 水引神人、 ともに伝未詳。後者は、 神輿に随う人数を九千余人と記すの 「山門御輿振」で〈盛〉 「衆徒モ神人モ念珠ヲ揉」とあった 山内的神人、御油神人、 ○所従眷属五十余人相具シ 先に留守所か 「東北院ノ辺 これを止 言 延 競 神

ず、 あがった大衆に対して、わずかな私的手勢のみを率いて制止に向か 俊・忠俊クラスが私的に動員できる人数としてはやや過大であり、 家の子郎党」(〈日国大〉)の後者の意か。ともに、本来的には為俊 いるもの。親族。一族。うから。やから。②従者。 朝恩ニ誇タル人ノ」(1―一五〇頁)。「眷属」は、「①血のつながって 辞典』)。〈盛〉巻三「重盛宗盛左右大将」「子息所従ニ至マデ、 僕婢らを、平安時代末ごろから所従と称するようになった」(『国史大 は ることが多い。平安時代において主従関係のもとにある従属身分の者 合」せず、「〈延・長〉 んでいたとされるので、 頁)とする。 で神輿が十日に到着したとする粟津の少し手前 (北方)」(1―四二三 タリ。即落馬シヌレバ馬足折タリ」(巻一―七四オ。 名・石川県〉一八二頁)。〈延〉「野代山ニテ大衆ノ後陣ニ件・ 端付近から木場潟・旧今江潟に囲まれた沖積平野部に位置し、 こでは国衙に属する手勢を含んで考えるべきか。九千人にまでふくれ 忠俊に私的に従属していた配下を意味するが、五十人という人数は為 力武士に直属し武装・騎乗する家臣)と区別された下士・隷属農民 属し召し仕われた。ふつう下人と同義とされ、下人・所従と併称され 苗代郷を遺称地とするが、それよりやや狭く南方に偏る」(〈平凡社地 た構図を強調している。 人格的拘束から自由であったのに対して、 一般に「従者」と呼ばれたが、上層の従者である郎従 は、「「野代山」は未詳だが、この辺りをいうとすれば、 なお、 (盛) 的本文をもとに改訂した痕跡か」(1-「野代山ニテ馳付タリケル」との記述は整 の場合、 〇野代山 神輿はすでに越前の細呂木まで進 「野代」は、「小松東部丘陵の西 特定の主に人身的に隷 家来。配下の者。 (長) も同)。 (国司や有 飽マデ

日ニハ木田河ノ耳 雲八条宮人々被討」。5─一○一頁)と「跋々」も用いる。 進上して、の意か。 津ニ到来ス。 とされる総社大神宮 或は「小森」の誤で越前国丹生郡小森か。 切係タリ」(1─三七○頁)。 ハタ」(仏中一)。 と、福井市木田町、西木田までは、 る」(一一八頁)。福龍寺森の御堂跡かとも推定される貴船神社からだ は他に「御力者共ハサスガ命ノ惜ケレバ跋々逃失ヌ」(巻三十四「明 で「やっとのことで」の意。元和古活字版『倭名類聚抄』には らいう」(〈校注盛〉一一八頁)。八丈の絹二疋を、献納の衣料として 洛ス」(〈延〉巻一―七四オ)とあるように、使者は大衆に再度追い付 引用したように馬の足が折れたものの、その後 小林谷がある」(一一八頁)。あるいは、 れる川」(1―一九八頁)、〈校注盛〉「越前国足羽郡に木田の地名があ 目を果たすことなく、奉幣して退散するのであり、使者の無力と神威 一層強調される。 と指摘する。 神輿を留めるべく詞を伝えている。 唐韻云蚑[音岐訓波布]虫行也」(巻一九虫豸体)とある。〈盛) 「未詳。 「耳」は「端」の意。 敢テ無返牒」。 「小森」の誤りかともいう。 〈盛〉巻六・西光父子亡「主従六人ガ頸、河ノ耳ニ 「八丈」は「絹。 〈新定盛〉 〇八丈二疋御幣衣ニ進テ (越前の総社)を小林の宮とする見解もある。 ○蚊行 「はふはふ」と訓ませる。「這ふ這ふ」 〈近〉「はた」、〈蓬・静〉 以 〇十四日ニハ小林ノ宮 「越前国呉羽郡木田 詞,使者、 約二十一㎞ 一疋の長さが八丈あったことか 対して 武生市役所がある地にあっ 鴨神社あり」(一九八頁)、〈校 神輿ヲ雖奉留 福井市の一乗城山山麓には (盛) (石野春夫四二頁) 「同十一日ニニ人使推 〈延・長〉 「耳」。〈名義抄〉「耳 (福井市南) 〈新定盛〉「不詳。 では、 |事トモセズ上 は 使者は役 辺を流 9 前項で 福

三国 崎\* 山 還山 年(一一八一)九月四日条「木曽冠者為,平家追討上洛,、廻,北陸道,、 となっていた」(〈平凡社地名・福井県〉 津から当地に至る間は海路をとる路とがあり、杉津は海陸交通の要地 坂を経て当浦に至り、山中峠(三八九メートル)を越える路と、 点の南側に位置し、 鹿蒜神社の近くには、源義仲と平家が戦った燧城跡がある。 越前町南今庄の鹿蒜地区までは二十㎞ほどの距離(石野春夫四三頁)。 係するか。 賀を経った日に経由する「カイロ聖」」(冷泉家時雨亭叢書八頁) なお、 あり 座小卅六座〉」の内に「加比留神社」 井市木田町から十二㎞ほどの距離 南ハ荒乳ノ中山ヲ境テ、虎杖崩能美山、 而先陣根井太郎至一越前国水津 日ニハ水津ノ浦 ハカヘルノ堂 『延喜式』の神明帳の越前国「敦賀郡四十三座 盆 む。古くは水津と記した。奈良時代以来の北陸道は敦賀湾沿いに五幡 「カヘル」は次項に引く巻二十八「還山」や、『為広越後下向記』で敦 「延喜式」の神社との関係は不明(〈平凡社地名・福井県〉四四頁)。 ノ湊ヲ境タル所也」(4一二三七頁)。 ノ麓ヨリ、長山遙ニ重テ越ノ白峯ニ連タリ。 巻二十八•燧城源平取陣「池田越ニ燧城ニ楯籠。抑此城ト云ハ、 (七九・六メートル)が西流する大毛矢川の沖積地と連結した地 (国史大系二六四頁)、「カヘルノ堂」がどれに当るのかは不明。 「現南今庄に鹿蒜神社、 前項に見る武生市役所のある小林の宮から福井県南条郡南 現在の福井県敦賀市杉津。 南は阿曾浦。 西隣の新道に鹿蒜田口神社があるが」、 |、与||通盛朝臣従軍|、已始 東北に田畑が開け、 (石野春夫四三 「鹿蒜神社」「鹿蒜田口神社」と 五三五頁)。『吾妻鏡』 近江ノ湖 鹿蒜神社から敦賀市杉津 「東浦一〇ヵ浦の 西ハ海路新道水津浦 ジ北 三百。 西は敦賀湾に臨 ノ端也。 〇十五日二 が関

物語集』巻十六「越前国敦賀女蒙観音利益語第七」ほか、『古本説話物語集』巻十六「越前国敦賀女蒙観音利益語第七」ほか、『古本説話の『霊が、金ガ崎ノ観音堂へ奉入 〈校注盛〉は「敦賀の東北端の論。泰澄の創建と伝える金前寺がある。本尊は十一面観音」(一一八頁)と注する。「金ガ崎ノ観音堂」は、金前寺を言うか。「金ヶ崎の山麓、と注する。「金ガ崎ノ観音堂」は、金前寺を言うか。「金ヶ崎の山麓、と注する。「金ガ崎ノ観音堂」は、金前寺を言うか。「金ヶ崎の山麓、と注する。「金ガ崎ノ観音堂へ奉入 〈校注盛〉は「敦賀の東北端の津、北ノ端、金ガ崎ノ観音堂へ奉入 〈校注盛〉は「敦賀の東北端の津、北ノ端、金ガ崎ノ間は、十二㎞ほどの距離(石野春夫四四頁)。 〇十七日ニハ敦賀ノでは、十二㎞ほどの距離(石野春夫四四頁)。

直後に叡山大衆が神輿を奪い取り、金ヶ崎観音堂に入れたとされる。金ヶ崎観音堂に神輿を入れたのも白山大衆とするのは〈盛〉のみ。〈延〉の場合は、延暦寺から派遣された大衆が敦賀の中山で白山神輿を留め、の場合は、延暦寺から派遣された大衆が敦賀の中山で白山神輿を留め、金ヶ崎観音堂に神輿を入れたのも白山大衆とするのは〈盛〉のみ。〈延〉集』、「宝物集』「宇治拾遺物語』にこの観音の利生譚が記される。なお、集』、「宝物集』「宇治拾遺物語』にこの観音の利生譚が記される。なお、集』、「宝物集』「宇治拾遺物語』にこの観音の利生譚が記される。なお、

## 【参考研究文献】

- \* 浅香年木『治承寿永の内乱論序説』(法政大学出版局一九八一・12
- \*石野春夫『京都へ行った白山の神輿』(光陽出版社二〇〇一・5)
- 黒田俊雄①「中世寺社勢力論」(『岩波講座日本歴史六 黒田俊雄② 九九五・2に再録。引用は後者による 「白山信仰--中世加賀馬場の構造―」(『石川県尾口村史 中世二』岩波書店一九七五**・11**、 第三巻通史編』一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店 『黒田俊雄著作集三 顕密仏教と寺社勢力』

九九〇 · 10所収。 『黒田俊雄著作集 第三巻 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館 一九九五**•2**再録。 引用は著作集による

路次ノ煩衆徒ノ憤、山上洛中一不、斜。

宣ヲ ー゙被、 下 之間、貫首ノ御沙汰トシテ、門跡ノ大衆廿人ニ ゚被,|下知,|之間、 シテ、同十九日敦賀津ニュ下テ、寺牒ヲ披露シ奉」留 二神輿」。其状云、 衆徒院宣、幷。寺牒ヲ帯シテ、本寺ノ、専当。千仁・金力。等ヲ先ト 之电

延暦寺政所下 1加賀馬場先達神人等

コープ早止」上路儀、待事御裁下上事

貫首"度々"雖」有二沙汰一、其後成敗自然遅引。 右近日住僧神官等、 |捧||神輿||13企| 二上道 1之后、14在1 重可」有 ||其 聞 | 。 甚 以 不」可」然。相 ||当仙洞熊野参詣之折 節 | 、『訴詔奏聞無」便。『就中 |御沙汰 | 也。2 而此間無 左き右 企 (the to |上二十名||者、||雖、有,狼戻勘発,、理無 訴訟裁判 歟 件"訴、

|自由 |者、3定及、後悔|敷。5元、先達|元、神人|、閑 廻 |,随分之思案|、可、存、|向後之安堵。。⑤宜,派知止、参洛、之状、

安元三年二月日 邓小寺主法師琳海

28都維那大法師

3)上座大法師

29 寺主大法師

修理別当法眼和尚位

トゾ書タリケル。

承知止二参洛之状以下」〈静〉「宜三承知」止一参洛 ち」、〈蓬・静〉「忽」。24〈近〉「さためてこうくわいをよはんか」、〈蓬•静〉「歟」なし。なお、〈蓬〉「定 及 \_ 後 悔 \_」、〈静〉 「定 及 \_ 後悔 \_」。 28〈近〉「つうな大ほつし」とし、「う」の右下に「い」を傍書。 25〈近〉「いはくせんだつのいはくしんにん」。26〈近〉「よろしくうけたまはりしるべしさんらくをとゝむるのしやうもつてくたす」、〈蓬〉 『宜》 のさたありといへとも」。20〈近〉「しかも」、〈蓬〉「而」、〈静〉「而」。21〈近〉「らうるいかんはつありといふとも」、〈蓬〉「雖」有「狼戻勘発 ね」、〈蓬〉「企二上道」之旨」、〈静〉「企二上道」之旨」。 14〈蓬・静〉「有二。 15〈近〉「そせうそうもむびんなし」、〈蓬•静〉「訴詔奏 聞 无」便」。 まつへきこと」、〈蓬〉「可ഺ早 止 , 上 洛 儀 ,待鼻御裁下鼻」、〈静〉「可ഺ早 止 ,上洛儀 ,待鼻御裁下鼻身」。 13 〈近〉「しやうたうをくはたつるのむ ばゞのせんたつじんにん等」、〈蓬〉「加賀馬場先達神人等」、〈静〉 「加賀馬場先達神人等」。 12〈近〉 「はやくしやうらくのきをとゝめて御さいかを う」、〈蓬〉「「専当」、〈静〉「専当」。8〈近〉「せんにん」、〈蓬〉「千仁」、〈静〉「千仁」。9〈近〉「等」なし。10〈近〉「くだつて」。11〈近〉「かゞ ぢせらるるの」とし、後の「る」に見せ消ち。〈蓬〉「下知せらるゝの」。6〈近〉「してうを」、〈蓬〉「寺牒を」、〈静〉「寺牒を」。7〈近〉「せんた 3〈近〉「ふせきとゝめたてまつるへきのよし」、〈蓬〉「禦とゝめ奉るへきよし」、〈静〉「禦とゝめ奉るへきのよし」。 4〈静〉「下さるの」。 5〈近〉「げ 【校異】1〈近〉「なのめならす」、〈蓬〉「斜ならす」、〈静〉「斜ならす」。2〈近〉「こがのだい政大じん」、〈蓬〉「久我太 政 大臣」、〈静〉「久我太政大臣」。 |雖¸有¸狼戻勘発¸」。22〈近〉「さらにそせうさいはんなからんか」、〈蓬〉「更 無 〈近〉「なかんづく」、〈蓬〉「就、中」、〈静〉「就、中」。 17〈近〉「うつたへ」、〈蓬・静〉「訴」。 18〈近〉「たび~~」、〈蓬・静〉「度々」。 19 30〈近〉「しやうさ大ほつし」。 「之 状 以下」。27〈近〉「せうじしゆほつし」、〈蓬〉「小寺主法師」、 〈蓬〉「都維那大法師」。29〈近〉「じしゆ大ほつし」、〈蓬〉「寺主大法師」、 ||訴 詔 裁判||敷」、〈静〉「更無||訴詔裁判||敷」。 23〈近〉「たちま) ソキウノサイン 〈静〉「小寺主法師」。

り手の視線は京都・叡山へと移動している。これがこのあと山門から【注解】〇路次ノ煩衆徒ノ憤、山上洛中不斜 ここで一旦〈盛〉の語

る。 〇当時ノ貫首明雲僧正ト申ハ、久我太政大臣雅実ノ御嫡子、六の使者と共に、あらためて敦賀の白山衆徒の元へと移動することにな

被免、 二年(一一八三)十一月に上洛した義仲との合戦の最中に殺害された。 賢子の同母弟で堀河天皇の外叔父として朝廷で重きをなし、 否めない。 参詣の途次から院宣を発した可能性も考えられようか、 からの牒によれば、この時後白河院は熊野参詣の途にあったとされる。 輿登山ノ事、 御ス」(巻一―七四オ)。 補任の初例となった。天治元年(一一二四)病のため出家、 起こした。保安三年(一一二一)に太政大臣に昇り、 六十九歳。祖父の久我太政大臣雅実は、 れ、養和二年(一一八二)には六十八歳で大僧正に任ぜられた。 棲した。治承三年(一一七九)十一月に第五十七代座主として再任さ 同年十月権僧正に任ぜられ、安元二年(一一七六)五月に僧正に転じ 頂の弟子。仁安二年(一一六七)二月に五十三歳で座主に任ぜられた。 記」によれば、 条源大納言顕通ノ御子也 を阻止するようにとの院宣を蒙ったとあるが、後ろに引かれる延暦寺 する点は注意すべきか」(1―四二四頁)と指摘する。 には権大納言に任ぜられたが、同年四月病により急薨。四十二 従五位下に叙爵、以後順調な昇進を続け、保安三年(一一二二)一月 (一一二七)六十九歳で薨去。父である源顕通は、寛治五年(一○九一) ている。 其時貫首ハ六条大納言源顕通ノ御子人我大政大臣御孫明雲僧正ニテ 伊豆に配流させられるところを大衆に奪還されて後は大原に隠 安元三年(一一七七)五月五日に神輿振事件の責めを負って また、 可奉禦留之由、 権大納言顕通卿二男で、師主は最雲親王、 院宣が下されているにもかかわらず、 〈延全注釈〉 明雲は、 院宣ヲ被下之間 第五十五代天台座主。 は「〈延・盛〉が敬意を以て紹介 白河天皇が寵愛した中宮藤原 白山の神輿の叡山登山 源氏の太政大臣 これが白山衆 不自然な観は 相実法印灌 〇白山 『天台座主 久我家を 大治二年 寿永 延

> 裁許有ベカラズ。 其故ハ院御熊野詣ナリ。御下向ノ後可被上洛, 」(〈延) 徒から山門への返牒に対する使者の言葉に 座主の判断として神輿上洛を阻止しており、その理由として、 と記される。 の内容として「宜」待一聖断 牒には昨年十月頃のこととして「被」下、「宣命幷御下文」」とあり、 徒に示されておらず、 これが届いた二月十九日には、 なるとする(四三頁)。下文が発せられた日付は二月とあるばかりだが、 類推すると、今回の熊野詣の出立は二月十日頃、 淑江によれば、『玉葉』 安元三年二月一日条に、「法皇自 六日 巻一―七五ウ)と、 の阻止を命じる院宣があったとする 可定参二指熊野 この宣命を院宣と捉えているのか。ちなみに、 院の熊野参詣による不在が述べられている。 一給二云々」とあり、 牒にもその内容の記載はない。 |仰』上載』、於|鬱訴相賂|者可||言7上子細 後白河院は熊野御幸の途上にあった。 〈盛〉に対して、 治承二年の熊野詣の日程 「被上洛」タリト云ドモ御 帰洛は三月五日頃に 但し、 (延・長) 次節の 白山神輿

但し、 別当の下で雑事に従事した下級職員」 ヲ披露シ奉留神輿 はその専当の名前であろうが未詳。 とするが、人数には若干の開きがある。 四十よ人さしくだして」(七七頁)。いずれも門跡の大衆が派遣された 本寺ノ専当千仁・金力等 ノ大衆三十余人ヲ差下シ」(巻一―七四オ~七四ウ)、(長)「門跡の大衆、 ○貫首ノ御沙汰トシテ、門跡ノ大衆廿人ニ被下知之間 山門の使者が、寺牒に加えて院宣を携えてきたとするのは〈盛〉のみ。 この後に挙げられるのは寺牒のみで、 十七日に白山の衆徒は、 〈盛〉の独自異文。「専当」は (『国史大辞典』)。 〇同十九日敦賀津ニ下テ、 〇衆徒院宣幷寺牒ヲ帯シテ 敦賀の津の金ガ崎の観音 院宣は引かれない。 「社寺の職名。 延 一門跡

九年 みられる。 仁・金力を先頭として、 堂に神輿を入れ、 越前・美濃の三方面に、おおよそ同時に並行して開拓されていったと によれば、 文は宛先が「加賀馬場先達神人等」となっている点に特徴がある。 請延曆寺御寺牒…」項参照)。 からの牒が置かれることで、 が最も妥当」(三四~三五百)と指摘する。〈盛〉 所載の白山衆徒から山門に宛てた牒状が請文の様式であることから、 書。これを載せるのは 加賀馬場先達神人等 れなかった。そのため、 寺牒」とはみなしがたいこと」(四三頁)を指摘する。 本来は延暦寺からの牒を受けての返牒であるべき「既存の「請文」を まで下り、寺牒を披露し、神輿の上洛を阻止した。 「牒状」として物語の文脈に位置づけたために生じたものと解するの 加賀馬場」は、加賀方面に広がる登山路と練行の場の称。 『盛衰記』の文脈上齟齬をきたして」いて、「これを実在した「御 すぐに白山衆徒から延暦寺への牒状を載せる。 白山独特のこの呼称が起こった語源は、 (八三一)であると記す」。「なかでも「加賀馬場ハ本馬場也」と は 「三方馬場」「三ヶ馬場」といい、 中世では、この宗教的な空間を三方面別に 「禅頂を目標とし中心とする登山路と練行の場は、 「御山を進退し諸事の沙汰は加賀馬場が行なう」としてい 神輿登山の裁可を待っていたが、裁可の院宣が下さ 延暦寺の政所から末社末寺への下文の様式の文 〈盛〉のみ。〈延・長〉の場合、この文書がな 院宣と寺牒を帯して、神輿が留まる敦賀の津 座主明雲の意を受けた叡山の大衆 前記のような矛盾はなくなる しかしながら、鈴木彰は「この「寺牒」 それが開かれたのが天長 はっきりしないが、『白 の場合、 鈴木彰は、 〇延暦寺政所下 「馬場」と称し なお、この下 延暦寺政所 一十人は千 (次段「謹 黒田俊雄 加賀• 延

うか。 待つべき事」。下文の冒頭に示された命令内容。 二三七四〇)がある。宛所は「白山加賀馬場」となっており、 時 者を導いたり配札にあたった熊野先達がその代表的なものとされた」 鎌倉時代に入ると、御師のもとにあって熊野三山に檀那と呼ばれる信 の功を積んだ宗教者をさすようになった。特に熊野詣の隆盛もあって、 をさす語。 田俊雄二五〇頁)。「先達」は、「本来は技芸や学問の先覚者、 の中心として成立していたものではなかったようにおもわれる」(思 うじて窺われるように、 中室三社、 制限のない下文形式の場合は は組織体から組織体への文書形式であるため「加賀馬場」を宛所とし、 寺主大法師、 ような「先達神人等」はない。日下の署名ははどちらも小寺主法師 文書としては延慶二(一三〇九)年七月 徒等」より出されている。なお、延暦寺から「加賀馬場」に出された 主導者と見なされているからであろう。 宛先を「加賀馬場先達神人等」としているのは、彼らが今回の強訴の れ独立性をもち、あるいは複数の系列から成るもので、白山宮を唯 (『国史大辞典』)。加賀馬場についても、『白山之記』「三ヶ馬場参合之 る」とする(二四九~二五〇頁)。 「琳海」、『鎌倉遺文』は「宗弁」であり、その他も都維那大法師 加賀馬場先達御戸開也」(三六七頁)と先達の存在が知られる。 〇可早止上洛儀待御裁下事 平安時代末期ごろから信者を特定の社寺や霊山に導く修練 本宮四社とその末寺から構成されるが、『自山記』 上座大法師、 加賀馬場に展開する寺社の多くは本来それぞ 修理別当法眼和尚など同じである。 「加賀馬場先達神人等」としたのであろ 加賀馬場は、 「早く上洛の儀を止め御裁下を しかし次段の返牒は 日「延暦寺牒」(『鎌倉遺文』 〇右近日住僧神官等 本事件の中心である にかろ 指導者

は

ぱつ)」は、「おちどを責め立てること。 相当たり、 道を企つるの旨、其の聞こえ在り」。白山中宮及び周辺の寺社の大衆 もとること。また、その行為」(〈日国大〉)。「勘発 間無左右企上洛者、 ねて貫首が取り計らうはずだ、の意。「善処しています」という、 度々どうすべきか取り計らっているが、決定が自然と遅れている。 重ねて御沙汰有るべきなり」。 訴訟を奏聞するには都合が悪い 〇相当仙洞熊野参詣之折節、 れられず、 **以不可然** 「甚だ以て然るべからず」。 者をさす言葉として、「衆徒モ神人モ」「大衆モ神人モ」「先達神人」「云 えることには疑問が残る。なお、〈盛〉においては、 神官が神輿を捧げて上洛を企てていることを耳にしているとの意。 左右無く上洛を企てば、 たり障りのない引き延ばしを意図した言葉と理解できよう。 行動に制止を加える。但し、神輿上洛阻止を命じた院宣については触 寺僧云氏人」などの表現が繰り返される点には注意を要する。 捧神輿企上道之旨、 一就中件の訴へ、貫首度々沙汰有りと雖も、其の後成敗自然と遅引す。 「住僧神官」が「先達神人」に対応するか。但し、神人を神官と捉 「狼戾(ろうれい・ろうるい)」 あくまでも貫首の御沙汰として停止が命じられてい 貫首度々雖有沙汰、 訴訟奏聞は便り無し」。 在其聞 雖有狼戻勘発、 狼戻勘発有りと雖も、更に訴訟裁判無からん 訴詔奏聞無便 石 今回の白山の訴えについては、 其後成敗自然遅引。 (時期的に適していない)の意。 院が熊野参詣の途次にあるため、 近日住僧神官等、 更無訴訟裁判歟 は 適切でないの意。 あやまちを譴責すること」(〈日 「狼のように欲深く、 「仙洞熊野参詣の折節に 重可有御沙汰也 (かんぼつ・かん 白山事件の当事 神輿を捧げて上 「而るに此の間 白山衆徒らの 道理に 〇而此 貫首も 当 重 0

三綱と呼ばれる寺院の役職で、「都維那」は「寺院内の諸事務をつか が連署する、 注意が必要か。 月日が記載されていたが、この文書のみ日付が空欄となっている点、 以上の事情を十分に承知して参洛を止むべきの旨、この状をもって申 知止参洛之状以下 「宜しく承知して参洛を止むべきの状、以て下す」。 随分の思案を廻らし、 **閑廻随分之思案、可存向後之安堵** 「先達と云ひ神人と云ひ、 きっと後悔することになるのではないか、 ち自由に任せば、定めて後悔に及ばんか」。いま思いのままに振舞えば、 国大〉)。訴訟が遅引している間に、安易に上洛を企てることは、 さどる役」、「寺主」は「寺中の庶務、 大衆に寺牒を披露したのが二月十九日のこと。その間の日付が書かれ し渡す、の意。 いるように、この下文では先達・神人が対象とされている。 先達云神人」は、この下文の宛先「加賀馬場先達神人等」に対応して に十分な思案を廻らして、この後の所領安堵を考えるべきである。「云 ことにはならないだろう、の意か。 「修理別当」は「寺院、神社の修理・営繕をつかさどる役職」 上座大法師、 てあるべきだろう。 H に相手の落ち度を譴責することにはなっても、決して訴訟裁判という 「寺の法事などの事務を処理し、 叡山の専当等が金が崎の観音堂に下り、 修理別当法眼和尚位 牒状として 正統的な 形式をとる。 白山の神輿が金剣宮を出て粟津に到着したのが一 **〇安元三年二月日** これまでの文書にはいずれも年 向後の安堵を存ずべし」。先達も神人も、 〇小寺主法師琳海、都維那大法師、寺主大法師 衆僧を統括した年長・上席の僧」、 延暦寺政所のしかるべき役職の僧 雑事をつかさどる僧」、 ○忽任自由者、 の意。 神輿を帯同していた白山 都維那·寺主 〇云先達云神人、 定及後悔歟 以上 閑かに 〇宜承 二月十 閑か

は

暦寺政所下文」(『平安遺文』三四二〇号)には「小寺主法師 が、日下に署名していたからである。たとえば仁安二年二月 政所下文に琳海のみ名前が見えるのは、この文書の作成者である琳海 国大〉)。連署される役職の人物については、位階順に正しく並べられ ているが、ただ一人名前を記される琳海を含めて未詳。なお、 修理別当法橋上人位(花押) 「良忠」 日延 延暦寺

都維那大法師(花押)上座大法師(花 なかったのであろう。

判」とすべき措置がなされなかったために、署名の「琳海」しか残ら だが、筆写されていく過程で、現在の古文書学では 押を記している。本文文書も作成者琳海以外は花押を記していたはず 押)寺主大法師 (花押)」とあり、 作成者良忠以外は署名ではなく花 「花押」とか「在

# 【参考研究文献】

- \*安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面-−白山事件の場合─」(国語と国文学、一九八三・4)
- 黒田俊雄「白山信仰 『黒田俊雄著作集 第三巻 -中世加賀馬場の構造──(『石川県尾口村史 三 通史編』一九八一•12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店一九九○•10 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。引用は著作集による
- 鈴木彰「〈白山事件〉 者による の創出 ─文書の活用─」(文学三─一、二○○二・1。『平家物語の展開と中世社会』扱古書院二○○六・2再録。 引用は後

中宮ノ衆徒僉議シテ云、「『且ハ本山ノ大衆、上下三百余人下向アリ。"且ハ制止ノ寺牒到来』セリ。先"捧」返牒。 \_且ク可u 、待:、裁許:」トテ、

三八種請 延暦寺御寺牒。〈マラウトイヤマト〉

||載下||可||止白山神輿上洛事

<sup>21</sup> 以 帰,妙理大菩薩之効験,、世々臣公、仰,神融小禅師之徳 行 , 。爰為, 5目代師 経 , 、5焼, 4払涌泉一寺, 、没, 一倒寺社料 所 右当山権現者、 |同十一月|、2雖\_差||専使||致。訴詔」、テ」今 無 掛『忝天神』元初之、国常立尊之、為』守『宝祚』、『垂』一迹于我朝』、『為』弘』仏法』、『濫』「觴于此砌otakya ||御裁報|、而常空送||年月 ...聖断 仰中上載」、20 於 ||鬱訴相賂||者可||言||-上子 細 ||云々。仍 之間、 一也。依」之代々聖主、 以。去年十月之

【校異】1〈蓬〉「中宮衆徒」、〈静〉「中宮衆徒」。2〈近〉「かつうは」、〈蓬〉「且は」、〈静〉「且」。3〈近〉「かつうは」、〈蓬〉「且は」、〈静〉「且」。 セリ」なし。 静 5 謹 〈近〉「さゝけ」、〈蓬•静〉「さゝけて」。6〈近〉「しるすじやうにいはく」、〈蓬〉「注状をいはく」、〈静〉「注」 請」。なお、〈近〉は以下「仍返牒言上如件」まで白文で記す。8〈近〉「マラウトイヤマト」なし。 9 蓬 状いはく」。 「被」載下可止

18〈蓬〉「被下、下、宣命 幷御下 -以,同十一月,」。22〈蓬〉「 雖 ヒ差,専使, 致 #訴 詔 ヒ,〈静〉「雖ヒ」差,専使,-ヒッ 冥」を改める。 |迹于我朝||、 (静) 「濫 なお、〈蓬・静〉「宜」の左訓「ヘシ」。20〈蓬〉「於, 鬱訴相 賂 | 者」、 事 、〈静〉「垂,|-迹于我朝,」。 Ł 静 一觴于此砌 載\* |文||云]。19〈近〉「宜待聖断仰上載」、〈蓬〉「宜」待||聖断 也。 下<sub>ケ</sub> ·可」止山白山神輿上洛『事』」。10〈蓬〉「 忝 」、〈静〉 15 13 蓬 〈蓬〉「為」弘」、仏法、」、〈静〉「為、仏法、」とし、「為」字右下に「弘」を傍書。4〈蓬〉「濫」線 「目代」。 《蓬》「焼,「払涌泉一寺」、〈静〉「焼,私涌泉一寺」。17〈蓬〉「処」、〈静〉 一致中訴詔上。23〈蓬〉「空送」 「忝けり」。 11〈蓬〉「元初之」、〈静〉「元初之」。

12 (蓬)

門へ牒状ヲ遣ス。其状云」(七四ゥ)、〈長〉は「神輿守護衆徒状云」 輿登山を防ぐように命じた門跡の大衆二十人を含んだ数。 者が到着し、敦賀の中山にて神輿を押し留めたとあったのみで、 阻もうとする山門からの牒状に対して、白山衆徒はまずは返牒を送 神輿於山上『目代師経罪科』事 らに向かっているとの意。「上下三百余人」とは、先に貫主明雲が神 からの牒状が示されないままに白山衆徒から山門への牒状が記される 人下向アリ。… 「…可待裁許トテ」まで、 (1—八○頁) として牒状を引く。 【注解】○中宮ノ衆徒僉議シテ云… 『の大衆、上下の者三百余人が白山神輿の叡山登山を阻むため、 しとは、 後白河院の裁許を待つこととした。 一神輿御入洛之処、抑留之条、 繋がりが分かりにくくなっている。 前節の注解に引用した寺牒を指す。先ず寺牒に対する返牒 冒頭部分、 暫く後白河院の裁許を待つべきだの意。 以下の返牒は、 延 〈延・長〉にも一部類似するものが引か 有 ,是一山之大訴也」(巻一―七四ゥ)。 延暦寺御寺牒 雖令'言上子細」、 前段での白山神輿の叡山登山を 〇且ハ本山ノ大衆、上下三百余 ⟨延・長⟩ では、 盆 〈延〉は「白山衆徒等、 の独自異文。本山叡 欲被裁許奉上白 ○謹請 山門から使 制止ノ寺 こち Щ Ħ 延暦 Щ

洛之処、 暦寺側から受け取った寺牒の内容が示されている。 とする。 いて 然さを持つ」(三四頁)ことになる。 出す側の意志を表出している点で、「謹請」に続く文言としては不自 許奉上白山神輿於山上"目代師経罪科"事」としていて、「これを差し べきである」(三三頁) 常請文ではこれに続けて、事書で「何を受け取ったかが記されて然る 暦寺からの寺牒を請くとの意であり、 る。 に な形式ではないと言えよう。また安藤淑江は、 いて「延暦寺御寺牒」「被載下可止白山神輿上洛事」としてい 反発心を語る一連の叙述を練り上げたものと推考される」(三五頁) を検討する中で、この返牒が請文の形式を用いていることに注目 高罪科上事 (長) 「謹請 ついて「盛衰記所収の文書は、 すなわち、冒頭に「謹請 「既存の文書を部分的に改訂して利用しながら、白山衆徒の強 抑留之条、是一山之大訴也」(1—八〇頁)。 この指摘をもとに 〈静〉「於」一雙訴相一略」者」。 21 〈蓬〉「以」 同・ 有 延暦寺御寺牒 一仰二上載「〈静〉「宜」待三聖断一仰三上 雖、令」言言上子細一、于」今不」蒙言裁報「之間、 のに、 盛 ||年月| 畢」〈静〉「空送||年月| 欲」被」裁許奉」振一上神輿於山上 〈延〉(あるいは〈長〉)では、 延暦寺御寺牒」とあるのは、 いずれも、 の当該文書を見ると、 これらから鈴木はこの文書につ 請文の形式である。 延暦寺及びその周辺を出 一連の白山関連の文書 請文として不自然 鈴木彰は しかし、 謹んで延 |目代師

ず」、「延慶本所収の牒状が盛衰記に見えるような牒状の字句を用いつ 神国也。 した、 どころとして想定できる」として、 処『為』中居1、上護二上皇『下撫三下民』。 える。「前貴女現ジェ告ヶ日へ (三七八頁) とある。 イヤマト ……次伊弉諾<sup>-</sup>尊、 白山を開山したとされる泰澄の『泰澄和尚伝記』に、 を守るために我朝に垂迹し、仏法を弘めるためにこの場所を始まりと 白山権現垂迹の由来を簡略に記す。天神の始めである国常立尊が宝位 上事〉」など類似する表現がある。 には、白山神輿の上洛を止むべきと載せられていたの意。『平安遺文』 ト)」(2―三七六頁)、 巻十四「南都山門牒状等」に 〈延・長〉 になし。 先に留守所からの牒状にも「マラウトイ」とあった。 脇付の詞。 つ対句を崩して簡略化している」と考える(四六頁)。 一〇六「江沼郡諸司等解申請留守所御下文事壱紙 は構成がはっきりと認められるが、 「載下せられ止むべき白山神輿上洛の事」。前々項の注解に見るよ 国常立尊之、 の意。国常立尊は、中世の白山縁起にしばしば名前が見える。 白山が延暦寺から受け取った寺牒の内容を示す事書。 国常立、尊乃神代最初、国主也。 語源は客人居弥真所かという」(1─二○○頁)とある。 〈新定盛〉 為守宝祚、 伊弉冉」尊。 に「「まらうとゐ」に同じ。客殿。 「園城寺牒 〇被載下可止白山神輿上洛事 我雖」有一天嶺一、恒 垂迹于我朝、 「園城寺牒 謂之,神一世七代一。 延慶本のものでは対句になってい また「盛衰記所収の牒状では対句 延暦寺衙〈マラウトヰカマト〉」 ○右当山権現者、 大徳諦・聴な 次国狭槌ブ尊、 興福寺衙 ヘマラウトヰカマ 為弘仏法、 遊此 吾身乃伊弉諾。尊 日本秋津嶋 〈被載下可停止京 が林中で 次豊酙淳/ 次のように見 慣習的読みで 濫觴于此砌也 掛忝天神元初 書簡の宛名の 〇マラウト その寺牒 以 本是 此

杵\* 長 創作である可能性も考えられよう。以下、牒状の本文については、〈延 理解と関わるのかもしれない。なお、 の系譜、特に波線部の「吾身乃伊弉諾尊是也」前後を省略してしまっ ぼ同文であり、これを略述したことは明らかだが、国常立尊以降の神々 下々民ヲ撫。吾本地ノ真身ハ在 リ跡ヲ降シテコノカタ、百七十九万二千四百七十六歳、上々皇ヲ護 音としていた。したがって、天神七代は国常立尊から起こり、 隠ฐ矣」(『神道大系』越前、三頁)。中世の白山の神 歳也。 四子也。……自己天祖降跡,以来、逮己于今。百七十九万二千四百七十六 是也。今号,妙理大菩薩;。此神岳白嶺、乃、吾、神務国政時、都也。 年月」畢」までは ているために、 貴女化現シテ云、日本秋津嶋ハ本是神国也。 に依拠したと覚しい白山縁起が語られる(辻本恭子五九頁)。「一人ノ される。 に至り、その子孫である天皇家へと繋がっていく、という論理が展開 は女神で、伊弉諾(伊弉冉とする本もある)であり、 い。本牒状が国常立の神名のみ挙げているのも、このような レ給ヌ」(4―二八一頁)。右に引いた『泰澄和尚伝記』の下線部とほ 日域男女元神也。天照大神、乃吾伊弉諾尊、子也。其子天津彦々火瓊々 の本文を 何らかの資料に基づくというよりも、 抑吾。本地真身在『天嶺』。 ……人代第一国主神武天皇、乃、彦波瀲武鸕鷀草葺不合、 なお、〈盛〉 盆 白山の神が国常立尊であるような誤解を招きか 盆 に対応する箇所については挙げつつ、すべて引用 巻二十九「白山権現垂迹」では『泰澄和尚伝記 の独自本文。 山頂、 往而"可礼。 (延・長) 「右当山権現者」 往テ可」礼ト云テ、化女即隠 盛 我天神最初ノ国常立尊ョ の牒状には該当本文な 此一言、未以"訖神女忽 の白山理解に基づく (白山妙理権現 本地を十 「而空送 一面観

家ノ大徳神融禅師行出シ給テ」(二一○頁)とあった。当該注解参照 先に白山衆徒の会合で「日本根子高瑞浄足姫御宇、養老年中ニ鎮護国 妙理権現ノ垂迹ヲ尋奉レバ」(1─二一○頁)とあった。『白山之記 白山妙理権現。 大系『寺社縁起』三六四頁)。 ことを示す。「妙理大菩薩」は「妙理大権現」に同じで白山本宮の神、 これまで皇室の白山権現への、 依之代々聖主、帰妙理大菩薩之効験、世々臣公、仰神融小禅師之徳行 「即号」正一位白山妙理大菩薩 | 、其本地十一面観自在菩薩 | ただし、 先に白山衆徒の会合(「白山神輿登山」) 対応する箇所がない場合は、その旨を示さない。 「神融小禅師」は白山を開いた泰澄のこと。 また縉紳の泰澄和尚への信仰厚かった で (日本思想 「謹デ白山 0

れたという。 者可言上子細云々 安元三年四月十三日条に「其故焼-払白山神領在家」、兼押-顛末を簡略に示す。 しかけてご判断を仰ごうとしたが、宣命・御下文を下され、 参蒙裁許之処、 ることを示しているか。本牒状ではこの後にも寺領の窮状を訴える文 フ間…」項参照)、この時師高らが大津神人の貯物を押し取ったとす 〈〈日国大〉 「特定の所用の料にあてるための所領」)は没収され横領さ 八貯物二千余石 | 云々 | とあったように(1─二○七頁 |料所を没収したとは書かれていなかった。これは、前掲『顕広王記 ○爰為目代師経、 次節「倩案事情…」項参照。 師経が涌泉寺を焼き払ったことの記載はあったが、 被下宣命幷御下文云、宜待聖断仰上載、 焼払涌泉一寺、没倒寺社料所之間 目代師経により涌泉寺が焼き払われ、 去年 (安元二年 〔一一七六〕) 十月頃に本山 ○以去年十月之比、 今回の事件の 「国務ヲ取行 於鬱訴相賂 寺社の料所 取大津神 天子の裁 欲企推

には十月との記載はないが、涌泉寺では、ということであった。本文には十月との記載はないが、涌泉寺では、ということであった。本文には十月との記載はないが、涌泉寺ではて、寺官を山門に遣わす場面があった(1─二○九~二○頁)。として、寺官を山門に遣わす場面があった(1─二○九~二○頁)。として、寺官を山門に遣わす場面があった(1─二○九~二○頁)。として、寺官を山門に遣わす場面があった(1─二○九~二○頁)。次項の注解にも見るように、本山叡山への訴え空しく白山の寺官等がが頂の三解にも見るように、本山叡山への訴え空しく白山の寺官等がが明されたというのであれば子細を申し述を待つべきであり、不満を訴えようというのであれば子細を申し述を持つべきであり、不満を訴えようというのであれば子細を申し述を持つべきであり、不満を訴えようというのであれば子細を申し述を持つべきであり、不満を訴えようというのであれば子細を申し述を持つべきであり、不満を訴えようというのであれば子細を申し述を持つべきであり、不満を訴えようというのであれば子細を申し述を持つである。

頃に、白山の末寺のことであるとして延暦寺が訴訟を取り上げなか 裁断がなく、 叡山と解すべきであろう。 たとあった。 年して「谷々坊々」に訴え続けたものの、 十一月の内に寺官等を再度上洛させたのであろう。寺官等は山上に越 その記事によれば、 ため、白山衆徒が神輿を延暦寺に登らせることを議定したとあった。 たことに対して、再び寺官を延暦寺に遣わしたが訴えも空しく帰った そこで翌十一月には使いを差し遣わして訴訟したが、今に至るまでご 緯からすれば、その間に宣命や下文が下されたとするのは疑わしい。 本山の回答は、「本社白山ノ事ナラバ左モ有ナン。彼社ノ末寺也。 ○仍以同十一月、雖差専使致訴詔、 訴えた先からみても、 空しく月日を送っていると訴える。本文には、 「重テ又追上ス」(1─二一○頁)とあるように、 訴えに対して動かなかったのは比 于今無御裁報、 聞き届けられることはなか 而空送年月畢 十一月の

#### 引用研究文献】

- \*安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面-―白山事件の場合―」(国語と国文学、一九八三・4)
- 書院、二〇〇六・2再録。 『平家物語』における〈白山事件〉 引用は後者による 一文書の活用と事件像の創出─」(文学3─1、二○○二・1)。『平家物語の展開と中世社会』
- \*辻本恭子「『源平盛衰記』の白山関係記事」(日本文芸研究五五―四、二〇〇四・3)

宮抑二留神明之上洛」也。仍返牒言上如」件。 行法、た 宣当時之5眉目1 光之素意難」測、三所垂迹之玄応失」憲歟。云,寺僧「『云,氏人」、歎, 冥 威之 陵 是以恒例之神事仏事、此時既断絶、以往之八講三十講、今正及「闕退」。随而近来。無」有「参詣再拝之輩」、不」見」帰敬奉幣之類「。大悲和」とは、「のいる」。 これはいいは、 しゅんぎょう ずっきゅうきゅう たくろき 案事情 空任二声於紫蘭之嵐 |神『託||2驚||示現|。 暫不」顧 ||本寺之厳制 | 、8既奉」動 ||末社之神輿||畢。雖」 然 任 | 御寺牒之 趣 | | しん たくを |「三〇〈給江登〉。社僧『一心合掌、『神女三業低頭而致,祈誓,之処、人恨『融,于神,、々嗔『通,于人,。』依』有,夢想之告託宣之 一、白山妙理権現者、雖」 有いへどもありと ||敷地|、併。||『山町三千之。聖供也。雖、有 ||免田|、又当任没 倒、。非,神物 | 。 \* 故只有 ||名更無 怠、湿悲 「。権迹之衰微」、而。奉」、戴 …神輿」、所」 一、34奉三相二-待裁報之左右

安元三年二月廿日 電中宮衆徒等請文

rゾ書上タル。

20〈蓬〉「依」有:夢想之告託宣之聞;「〈静〉「依」有:夢想之告託宣之聞;」。 静〉「権迹之」。9〈蓬〉「奉、」。10〈蓬〉「閉、」〈静〉「閉、」。11〈蓬〉「後栄之」。12〈蓬〉「洪鐘」〈静〉「洪鐘」。13〈静〉小書きにせず。 致 | 祈誓 | 之 処 」、〈静〉 「神女三業低頭而 致 | 祈誓 | 之処」。18〈蓬〉 「融 | 于 神 | 」、〈静〉 「融 | 于神 | 」。19〈蓬〉 「通 | 于人 | 」、〈静〉 「通 | 于 人 | 」。 「 慮 神明之冥 覧」、〈静〉「 慮 神明之冥覧」。15〈蓬•静〉「眉目」。16 「故只有」名無」実」、〈静〉「故只有」名無」実」。 5〈蓬〉「無」有」、「〈静〉「無」有」」。1公のパンテナナンシッ 【校異】1〈蓬〉「案ニ事情 しゆと等うけ文」、〈蓬〉「中宮衆徒等 《奉』動 : 末社之神輿 , 畢 (人静) 「既奉, 動 ; 末社之神輿, 畢」。 一、〈静〉「 安观 へ…事情により 「」。2〈蓬•静〉「聖供也」。3〈蓬〉「非二神物 24 21 〈近〉「託」なし。22 〈蓬〉「驚;」示現,」、〈静〉「驚;」示現,」。 〈蓬〉「奉相待裁報之左右」」。 《蓬》「一心合掌」、〈静〉「一心合掌」。17〈蓬〉「神女三業低頭而 6〈蓬〉「云、氏人」、〈静〉「云、氏人」。 \_ 25 4 〈蓬•静〉 「更」なし。 近 「仰留」。 7 (近) 「非」。 26 近 23 8

昭は 年四月十六日条が引く官符に「右白山僧侶、末寺焼失訴出来。 性格に問題があるとしても、 摘する ていたことを推測させる」(二七二頁)とし、さらに『玉葉』安元三 の文書においては「当任」とは現任の国守を指す。以下、今回の焼き 是併。三千一聖供也。 けで実がない、という。 いっても国司に没収されて神物ではない、 であるべき土地の帰属をめぐっての国衙対衆徒の争い」であったと指 討ちの一件から離れ、 而当任検非違所使去四月以後迄「昨今」、・・・、 など頻出。 数也」(『続天台宗全書』神道1―六八頁)。『山王絵詞』巻十一第二段 ウ〜七五オ。□は虫損。 『鎌倉遺文』一三三)とあるように、このような国衙を廻る紛争など 「叡山九院の霧の内にハ、僧侶三千の法味をかざり」(同前四五八頁) 心があるといっても比叡山の三千の衆徒の供料であり、 雖有免田、又当任没倒、 一之処、 「この紛争の背後に、その所領をめぐっての争いが大きく絡まっ 『山家要略記』「山王院釈,三千学侶,事。三千学侶者、 (二七三頁)。 、代々国領也。 「当任」について、文治二(一一八六)年七月日「東大寺 に「国司触」寺家一、存」理有「糺定」、是承前不易之例也 白山事件について「その本質においては本来国領 雖有免田」、当任有名無実□」(〈延〉 なお、 白山妙理権現者、 白山の寺領の窮状を訴える内容が続く。 更非 (延・長)「倩案事情」、 〈長〉「也」)。「三千」は比叡山の衆徒の数を 田中文英によれば、当該記事は、 非神物。 白山大衆の行動の動機が、 寺領 |可」有|対決|之由、 故只有名更無実 雖有敷地、 したがってただ名があるだ 連日無、絶乱一入寺領 白山者、 併山門三千之聖供 、頻所 「大衆•神人• 白山宮は、 免田があると 巻一―七四 陳申 衆生之心 史料の 也 間

光之素意難測、

三所垂迹之玄応失憲歟

延

「我山者是大悲権現、

は恒常的に行われていたことが分かる

(八四~八五頁)。

○大悲和

悲権現、 想大系『寺社縁起』三六五頁)。 側近である西光に連なる師高・師経を権門勢力と捉え、 (一九二頁) ことを示しているとする。これに対し、浅香年木は院 的とした、いわば経済的立場からの共同利益の擁護・追求にあっ り 寄人・荘民らの所領・田畠等の経済的権益を国衙権力の侵害から守 三十講会の語が見出されることから、 此堂|夏衆等夏中勤不」可|勝計|。六月不断法花経並八講等有」之焉」(思 法華経二十八品に開結二経を加え、三十日間で講じる法会。『白山之記 は法華八講。 向拝社之族、又以断絶。 講、三十講、 歎切也」(巻一―七五オ)、〈長〉 之、仏神事断絶顕然也。仍当年了八講三十講、 衰退し、参詣者も減少し崇敬されることもなくなったと歎く。 奉幣之類 往之八講三十講、 は、あくまでも、 などには、法華不断経田・大般若田・仁王講田など、仏神事田の名称や、 る」(一二九頁)と見る。 新堂安 置五部大乗経、 かつ、中宮三社八院と教団組織の基礎を安泰ならしめることを目 和光同塵之素意候。近来忝向拝之族、 前文に記すように、 法華経を一日二座の四日間で講じる法会。「三十講 同以断絶。 今正及闕退。 権門勢力に対する衆徒・堂衆・神人集団の抵抗であ 当此時 我山者大悲権現、 十部法花経」。 ○是以恒例之神事仏事、 経済的な事情により、 随而近来無有参詣再拝之輩、 |而深歎切也」(1─八○頁)。「八講 なお、黒田俊雄によれば、『三 「然者、 それらの仏事神事が、 安 仏神事断絶顕然也。 |置純金三寸三所御体|。 和光同塵之素意候。 同以,断絶。 又以断絶。 儀礼も断絶して 此時既断絶 「事件の本質 我山者是大 不見帰敬 仍当年八

之衰微 御在所」(三六四頁)。 地垂迹事 真意は測りがたいとする。 とは決まりがないのだろうか、 すでに見たように、 姿となって衆生を救うこと。天台神道においてもしばしば用いられた。 面観自在菩薩」(日本思想大系『寺社縁起』三六四頁)、「白山七社本 音とされた。『白山之記』「即号」正一位白山妙理大菩薩、 白山観音菩薩の和光の御心は測りがたく、白山三所の垂迹の奥深いこ 大己貴を拝し、「是ヲ白山三所権現ト申也」とする(4―| 白山の絶頂にて妙理大権現、左の嶺に登り別山大行事、 権現は、 賀下山七社、白山、金剣、岩本、三宮 の請文であることから中宮三社 ナリト」(『神道大系・日吉』七三頁)。「三所」は、本牒状が中宮衆徒 (三六八頁)。「和光」は では「大悲権現」) 光同塵之素意候」(前項での引用部分に含まれる。 巻一―七五オ)、〈長) "白山之記』「号白山…号高祖太男知…号別山大行事…此名白山三御山 「我山者大悲権現、和光同塵之素意候」(1─八○頁)。 「大悲」(〈延•長〉 耀天記』山王事「我彼国ニ光ヲ和、神ト現ジテ衆生ヲ利益センズル **ト砕に加わっており、ここでも白山の三所権現とみてよかろう。三所** 別宮、此号中宮三社也」三六七頁)と考えられなくもないが、 妙理大権現・大己貴・別山大行事の白山三峰に鎮座する神。 本宮〈本地十一面観音、垂迹女神、御髻御装束如、唐女、〉」 白山に仕える寺僧も氏人も、玄冥なる神の威信が衰えるこ は、 盆 巻二十九「白山権現垂迹」においても、 観音菩薩のこと。白山本宮の本地は十一面観 延•長》 は本宮・中宮をあわせた白山七社の衆徒が ○云寺僧云氏人、歎冥威之陵怠、 の意。白山の衰退を歎いた後に、 (中宮・佐羅・別宮。『白山之記』 「加 「和光同塵」と同様、 (傍記「此号本宮四社」)、 仏菩薩が仮の 右の峰に登り 其本地十一 一八三頁)。 悲権跡 中宮 泰澄が 神の

昼夜を六分した念仏読経の時刻。「六時之行法」は、六時勤行・六時 尺之供鐘」は大きな釣り鐘の意。故に、〈蓬・静〉また〈延・長〉 載き、叡山への推参を企てたのだと言う。 〇而奉戴神輿、 西一、為、仏為、神、権跡顕,于鳩岳之上,」(『鎌倉遺文』 三六二五)。 替」と同じく、次第に衰える意。「権跡」は権現の顕す験であろう。 氏人は、寺僧に対して白山諸社に奉仕する人々を指す。「陵怠」は「陵 念仏などのように、 鐘」が正しい。『白山之記』「是号」笥笠中宮」、本地如意輪也。 五尺之供鐘、徒待響於松柏之風、六時之行法、空任声於紫蘭之嵐 れてしまっているという。「神明閉扉」は、『春日権現験記』 くなった、僧侶達は行くべき道も分からず、 巻一―七五オ)。自分たちが行動を起こしたものの、 宿之光、哀哉住侶迷道、永忘後栄之思 八〇頁)。右の白山の所領・儀礼・信仰の衰退を受けて、今回神輿を 嘉禄三年『興福寺牒』「八幡大菩薩者、非尽非刻尊儀、 とを歎き、 に、垂迹神としての霊威を示さなくなったことを言うのだろう。 に て神威を表さなくなり、星々の光も見えず神の恩寵を受けることもな 〈延・長〉 「五尺之洪鐘、徒"響黄昏之勤"](〈延〉巻一―七五ォ)。 「五 (巻一―七五オ)、 一面講堂、 (神戸説話研究会『春日権現験記絵注解』二二八頁)とあるよう 「今にあたりて垂迹のとぼそをとぢて、 権現である神の験が衰えることを悲しんでいる。 本仏大日如来、五尺供鐘在」之」(三六六頁)。「六時」 所企推参也 〈長〉「然者、奉」振,神輿,、所,啓,参向 昼夜問わず行を繰り返すことを意味する。 〈延〉 「然者、奉振神輿、 〈延•長〉「永。忘向後之栄。」(〈延) 本覚の城にかへらせ給に 向後の繁栄への思いを忘 ○痛哉神明閉扉、 神は扉を閉ざし 所企群参也 来」自 也」(1— 整海之

間

傍書。 面目の意。 15 の 全小 霊応を知ることができないのだ、の意。だから、社僧らが一心に祈っ 失っているはずはない、ただ人々に生じる迷いの心のために、 朗詠集』「菊」に 恨みが神に届き、 時之眉目〈給江登〉。社僧 たところ、 紫蘭咲く秋の嵐に任せるだけである。 風が吹く中待つばかりであり、六時の行法は、空しくその読経の声を 敗」(旧大系一一五頁)と「松柏」と「芝蘭」 巻三「三百余歳ノ法灯挑グル人モナシ。 心に合掌し、巫女は身口意をもって低頭し、祈誓したところ、 しかし思い測るに、 ○但慮神明之冥覧、定不可失徳。 ム」(二八ウ)。「松柏」と「紫蘭」を対で用いる例は未見だが、『和漢 誰明言其冥道之徳言 **[の一件についての名誉を守る言葉をお告げ下さい」と、** Membocu(面目)に同じ。 |現将来吉凶|哉」(1─八○頁。 〈蓬・静〉 「盖」は「蓋」の俗字)。「早く行く先の吉凶をお示しになり、 々嗔通于人 (ヒ畳字・四四五頁)、『邦訳日葡辞書』に「Bibocu. ビボク 『公請表白』「翌日仰 の可能性もあろう。 天に通じたのだと続ける。 に見るように「びぼく」か。『色葉字類抄』 神の怒りが人々に通じた、 「嵐陰欲暮 〈延〉「盍」全。現将来」吉凶哉」(七五オ)、 神明は人々を御覧になっており、決してその徳を 在于人倫、迷癡之用深也」(〈延〉巻一―七五オ)。 一心合掌、 契松柏之後凋 源羽林亜相〈通親〉、 五尺の洪鐘は、 名声、よい評判。」(五五頁) 人倫之迷情、 神女三業低頭而致祈誓之処、 赤間神宮本「蓋」の右に「盖」と 儀礼の衰退している様を言う。 六時不断ノ香煙モ絶ヤシヌラ ○早示現将来之吉凶、 の意。 争可知霊応 の対句があり、ここで 秋景早移 徒にその響きを松柏の 、藤左少丞〈兼光〉」、 「眉目」 嘲芝蘭之先 (長) 「蓋 に (延・長) は 社僧は 神仏の 人々の 人恨融 託宣当 校異

性の神。 ず、 官を延暦寺に遣わしたところ「本社白山ノ事ナラバ左モ有ナン。 控えるよう指示したこと。具体的には、安元二年七月に白山衆徒が寺 神輿畢 によるものであることを示す。 るお告げがあったので、神託を願い、神の示現を知るに至った、 ひきし 訓 対になっているので、神に仕える女の意か。 神 夏。 巻一―七五オ)。「本寺之厳制」 長〉「権現之御示現、在之」」(〈延〉巻一―七五オ)。夢想や託宣によ ら」、七五頁)。 の可能性も考えられる。文明本『節用集』に「低頭 いづして」とする(校異17)。 ソ、聞モ身ノ毛竪ケレ」(1一二二九頁)。「低頭」は、〈蓬・静〉 これまで夢想や託宣の記述はなかったが、今回の御輿動座は神の意志 『邦訳日葡辞書』に 居院唱導資料纂輯(六)」調査研究報告一七〔一九九六・3〕 、末寺也。 · 拝殿ニ 昇入テ、社官神女等手ヲ扣声ヲ挙テ、関白殿ヲ呪咀シケル 召 「タル、 (Cami)、あるいは、偶像の位に達した女」(七七〇頁)とある。 それでも神輿の動座に踏み切ったことを指す。 「神女」は、 ||説法之草案|、叡感殊深故|云々、雖 (略) —頭」(「低」字左訓 〈延・長〉「然則、不ジ物 めがみ。天女」(〈日国大〉)であるが、ここでは「社僧」と 許容ニ及ズ」(〈盛〉1―二〇九~二一〇頁)と相手にされ ヒキシ・カウベ」、テ態芸・七三三)、『落葉集』 校異17の ○依有夢想之告託宣之聞、 「Xingio. シンヂョ(神女) Cami, vonna. (神) 〈蓬・静〉 は、 他 ○暫不顧本寺之厳制、 「ていとうして」や「頭を低れて」 「うなたるゝ」、「頭」字左訓 "制法」、既 延暦寺が白山末寺の神輿の動座を に見るように「しんぢょ」 ·無...恩賞 盛 憑神託驚示現 一令附。敦賀津二 似 「禰宜友実ヲ八王子 この時衆徒は敦智 有 稽首義也」(左 既奉動末社之 眉目上 に 延

異文「先捧」返牒|且ク可」待|裁許」にも合致する。鈴木彰は、こうし 神輿の上洛を抑え留めますとの意。請文の前に記された 白河院の「御裁報」を待てという内容であっただろう。加えて、この た記述のあり方から、叡山からの寺牒には、 めて御裁下を待つべし」との牒状に従い、御裁報の結果をお待ちし、 報『之状、如件』(〈延〉 然任御寺牒之趣、 に至っており、 頃後白河院は熊野参詣中であったらしいことをも勘案すれば、後白河 示に従わず神輿を動座し敦賀まで至ったが、この度の「上洛の儀を止 言上如件 〈延・長〉「任御寺牒之状」、止神輿上洛之儀¬、 〈延・長〉も同じ内容を指すと見てよかろう。 奉相待裁報之左右、所抑留神明之上洛也。 巻一―七五オ)。〈延・長〉も同意。本山の指 「神輿上洛をとどめ、後 盛 可待御裁 仍返牒 の独自 ○雖

というレベルではなく、わざわざこのように崩したとする理由も考え 巻一―七五オ)。以上の牒状について安藤淑江は、「盛衰記所収の牒状 ていて然るべきでもあろう」(三六頁)とする。 かった 院の「御裁報」を鍵とするやりとりである以上、 にくい」(巻一―四二八頁)とするべきだろう。 を用いつつ対句を崩して簡略化している」と考えるが なっていず」、「延慶本所収の牒状が盛衰記に見えるような牒状の字句 では対句の構成がはっきりと認められるが、延慶本のものでは対句に 全注釈〉 中宮衆徒等請文〈延・長〉「安元三年二月廿日 「御寺牒」は、当時院が洛中に不在であるという事情を踏まえ が指摘するように「〈延・長〉本文の問題は書写に伴う誤脱 延慶本に載せられな ○安元三年二月廿 衆徒等」(〈延〉 (四六頁)、 
全

日

## 【引用研究文献】

- |浅香年木『治承・寿永の内乱論序説』(法政大学出版局一九八一・12
- 安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面-|白山事件の場合||(国語と国文学、一九八三・4)
- |梶原正昭「『平家物語』の一考察(一)―「鹿の谷」と白山事件」―」(『軍記文学の位相』汲古書院一九九八・3)
- \*黒田俊雄「白山信仰-引用は後者による ―中世加賀馬場の構造―」(『石川県尾口村史』第三巻、通史編一九八一・12。『日本中世の社会と宗教』岩波書店 一九九〇•10
- 鈴木彰「『平家物語』における 書院二〇〇六・2再録。引用は後者による 〈白山事件〉 一文書の活用と事件像の創出─」(文学3─1、二○○二・1)。『平家物語の展開と中世社会』 汲古
- 田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」 後者による (日本史研究二五○、一九八三・6。『平氏政権の研究』 思文閣出版 一九九四 · 6 再録。 引用は

日ニ坂本ニッキ、同廿九日ニ登山シテ、西塔院谷、千光院ノ助公貞寛ガモトヲ宿房トシテ、子細ヲ訴っては、 此上ハ山門ノ衆徒登山シヌ。其後神明ノ旅宿、 訴詔ノ遅怠心元ナシトテ、中宮ノ大衆ノ中ニ、智積・覚明・「仏光等ノ骨張ノ輩、六人、同廿八訴記ノ遅怠心元ナシトテ、中宮ノ大衆ノ中ニ、智積・覚明・「仏光等ノ骨張ノ輩、六人、 間廿八 申う 間 貞寛「三二。満山三塔ニ披露シケレバ、

大衆。度々蜂起シテ\*衆議スル処ニ、三月九日。被、下」院宣|云、

加賀国。温河焼失事

右っ非一白山々門之末寺一之由、 致二年道濫訴一、恣動いたし のらんそを ほしいままにうごかし |御気色||上啓如」件。 一神典 在庁。雖」令」申、 欲っす ・企・ ||参 洛 | 。『悪僧張本二人〈『南陽房明恵•』聖道房坐蓮〉、慥 合 ||召 進 \ 『町 』被 ||尋 大衆。強訴申由、 依 |令」申給|、 目代師経可」被」行二罪科 かるともでもなり 大衆之『語』 一問子細

<sup>17</sup>右京士

謹上 山座主は僧正御

三月九日

8僧侶不如一句。末寺トシテ既ニ本山ヲ憑、本山 争 末寺ヲ棄ン。『就中神輿旅宿ニ御座。※空 本社ニ還御アラバ、白山面目ヲ失、神慮 尤 難. デージ から いゃしむ こうじょう かんしょ しつしゅうしょ しゅうしゅかし 為」上依」下之崇敬」、ས宮下之為」下 守 」上之威応」。千里駒ས琲」母不」行、ས揚 宝 雀 離 」 母 不」 飛云事アリ。然者末社ノ訴詔ས不」可」疎、末寺ノ為」上依」下之崇敬」、ས宮下之為」下 守 」上を加ば トゾョ有ケル。寺官 依 「貫首ノ®御下知」、一山三院ニ披露シケレ共、是ヲ用ズ。 則 其夜 「ニロニト大講堂ノ庭ニ、三塔会合シテ僉議シテ云、 早本末力ヲ゚゚一ニシテ、神輿ヲ迎エ奉リ、゚゚仏神威ヲ垂給ハヾ、豊、無「裁許」哉」ト云ケレバ、「尤々」ト同ジケリ。はやく

補入符あり。 毎不行」については、当該注解参照。 ものしもたるは、〈蓬〉「下之為」下、〈静〉「下之為」下」。23〈近〉「つねにゆかさるにあらす、〈蓬〉「非」母不、行、〈静〉「非」母不、行」。 つねきかるへきものなり」、〈蓬〉「可」被;;尋;問子細;者也」、〈静〉「可」被、尋;問子細;者也」。 17 んやうばうのみやうゑ」、〈静〉「南陽房 明 恵」。15〈近〉「しやうたうばうのざ」、〈蓬〉「聖道房坐連」、〈静〉「聖道房坐蓮」。16〈近〉「しさいをた 「非」、白山々門之末寺之由」。8〈近〉「申せしむといへとも」、〈蓬〉「雖」、令」、申」。9〈近〉「しゐてうたへ申よし」、〈蓬〉「強善訴申由」、「テラス ペクサンサンサード/ トザ 【校異】1〈近〉「ぶつくはうとうの」、〈蓬〉「仏光等の」。2〈蓬〉 -衆儀するJ、〈静〉「衆儀する」。5〈蓬〉「被¸下¸院 宣 ˌ云」。6〈近〉「うかは」。7〈近〉「はくさんはさんもんのまつしにあらさるのよし」、〈蓬〉<sup>\*\*\*</sup> 〈近〉「かみのかみたるはしものそうきやうによる」、〈蓬〉「上之為」上、依、下之崇、敬、」、〈静〉「上之、為」上、依、下之崇、敬、ない。かだいのかかれるはしものそうきやうによる」、〈蓬〉「上之為」、上、依 「大夫泰経」。18〈近〉「そうしやうの御ばう」、〈蓬〉「僧正御房」。19〈静〉「ありけり」。20〈近〉「御げちに」、〈蓬〉「御下知」に」、〈静〉「御下知」」。 | 」、〈静〉 「語 」 。 12 〈近〉 「 ぶたうの 」、〈蓬〉 「 無道 」 。 13 が良い。 右に「母」を傍書。 〈底〉「強許申由」を改める。10〈近〉「申せしめ給ふによて」、〈蓬〉「依」令」申給「」、〈静〉「依」令」申給」」。11〈近〉「ごに」、〈蓬〉(東)、「強許・シストラント)、「な」、「なりのステンスト 27 〈近〉「なかんつく」、〈蓬〉「就」中」、〈静〉 25 〈近〉「うとかるへからす」、 24〈近〉「ほうしやくのあかりはゝをはなれてとはすと」。 「就」中」。 〈近〉「あくそうのちやうぼん」、〈蓬〉「悪僧張本」、〈静〉 〈蓬〉「疎にすへからす」、〈静〉 一満マンサウ 28 三塔に」。3〈近〉「どゝ」、〈蓬〉「度々」。4 〈近〉「むなしと」とし、「と」に二重縦線を施す。 〈蓬〉「揚宝雀離不」飛と」とし、「雀」 「疎すへからす」。 〈近〉「うきやうのたいぶやすつね」、 26 「悪僧張本」。14 〈近〉「しゆきする」、 「僧俗」。 右に「く」を傍書 〈近〉「な

〈近〉「ひとつに」。30〈近〉「ぶつじん」、〈蓬〉「仏神」。

門は白山神輿を迎え入れることを決定する。対して〈延〉では、 だろう。 際の霊験を〈盛〉が描く一方、〈延・長〉が描かないこととも関わる では、 議する。 ずに白山中宮の大衆六名が登山し子細を訴えたところ、山門大衆が命 資料を接合したために、接合部分に起こった記事の重複とする 七四ウと七五ウに重複して記す。 抗なく神輿を受け入れることとなっている。これは次節の神輿渡御の 意がなく、白山衆徒によって強引に神輿が運び込まれているが、 徒により固められていた神輿を盗み出したとする。このように〈延•長〉 たとする。 熊野詣の院が帰洛後に上洛すべしということで、神輿を奪取し金崎観 がこの白山衆徒の牒状を持って叡山に帰った後に重ねて使者が訪 ように、白山中宮の大衆等は、 では白山衆徒の積極的な行動により、 を受け入れることとなり、日吉社に早松の神輿を安置することとなっ 本に至ったとする。それを受けて山門で僉議があり、末社白山の神輿 音堂に入れたものの、白山衆徒がこれを盗み取り、進路を変えて東坂 〈延・長〉とは大きく異なる。すなわち、〈盛〉では先の牒状にあった 【注解】O此上ハ山門ノ衆徒登山シヌ… 本節・次節は〈盛〉の独自記事。 )件は記さず、白山衆徒は、 山門は白山の神輿受け入れに消極的で、両者の間に速やかな合 なお、 そこに院宣が到来したものの、その内容を受け入れずに、 なお、 本山の大衆達は、叡山に戻った。しかし、裁報を待ちきれ 延 長 は神輿を金崎観音堂に押し籠めたとする記事を b 〈延〉に類似するが、重ねての山門の使者 山門からの返答が遅いため密かに山門衆 裁報を待ち神輿の上洛を控える旨返答 安藤淑江は、これを 山門も院宣に靡くことなく、 延 が二つの <u>回</u> 使者 抵 Ш

が来て、 ○西塔院谷、 とも強く主張すること。また、その人」(〈日国大〉)で「張本」に近い。 あげられていた六名に対応するだろう。 積 いずれも不明。 宮ノ大衆ノ中ニ、智積・覚明・仏光等ノ骨張ノ輩六人(各人の系譜等 待ちきれずに白山中宮大衆の代表が叡山に向かうこととなる。 次にあり、 ている。 せよ〈盛〉に比して、〈延〉の叙述はスムーズに理解しがたいものとな ず、検討の余地があるとする(巻一―四三四~四三五頁)。 安藤の言うように、 事は前々段の位置にあるべき記事かとする。但しそうした問題点は、 本来一つの記事を、誤って二箇所に記してしまったもので、 とまではみなしがたいと考える(四二~四三頁)。一方、〈延全注釈〉は、 取って叡山に向かうが、その際山門大衆のいる敦賀の中山を避けて別 崎観音堂に入れて守護したと解する。この後白山衆徒は、 敦賀中山で進行を阻止された白山衆徒で、 れないの意。後にも「神輿旅宿ニ御座」とある。返牒を送ったものの、 ルートから叡山に向かったと解せば、〈延〉が不整合をきたしている そのまま中山に滞在した。その白山衆徒のもとに「重テ」山門の使者 頁)。これに対して、鈴木彰は、最初に観音堂に神輿を入れた主体は、 、覚明、 熊野詣の院が帰洛後に上洛せよと言って神輿を奪い取り、 法台、 訴訟の返事が遅いために足止めを余儀なくされて、 ○神明ノ旅宿、訴詔ノ遅怠心元ナシトテ 千光院ノ助公貞寛ガモトヲ宿房トシテ 先に「涌泉寺喧嘩」で「八院三社ノ衆徒ノ張本ニ、智 金台、学円、 依拠資料の相違という視点では必ずしも説明でき 仏光寺ノ宗人ノ大衆三十余人」として 当該注解参照。 神輿を阻止した山門大衆は 神輿が動座の途 西塔には北谷 神輿を盗み いずれに 後者の記 〇 中

皇自 衆が語らって、末寺と号して神輿を動かしたとして、張本人二名の引 院ト云フ所ニナム住給ヒケル」(新大系3―七六頁)。『同』巻十三第 がなく、〈延〉では、 洛は三月五日頃になるとする。九日に院宣が出されたとする設定と 野詣の日程から類推すると、今回の熊野詣の出立は二月十一日頃、 という史実も不明。 千光院座主と称した。助公貞寛は不明。助公は人名ではなく職名など 最の弟子増命のことで、延喜六年 語集』巻十一第二十八「今昔、 あった西塔院と混乱があるか。千光院は比叡山西塔の諸堂の一。 南谷・東谷などがあったが院谷については不明。 き渡しを要求している。安藤淑江は ことが示されている。 院参」とあり、 は矛盾しない しか確認されない。安元三年(一一七七)三月九日に院宣が出され て叡山大衆が議論しているところに院宣が届く。この院宣は 主建、之。阿闍梨五口。静観僧正奏」(群書二四―五四六頁)。『今昔物 岳要記』下「千光院 一〇六頁)。ここに言う浄観は正しくは「静観」、千光院を建立した延 可能性もあるか。 「而レバ、西塔ノ千光院ニ浄観僧正ト云フ人有ケリ」(新大系3-院宣が出されたということになろう。 六日」始」精進」、 この時院が京にいたのは確かであり、熊野からの帰洛 (四三~四四頁)。 安藤淑江は、『玉葉』安元三年二月一日条に、 院の帰洛を待って白山衆徒の訴訟が奏聞され この院宣では、 仁和天皇御願。 可を言能野一給一云々」とあり、 〇三月九日被下院宣云 智証大師、 『顕広王記』三月九日条に「内大臣 (九〇六) に天台座主に任ぜられ、 「白山神輿の上洛を、 目代師経を処罰するものの、 宇多天皇御灌頂之砌也。 比叡ノ山 対して諸本には院宣のこと 白山衆徒の要望を受け 九院の一つで西塔に ノ僧トシテ、 治承二年の熊 山門大衆の 延最院 法 に 大 帰 た

が、 湧泉寺 から、 が白山や山門の末寺ではないとのことを、 ○右非白山々門之末寺之由、在庁雖令申 の地名が突然現れることになる。「温河」は諸本にいう「宇河」 宣を拡大解釈して、 の院宣で、白山についての責任を論じることはあり得ない。 の白山事件に関連する座主宛院宣の奉行者も高階泰経であることなど 廷の姿勢と共通のものである」とする(四三頁)。 教唆によるもの」としていることに注目し、 ていたと判断できることから、「ユカハ」と訓じた可能性も指摘する。 押寄テ」とある(佐々木二六頁)。佐々木は「温」と「湯 いて、〈延〉などでは「宇河ト云山寺ニ」(巻一―七二オ)としていた はできまい。 けて問うのは神輿の「参洛」を企てていることの責任である。 う立場を取っているからであり、 及びその周辺を出どころとして想定できる」(四六頁)とする。 を一人座主明雲に負わせ、白山衆徒に対してはその責めを問わない朝 し、この院宣で白山衆徒の責任に触れないのは、 温河へ押寄テ」とある一方で(佐々木三五頁)、両足院本に。カカヘ 「温川」の表記もある(二六頁)。また訓みについても、大前神社本に 「湯河云ラ所有ラ出湯」、米沢本に「温川ト云山寺アリ」のように 「ウカハ」に該当するが、佐々木紀一が指摘するように、 〈盛〉では「涌泉寺」と寺名しかなかったため、ここで 擬作とすべき根拠はなく、 (あるいは白山中宮か。次々項参照) ○加賀国温河焼失事 後の明雲への責任問題とは結びつけて論じること 院にしてみれば、天台座主に向けて 他の文書と共に「いずれも、 発端となった涌泉寺の一件につ 加賀国の官人が申し伝えた 語順からすると、 、「後に、 は山門の末寺に非ずとい 国衙・朝廷・院側は また、『玉葉』 白山事件の責任 (四)に

0

申电 と言うので、 にせよ、 権僧正覚宗、 四月七日条「天台僧綱以」越前白山,可、為,延暦寺末寺,之由訴申 め給ふにより、 語らいにより道理に外れた訴えがなされたと指摘する。 式な裁許を受けていない関係であったということになろうか。いずれ るいは白山中宮との本末関係は、 と山門の本末関係を正式に認めていなかったことになり、「涌泉寺が 文を「白山は山門の末寺ではない」と読めば、この時点で国衙が白山 結んでいたのであり、「加賀馬場の最高統轄者であった惣長吏を経ず 参、院請、領、之。依、所、請無、理、 由被「仰下」、『台記』久安三年四月七日条「衆徒欲」領 裁許,>」、五月四日条「覚宗入滅之後、以,白山,可,為,延暦寺末寺,之 が延暦寺末寺となった経緯について、『百練抄』久安三年 は、正式には朝廷の裁許が必要とされた。 たとえば越前白山(平泉寺) 寺ではないとのことを……」と取るべきか。寺社の本末関係につい のにも関わらず」の意。 白山や山門の末寺ではない」と読めば、この時点で涌泉寺と延暦寺あ 頁)。ただし、白山本宮・中宮はそれぞれ独自に延暦寺と本末関係を 頃加賀の白山も延暦寺と本末関係になったとされる(黒田俊雄二四七 2独自に叡山と交渉を行っていた」(竹森靖)と考えられている。 中宮を中心とした勢力(中宮・別宮・佐羅宮のいわゆる中宮三社 依令申給、 院宣ではこの後、 目代の罪科を行うことにしましたの意。本文にあるよう 依,院宣,領,之〉。今夕、彼寺僧綱十二人〈座主以下〉 目代師経罪科行はるべし」。山門の大衆が強訴をする 目代師経可被行罪科 あるいは語順を無視して、 本末関係が認められないのに、 仮に当事者間では了解済みでも、 不、許、之云々」が知られるが、この 「大衆強訴申すの 「白山は山門の末 百山 全来 (一一四七) 貞 山門大衆の ○大衆強訴 申さし 無 正 本

項参照。 なお、 挙げられるのは唐突の感がある。 四六九頁)。 の読みを載せるが、「むだう」を挙げるものもある。易林本 求するものであったと考える(九二頁)。「無道」は、〈近〉「ぶたうの」、 輿欲企参洛 ができ、辻褄はあう。 策を議論し「去晦日、依」山僧訴」加賀目代師恒被…配-流備後国 ろう。その状況が何らかの情報経路ですぐさま院に伝わり、 悪僧とみなされるか。ただし、初出の両名が山門の悪僧の張本として 宣では山門大衆の強訴を問題視しているところからすると、 に不明。白山の張本六名の中にも名前がなく、前述のとおり、 に「無礼 ―道」(フ言辞・五一〇頁)、「無辺 の国家体制を前提として、師高・師経の処分という具体的な裁断を要 ないで朝廷に強圧をかけて要求を押し通そうとするものであるから、 に外れた訴えをし、勝手に神輿を動かし上洛を企てようとした、の意。 こと、院宣は三月九日付けで発給されたという時間経過をたどること 葉』四月二日条)とあるように目代処分が決定されたのが 山三塔」に披露し、大衆が「衆議」し、「参洛」が決定されたのであ に「骨張ノ輩」六人が登山したのは先月二十九日、おそらくすぐに「満 「澄憲祈雨」に既出。本全釈一○─七九頁「大蔵卿泰経ニ仰ケルハ」 〈蓬〉 「無道」(校異12)。古本『節用集』類の多くが「ぶたう•ぶだう\_ 「濫訴」であるが、院・摂関らの権門による国政運営と王法仏法相依 田中文英は、 後白河院の院司として活躍した。 山門大衆の語らいにより、 ○悪僧張本二人〈南陽房明恵・聖道房坐蓮〉 今回の大衆の嗷訴は、訴訟の所定の手続きを経 ○抑依大衆之語号末寺、致無道濫訴、 ○右京大夫泰経 山門の末寺だと称して、 〈補任〉 (略)―道」(ム言辞 によれば、 高階泰経は巻三 『節用集』 晦日 院中で対 了写形

門大衆奏状ヲ捧テ、国司師高ヲ被 明雲僧正」(1—二一五頁)とあった。 年(一一七六)十二月五日「伊予守兼右京大夫」、治承三年(一一七九) のは、下の者がこれを崇敬しているからであり、下の者が下におさまっ 依下之崇敬、下之為下守上之威応 山神輿を迎え入れることが決議されるが、 日 建された東塔の講堂。『叡岳要記』上「大講堂供養 奏状を出すことになる。 のみで師高が処分されないことか、あるいは張本二名を差し出すこと なわち叡山三塔中の大衆に諮ったが、 頁)、安元三年時点では右京大夫であった。安藤淑江が指摘するように、 る会合が開かれ、 なく白山衆徒が神輿を強引に日吉に持ち込んだため、そこで三塔によ (1—三二一頁) 等、 講堂ノ庭ニ会合僉議シケルハ、 による僉議などがしばしば行われたことは、巻五「山門落書」に シテ云… 由度々奏聞ニ及ケレ共」(二二四頁)と、 十二月十七日「解却右京大夫・大蔵卿・伊予守」とあり(一―五〇四 一泰経は、『玉葉』所収の白山事件に関連して座主に宛てられた、 -四日付け、同十六日付けの| 院宣のどの文言に不満があったのかは不明。この後、 檀主太上天皇」(群書 〇山座主僧正御房 大講堂は、天長元年 神輿を迎えることになる。 用例多数。 ○則其夜大講堂ノ庭ニ、三塔会合シテ僉議 この時の座主は明雲。先に「当時ノ貫主 一四―五一八頁)。「大講堂ノ庭\_ 一通の院宣の奉行者でもあった」 前座主ヲ中途ニシテ奉ニ取留 <盛〉はここで三塔の会合があり、 八二四 |流罪|、目代師経ヲ可」被」禁獄 典拠不明。上の者が上にいられる 院宣を受け入れなかった。 〇是ヲ用ズ 「一山三院」す 師高・師経の処分を求める に初代座主義真によって創 (延・長) 次段参照。 〈天長元年九月三 では山門の許可 次段で「山 で、 (四 四 四月 師経 大 É 之

花を食べさせると羽が整い飛び去った。その夜にこの雀が童子となっ 打たれて樹下に落ち螻や蟻に苦しめられているのを見て持ち帰り、 テ、 知られる。『蒙求和歌』第三「楊宝黄雀」によって故事を引く。 文大系下―五六四頁)とある。 宝雀離母不飛 タガフコトナシ」 クハヘテ、ナムヂ子孫ヲカサネテ三公トナルベシト云テサリヌ。 ハコノソコニトマルコトヤ、ヒサシ。 テ、十日ヲスギテキズイエニケリ。 アリニツカマレタルヲミル。楊宝アハレミテトリテ家ニカヘリヌ。ハ 記』巻二十や、宋代では祝穆『古今事文類聚』別巻巻三十一などでも 以帰。置 山北一、見上一黄雀為一鳴梟所」搏墜一於樹下一、為具螻蟻所上困。 に、『蒙求』「楊宝黄雀」の注に、「続斉諧記、 を典拠としたものであろうか。また『蒙求』巻中の「楊宝黄雀」 と共に、上句の出典も不明とし、下句は「『続斉諧記』の 「つねにゆかさるにあらす」は〈底〉のような誤字を訓読したのだろう。 ある叡山と、末社である白山の関係を説く。 ているのは、 コノナカニ入テカフ。五穀ヲ不食」。 黄花ノ蘂ヲトリテカヒヤシナヒ も、この『続斉諧記』を引いて採録している」(一五頁)とするよう 〈名義抄〉に 、楊宝七歳ニシテ、花山ノ内ニ行テ、一ノ黄ナル雀キズヲカブリテ、 白環一双ヲモチテキタリテ、楊宝ニアタヘテ云ク、 |巾箱中|、唯食||黄花|、百余日毛羽成、 毎 上の者の威光が及ぶことを尊重しているからだ。 〈底〉「非毎不行」とするが「非母不行」 (続群書十五上-ツネニ」(一四○頁)とある。 漢籍にはしばしば引かれ、 -八九頁)。 アシタニサリテ、ヨハニキタリテ、 後ニ変ジテ黄衣少年ノ人トナリ 楊宝年九歳時 〇千里駒非母不行、 乃飛去。… 遠藤光正が前項の句 一の誤り。 コ 羽の雀が梟に 「楊宝黄雀」 他に 至

(1—二一五頁)。 (1—二一五頁)。

## 【引用研究文献】

\*安藤淑江「延慶本平家物語における資料蒐集の一側面 -白山事件の場合―」(国語と国文学、一九八三・4)

\*遠藤光正「『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(一)」(東洋研究七七、一九八六・1)

|黒田俊雄「白山信仰―中世加賀馬場の構造―」(『石川県尾口村史||第三巻通史編』石川県石川郡尾口村役場一九八一•12。『日本中世の社会と宗教』 岩波書店一九九〇·10所収。『黒田俊雄著作集 第三巻 顕密仏教と寺社勢力』法蔵館一九九五・2再録。引用は著作集による

佐々木紀一「『平家物語』「鵜川合戦」・「御輿振」の史的問題若干」(山形県立米沢女子短期大学紀要四八、二〇一二・12

鈴木彰「『平家物語』における〈白山事件〉―文書の活用と事件像の創出―」(文学3―1、二〇〇二・1)。『平家物語の展開と中世社会』 書院二〇〇六・2再録。引用は後者による

\*竹森靖「中世白山宮の成立と支配構造」(北陸史学三一、一九八二・11)

田中文英「後白河院政期の政治権力と権門寺院」(日本史研究二五〇、一九八三・6。『平氏政権の研究』 思文閣出版一九九四・6再録。 引用は

比叡辻ノ神主ガ夢ニ見タリケルハ、『戸津・比叡辻ノ浦ニ、イミジク飾尋常ナル『船七艘有、『 ー荒智ノ中山立越テ、海津ノ浦ニュ著給フ。是「ロロⅢヨリコ御舟ニ召テ海上ニ浮給へリ。或ハ浜路ヲー歩大衆モアリ、 仏光以下ノ輩悦テ、十一日ニ山ヲ立テ、十二日ニ敦賀津ニ著。 僉議ノ趣」披露シケレバ、白山ノ衆徒等勇 悦 日中ナルニ篝ヲ燃ス。。舟ゴトニ狩衣ニ玉襷アゲタ 或ハ波路ヲ分ルが神人モアリ。 テ、十三日ニ神輿ヲ奉」

5引渡、16雷電12ヒヾキテ18氷ノ雨フリ、 流 a ざいせ 臣重、禄不、諌、『小臣畏、罪不、言、『下ノ情『不、通」 上、此 患 之『大也ト云事アリ、去バ 各 ロヲゾ閉タリケル。 井寺ニ至マデ、皆『白平ニ雪ゾ降。 角云者ノ姿ヲミレバ、身ハロ人、 『哀トク御裁許有ベキ物ヲ。』山門ノ訴訟ハ昔ヨリ他ニ異也。 国司師高ヲ被 北へ『向テ』舟ヲ漕。 況□□■師高・■師経等ガ事ハ、物ノ数ニヤ有べキ。 |流 罪 |、目代師経ヲョ可」被」禁獄 「イカナル人ノ『御物詣ゾ」ト問バ、「白山権現ノ神輿ノ御上洛之間、 面ハ猿ニテゾ有ケル。 十四日ノミ子時ニハ、三客人ノ宮ノヨ拝殿へ奉」入。客人ノ神明ハニ金ノ扉ヲ押開、 能美ノ山ノ峰ツヾキ、 |之由®度々奏聞ニ及ケレ共、更ニ御裁許ナカリケリ。太政大臣®已下サモ可」||之由®度々奏聞ニ及ケレ共、更ニ御裁許ナカリケリ。太政大臣®已下サモ可」 打驚タレバ汗身ニアマレリ。 大蔵卿等為房、5大宰師季仲卿ハ、8朝家ノ等重臣也シカ共、 塩津、 子細ニ及ヌ事也」ト、母内々ハ私語申ケレ共、 海津、 『伊吹ノ山、』比良ノ裾野 不思議ヤト思、 立出テ四方ヲ見渡セバ、単此山ヨリ黒雲一叢 御迎ニトテ山王ノ出 和爾 係リケレバ、四山門大衆奏状ヲ捧テ、 言ニ顕テ奏聞ノ級人ナシ。 片田、三三比叡山、 早松ノ明神ハ錦ノ帳ヲ巻揚 大衆ノ訴詔ニュ依テ被 サセ給御舟也」 然 公卿3殿上人、 唐崎、

吹山。 より」、〈蓬〉「北の山より」、〈静〉 「禁獄せらるへきのよし」。32 「てうしんなりしかとも」、〈蓬〉 「重臣なりしかとも」。40 山門大衆」。 30 ひゝ■て」とし、「■」に二重縦線を施す。 むかって」、 一の右に 〈近〉「ためふき」。 〈近〉「しんにんも」、〈蓬〉 蓬 20〈蓬〉「平裾野」、〈静〉 1 「客人宮の」。24 〈蓬〉「三千衆徒」、 〈蓬〉「あらちの中山も」とし、「も」字に見せ消ち。 「帝範」 43 〈蓬・静〉「むけて」。 〈静〉「人も」。 〈近〉「こくしのもろたかを」、〈蓬・静〉 を傍書。 静 下。47 37 〈近〉「ださいのそつ」、〈蓬〉「太宰帥」、 45 〈蓬〉「度々」。33〈蓬〉「以下」、〈静〉「以下」。34〈静〉「■上人」。■は「霞」のようだが難読。 4 〈近〉「大しんはろくをおもんしていさめす」、 「神人も」。 〈静〉「三千衆徒」。28 「拝殿に」、 「北山より」。15 〈近〉「せうしんはつみにおそれていはす」、〈蓬〉「小臣は畏 「平裾野」。 21 11 〈蓬〉「不」上 〈静〉「船を」。 6 〈静〉「拝殿に」。 右に「き」を傍書。 〈近〉「どつ」、〈蓬〉「戸津」。 〈近〉「しろたへに」、〈蓬〉「白妙に」、〈静〉「白平に」。22 〈近〉「たなひきわたり」、〈蓬・静〉「引わたし」。 16〈近〉「いかつち」、〈蓬•静〉 通", 〈近〉「らいはいのそでをそ」、〈蓬・静〉「礼拝袖をそ」。29 12 「国司師高を」。31 〈近〉「御ふつけいそと」、 静〉 〈近〉「よて」、〈蓬・静〉「よりて」。 25 〈近〉「かねの」、〈蓬〉「金」、〈静〉「金の」。 静〉 ■は難読。 2 〈蓬〉 太军 通ヴャ 「付給」。 7 〈近〉「きんこくせらるへきのよし」〈蓬〉 \_\_\_ 帥。 〈近〉 「舟」。 〈蓬〉「大臣は重禄不諌」。 〈近〉「こほりの」、〈蓬・静〉「氷の」。 48 38 〈蓬〉「御物詣そと」。 3 近 近 (蓬) 8〈蓬〉「船ことに」。 一おほいなりと」。 「てうけの」、〈蓬〉 41〈蓬〉「師光等か」、 「御船に」。 4〈近〉「あゆむ」、 〈近〉「ねのこくには」、〈蓬〉「子時には」。 13 〈蓬・静〉 「人にて」。 静〉 26〈近〉「よだつてそ」、〈蓬・静〉 「小臣は畏」 「朝家の」、 「大臣は 重 」 〈近〉「さんもんの大しゆ」、 9〈蓬・静〉「ノ」なし。 静〉 19 「禁獄せらるへきよし」、 「師光等か」。 〈蓬〉「伊吹山」、 静》 罪 35 不完了。 〈蓬·静〉 〈蓬〉「山門訴詔 朝家の」。 「雷電」。17 14 〈近〉 「この 46 10 近 39 近り「な 近

北ノ端、 を踏まえて出口久徳は、 浦街道)・海津 浅香年木によれば**、** 三八一「近比、 津から荒乳の中山を経て敦賀に至るルートが示されている。 地名・滋賀県〉一〇六五頁)。 まで渡御する様子を、 記すのは いたとする。前節でも記したように、 り結果を報告した。十一日に比叡山を出て、早くも翌日には敦賀に着 白山衆徒は敦賀に逗留していたところへ、翌三月十二日に仏光らが戻 討使」で、義仲追討軍が琵琶湖を東西に別れ北陸に向かうところで、 に出て琵琶湖を船で渡り京へ向かうのが一般的であったと推測してい へ抜ける道は、琵琶湖北岸東より、それぞれ塩津(塩津街道)、大浦(大 三○四頁)とあり、「すでに当時遊女が存在するほどの湊であった」。 と越前敦賀を結ぶ沿道に所在した山塊で、 〇**荒智ノ中山立越テ、海津ノ浦ニ** 荒智ノ中山は、「西近江路の海津 【注解】○十二日ニ敦賀津ニ著 (八一頁)。〈盛〉 「琵琶湖舟運の北の拠点の一つで、近江から北陸への玄関口であっ (同前一○六○頁)。同書が指摘するように、『古今著聞集』巻十・ 琵琶湖北岸西方に位置する港、東に大浦、さらに東方に塩津があ 荒乳の中山・荒智の中山・荒発山などと表記される」(〈平凡社 金ガ崎ノ観音堂へ奉入」(1一二一五頁)とあったように、 〈盛〉の独自記事。〈延・長〉に比べて、白山神輿が日吉社 (西近江路) 近江国かいづに、 に見える海津を取り上げると、巻二十八「源氏追 敦賀から山地 奇瑞も交えて詳述するところに特色がある。 中世における敦賀から京へのルートは、 に出るルートがあった(一〇二百)。 盆 先に「(二月) 十七日ニハ敦賀ノ津、 (愛発山)を越えて琵琶湖から畿内 金といふ遊女ありけり」(旧大系 では後掲のとおり巻二十八に、 白山神輿の渡御の行程を詳細に 歌枕としては有乳山で知ら 海津ノ浦 海津 海

七五ウ)。 松ガ浜へ被吹寄 東坂本へ欲奉入」。 柳瀬ヲ通リ、近江国甲田ノ浜ニ着ク。其ヨリ船ニ御輿ヲ异キ載セ奉テ、 巻七の義経の北国落ちにおいて、一向が大津から船に乗り海津にて船 到ったかのように記すのは不審である。また、出口久徳は、『義経記』 逃下テ」(〈延〉巻七―九二ウ)とあるように、一度塩津を経て海津に 四六四頁)と、同様のルートを想定している。 道ヲ下ニ、海津ノ浦、 四五人相具シ、海津浦ヨリ小船ニ乗、忍テ参給ケリ」(二三九頁)と 塩津から山越えするルートを通っており、敦賀と琵琶湖西岸を結ぶ点 津ニ著ニケリ」(4―二三五頁)、これは陸路であるが、対する東路は 津ヲ打過テ、荒乳ノ中山ニ懸テ、天熊国境、疋壇、三口行越テ、敦智 奉盗取」テ、 うルートが一般的であったようである」(七七頁)と指摘している。 などの例から、「古代末から中世にかけては海津、愛発山、 トとし、 を乗り捨て、そこから愛発山を越えていくことから、これも同様のル 長〉では「高島へ向テ塩津、海津ヲ過テ、敦賀中山ヲ越テ、 は叛乱を起こした仲麻呂が北陸に落ちる際に「大臣此ョリ引帰、 海津から竹生島に渡っている。また巻三十二「刈田丸討恵美大臣」で に海津があった。 〈延・長〉の示すルートは次のとおり。 「西路ニハ大津、三井寺、 その他謡曲『安宅』、『太平記』 〈長〉「其間に早松の御こしをぬすみとり、東路にかゝりて、 敦賀ノ中山道へハ係ラデ東路ニカ、リ、 一給ケリ。 なお、この時平経正は沖に竹生島を確認し、 折節巽ノ風ハゲシク吹テ、海上不静ナラシテ、小 敦賀ノ中山打越テ越前国ニ逃下リ」(4 片田浦、 其ョリ東坂本へ神輿ヲ奉振上,」(巻一-比良、 (延)「白山 巻十七「北国下向凍死の事」 高島、 ただし同じ箇所が 木津ノ宿、 ノ衆徒窃ニ神輿ヲ 入ノ山ヲ越エ、 敦賀とい 越前国 今津、 **延** 

丹生の御こしを、 現在では坂本から真っ直ぐ琵琶湖岸にいたる若宮港近くを指す。 社への物資集積地として栄えた」(〈平凡社地名・滋賀県〉二一八頁)。 岸に位置した中世の水陸交通の要衝。 せられたとする。 現彦根市甲田町。 神輿を盗み取って比叡山を目指したため、 うに若宮港辺りまで運ばれたとする。 半越を越えた神輿は、 女神が唐崎(日吉)へ通う道筋にも当たっていた(福田晃五八頁、 れていた愛発山のルートを通ったとする(八二~八四頁)。 対して、叡山大衆の合意を得られた〈盛〉 かきすへ奉る」(1一八二百)。 たらんとする所に、たつみの風あらくして、小松が浜にぞ吹つけたる。 きにけり。 琵琶湖の東側のルートを採り、 記述一切なし。 た本全釈「佐羅ノ早松ノ御輿ヲ奉飾」項参照)。その他諸本は行程の では白山衆徒が神輿を奪い取って坂本を目指すため、「敦賀ノ中山道 白山の大衆、手づからみづから御こしさゝげ奉て、十ぜんじの御前に (出口久徳七七~八一頁)。 ハ係ラデ」(〈延〉) 、には、 風に煽られて小松が浜へ吹き寄せられたとする。 日吉山王社が多く勧請されていたが、またそれは、 夫より小船に御こしをかきのせ奉て、東さかもとへをし ○是ヨリ御舟ニ召テ海上ニ浮給ヘリ やなるがせをとほり、 河内の浜は、 同様に、〈長〉は、 迂回するルートとなっている(七九頁)。これに 海津から舟に乗せられて、次項の注解に見るよ 〇比叡辻ノ神主 出口久徳も指摘するように、 甲田の浜から船に乗り東坂本を目指 現長浜市南浜町の辺りを指すかという 河内の浜から小松が浜に吹き寄 三津浜に隣接し、 これに対して、 あふみの国、 通常のルートとは異なり、 の場合は、当時多く用 「比叡辻」は、「琵琶湖 河内の浜にぞつ 延 敦賀から七里 一田の浜は、 ・の場合、 その道沿 白山の竜 延•長 中世 ま

の後、 滋賀県〉二〇八頁)。同書が挙げるように、『明月記』建仁二年(一二〇二) 井明神」などを経て日吉社に向かうので、現代の比叡辻及び若宮港辺 社次第 比叡辻マテ奉」担也」(小峯和明一三三百)とあるように、山王祭にお 道大系・日吉』三一三頁)とあり、 神忽然トシテ去給、 間の『日吉社神道秘密記』には山王縁起に見られる遷御において「尊 をさへがたかりけり。 朝臣は材木おもひのごとく下しぬときゝて、抃悦きはまりなく、 琵琶湖に出る場所と考えられる。 頁)とあり、 6 吉社に向かっている」。また同正治元年(一一九九)九月三十日条に 頁)とあり、 六月二十一日条に「船乗、 琶湖岸の港。「三津浜の一つとも、その別称ともいう」(〈平凡社地名 と考えられる。 りを指すと見てよかろう。「比叡辻ノ神主」とは、この若宮社の神主 はじまり、「戸津若宮」を経て「比江辻若宮」とあり、 位置づけは不明である。 いて重要な場所であったことが窺えるが(現在でも唐崎沖での献納祭 は山王祭について「昔ハ唐崎宿院ニ奉」担還御同前也。 にはしばしば次項の 「即帰洛、 御座船は比叡辻の若宮港へ向かう)、中世における山王祭での 私用意』(中京大学蔵。 山路嶮而、 日吉社参詣の帰路に戸津より乗船している。日吉社から 「藤原定家は大津から水路で戸津に至り、 ○戸津・比叡辻ノ浦 従」唐崎 「戸津」と並んで引かれる 則国々浦々をめぐらして、叡山の麓戸津といふ 長途弥屈、 中世の日吉社参の様子を伝える『日吉山王参 自,戸津,騎馬」(『翻刻明月記』一―三八五 比叡辻着給ヒ、 橋本正俊参照)では、 仍出 『日吉山王利生記』巻九には また近世の『日吉社年中行事』に 声 戸津は前項比叡辻近くの、 津浜 石占井江登り給フ」 |、借||乗小舟|| (次項参照)。 唐崎ヨリ還御 その後 冒頭唐崎 天正年

즲

指すか不明。 私用意』に「戸津若宮」と見られることは前項参照。 明ルヲ待」(2―九四頁)のように並記される。『日吉山王参社次第 津・比叡辻・和爾・堅田ノ者共ハ、小舟七百余艘ニ取乗テ、 比叡辻は隣接し、『太平記』 驚タレバ汗身ニアマレリ ぐため、狩衣に襷を掛けていたとするのであろう。 かけて、 **北へ向テ舟ヲ漕** 山王七社が乗ったそれぞれの舟には、狩衣に玉襷を 真子・客人・十禅師・三宮・八王子)が、琵琶湖沖にまで出御し、 神々が白山の神を迎えるべく、 戸津・比叡辻ノ坊々・家々ニ札ヲ打テ」(2―八六頁)、同巻十五 松本・戸津・比叡辻・仰木・絹河・和仁・堅田ノ者迄モ、我前ニト馳 とあり、講堂再建の木材を戸津に運び、木屋に集積している。 所へつけて**、**木屋を造てぞつみおかせける」(続群書) を覚ますと、 いるように、これも出御する山王神に供する者が答えている。 で現れることはなく、「御迎ニトテ山王ノ出サセ給御舟也」と答えて ニテゾ有ケル 山神を迎えていることを示す。 ている。 浦 (旧大系1—八六頁)、同巻十四「二十一箇所ノ彼岸所、 は 底・近〉 北に向かって舟を漕いでいたという。山王七社自らが舟を漕 日吉社から直線距離で琵琶湖に至る場所であり、 ○イミジク飾尋常ナル船七艘 ここは、 汗をびっしょりかいていたの意。 猿は山王の使いとして知られる。山王神自身が猿の姿 の「此(こ)の山より」では、 〈蓬·静〉 夢を見ていた比叡辻 巻二「山上・坂本ハ申ニ及バズ、 琵琶湖沖に出御している様子が示され 〇舟ゴトニ狩衣ニ玉襷アゲタル者 0 北 9 山王七社(大宮·二宮·聖 山より」が良い。 「此(こ)の」が何を (若宮社) 〇此山ョリ黒雲一叢 |下一七〇一頁 ○身ハ人面ハ猿 「戸津・比叡辻 の神主が目 其外坂本・ 澳ニ浮テ 日吉社の 戸津と 大津 とす 〇打 É

部の山。 者可 祝居 う。「日吉客人宮者、 『古事談』巻五第十八話などに見られる慶命の夢想説話も加えられ 皚々トッッ智氷凛々ダ」(『神道大系』越前一頁) 満産生ズ時、六月雪降『下』、厚サ一寸、只産、屋上庭薗陸地で ろう。水原は白山をめぐり、『泰澄和尚伝記』に見る泰澄誕生の際の 北部から西部にかけての地名が北から南に順にあげられている。 ŧ 説話をあげ、 仰的性格からする説話的誇張であった」(四七四頁)と考えるべきだ も含めて、「白山神輿入洛に当っての降雪は事実ではなく、 み、山上・洛中おしなべて、常葉の山の梢まで、皆白妙になりにけり」 より、雷緩く鳴って、都をさしてなりのぼる。白雪くだりて地をうづ 山の神輿、 て降雪の奇瑞があったことを記す。〈覚〉「同八月十二日の午刻計、 は「十一日」)に神輿が東坂本に到着するとの報があったこと、 長〉には降雪のことなし。 志賀、三井寺ニ至マデ、皆白平ニ雪ゾ降ル の山より」と本文変化が起こったと考えられる。 れば、〈蓬・静〉 三話に見られる、白山社を長谷寺に勧請した際に降雪があったとする (上─五○頁)。水原一が指摘するように、三月十四日のこととする〈盛〉 塩津、海津、伊吹ノ山、比良ノ裾野、和爾、 `被」示...不思議 也。 以下は、 而慶命座主之時、 既に比叡山東坂本につかせ給ふと云程こそあれ、 白山の神威の顕現としての降雪とする。 北 琵琶湖の東部に位置する伊吹山を除けば、 (O) \_ | 云云。 白山権現云云。 山より」→ 件夜入。座主之夢 〈南・屋・覚・中〉は、 無指証拠」者、 底 依 或人夢想」、造 「此の山より」→ 無」詮小社也。又可一御坐 「能美ノ山」は近江国北 や、『三国伝記 有。託宣之旨等。 片田、比叡山、 ○能美ノ山ノ峰ツヾ 八月十二日 さらにはこれに 小社 北国の方 琵琶湖 (中)

うに、 即位延暦元年、 れよう。 雪雨。天下穏国土安穏也。 迎え入れる前に、三塔による会合が開かれる。これは前段で述べたよ するべく、 天台宗全書』神道1三五頁)。ここでは、 垂迹事 に神輿が到着し、 あるが、それでも白山の神ということで同様の奇瑞が生じたと理解さ 乗,白雲,"白山権現顕、 には、「次客人宮、 叡山・日吉関連の資料に広く見られる。また、『金剛秘密山王伝授大事 小社上許白雪一尺許積タリケリ。 を祀り、 吉社の西本宮系に属し、西より大宮・聖真子・客人と並ぶ。 吉社に着いたというのは誇張があろう。 ものの、『耀天記』『渓嵐拾葉集』『山王絵詞』『日吉山王利正記』など、 六月にもかかわらず積雪の奇瑞があったという。本説話は小異がある 大系四五七頁)。すなわち、客人社を疑う慶命座主の夢に託宣があり、 金ノ扉ヲ押開、 に敦賀を出たわけだから、神輿を担いだ大衆が十四日の子の時に日 -四六五頁)などともあるように、降雪との結びつきは極めて強い。 で遷御したのは、 盆 「匡房宣奉勅進官神祇宣令文曰、客人権現 現在は白山宮と称される。『山家要略記』巻二・客人大明 神殿の扉と神輿の御帳が開かれる。 〇十四日ノ子時ニハ、 と異なり 天,降了,不八王子麓。白山妙理権現顕坐。 早松ノ明神ハ錦ノ帳ヲ巻揚テ三月十四日、 如爱形 白山神を祀る客人宮と対面することとなった。 〈延・長〉 後我山為,,円宗守護,顕 白山本宮ではなく、佐羅宮の末社早松明神で 此天長地久常住心也」(神道大系『天台神道 本地十一面観音御座也。故南方補陀落山 では山門の許可なしに白山衆徒が強 客人ノ宮ノ拝殿へ奉入。 六月云云。 山王七社の一つ客人宮は、 神々の直接的な対面を演出 其後霊験掲焉云云」(新 |客人宮|給也。 (延・長) 〈唐女形〉桓武天皇 では神輿を 已上 客人ノ神明 白山姫神 故ニ麗 日吉社  $\exists$ 

ル

〈四・闘・延・長〉

なし。

〈南・屋・覚・中〉

は

「三千の衆徒踵

○三千ノ衆徒踵ヲ継、礼拝袖ヲゾ列ケ

ノ毛竪テゾ覚ケル」項参照。

山」の冒頭にも「身ノ毛竪テゾ覚ケル」(1—二一一百)とあった。「身

「竪」を「ヨダツ」と訓ずる例、

多数。

「白山神輿登

いうこと。

奇瑞に続き神威を強調する〈盛〉

の独自表現。

盆

ノ毛竪」として、

覚ない、 ない。 汰の成否は知らず、 と申は、 議シケルハ、「末社ノ神輿不疎」、本社権現ノ如シ。末寺ノ僧不」賤 引に神輿を持ち込んだためである。 山の早松明神との間で、今回の訴訟を巡る物語がなされたであろうと 様御物語モヤ有ラント、身ノ毛竪テゾ覚ケル あり、「父子」の対面とはならないため、このような表現は用いられ 孫にあへりにしにも過ぎ、胎内の者の、霊山の父を見しにも超えたり」 その意義深さを語る。 ため、本宮を祀る客人宮と白山中宮とが「父子の仲」であることから、 本山ノ大衆ニ同ジ。 大衆等、 ヲバ客人ト奉祝」タレバ、早松ノ神輿ヲバ客人ノ宮ニ奉安」テ、 たく同じである。 (覚) 上 一―七六オ)。表現は異なるが、内容は前段の 神輿ヲ拝シ奉ル」(〈南〉上―一二一頁)とある。 なお 院熊野詣ノ御帰洛ヲゾ相待ケル」(巻一―七六オ)。 白山妙利権現にておはします。申せば父子の御中なり。 客人明神の説明をした上で、動座したのが中宮となっている <u></u> 五一頁。 〈南・屋・中〉はこの前に「山門ノ大衆、 この後、 生前の御悦、 争カ訴訟ヲ可\*不聞入」」ト一 (盛) 「神輿をば、 では動座したのが、中宮ではなく早松宮で 神輿が拝殿に祀られる。 只此事にあり。 客人の宮へいれたてまつる。 〈延〉「山門ノ衆徒三塔会合シテ僉 〈盛〉の三塔会合とまっ 日吉の客人明神と、 浦島が子の、 同ニ僉議シテ」(巻 「日吉社ニハ白山 東坂本へオリ下 ○御訴詔ノ有

罪、ニキ。マシテ、師高ナドガ事ハモノ、数ナラズ、子細ニヤ及ブベキ」 用に続いて「大政大臣、左右大臣已下サモ可然」公卿達ハ、 今他 経の処分を朝廷に申し入れるよう要請していた。なお、〈延・長〉は ほぼ同じ。 案事情、 訴えにより処罰された例として為房・季仲の「 衆。訴訟"被\*流罪 臣以下而まれ可」然公卿、 下サモ可然公卿殿上人… 諸本ほぼ同じ。 御裁許遅カリシカバ」(巻一―七六オ、 と異なり、この時に院の熊野詣からの帰洛があって、奏聞したとする。 御裁許ナカリケリ 三千衆徒継踵ハッ」 ども也」(〈覚〉上―五一頁)。「三千ノ衆徒」については、 ク御裁許有ベキ者ヲ。山門ノ訴訟ハ昔ヨリ他ニ異ナル事也。 ガタク候哉。 ·内々ハ被申ケレドモ、 ·顕》で詞無。奏聞する人、」(巻一―四二右**~**四二左)。 大宰権師季仲ハ朝家ノ重臣ナリシカドモ、大衆ノ訴訟ニ依テ被流 「猿程ニ院御下向アリ。 に異なる事なりの 師高・師経に対する処罰の要求が明示されることになる。 七社の神人袖をつらね、 白山妙理権現者、 Ę ただし、 然者師高ヲ流罪ニ被行、師恒ヲ可被禁獄之由奏聞セシニ、 も同。 \*師高が事ナンと可と有、物の数にても可 大蔵。卿為房、 (納富常天八八頁)。 (盛) 白山の神輿を日吉に迎え入れてはじめて、 哀゚早々゚可゚ォ有御裁許之物゚゚山間゚訴訟、自昔于 ○大蔵卿為房、 詞ニ顕レテ奏聞ノ人無シ」(巻一―七六オ~ では先に、白山大衆が山門に対し師高・師 雖有敷地…」項参照。 白山ノ衆徒等、訴訟如此。 大宰。帥季仲。卿朝家。重臣なり、依 時々剋々の法施祈念、 大宰師季仲卿ハ: 〈長〉も同)。 ○山門大衆奏状ヲ捧テ…更ニ 〈四〉「大政大臣、左右。大 一例が挙げられる。 及っ子細にや内々被かととも 「就中叡岳」峯 延 ゲニ此事黙止 言語道断の ○太政大臣已 前々節 日吉社の 大蔵卿為 前項の引 山門に 諸本 前項 上 盆  $\vdash$ 事

する。 院御門 程に勧修寺流が関与していると捉え、その一例としてこの箇所を分析 弁為房停止 殺。害神人,了。依,件事條,御社御庄事,神人令 両人の流罪を訴えている。「日吉神民三十余人許、 仲実等の下人が日吉社庄の神人を殺害したため、 じられている。『中右記』寛治六年(一○九二)九月十八日条に、為房 みを「朝家の重臣」として例示し、仲実は見事に切り捨てられる」。「一 寛治六年時点では左少弁だったが る」とし、 はこの二度だけであるとは限らない。 トゾ仰ケル」(1—二三六~二三七頁)。武久堅は、 言匡房被 川院御宇、寛治四年ニ大蔵卿為房ヲ哀ミサヽヘサセ給ケルニ、 ついては、 の強訴の経過については衣川仁二〇四~二〇六頁参照)。この一件に には阿波権守に左遷、 台嶺之僧徒皆参言宮門一、 に蔵人頭、 で触れたように、諸本同じ。 ン時、君ハイカ、可」有「御計」』ト奏申レケレバ、『実ニ難」黙止「事也』 ~永久三年(一一一五)。勧修寺流藤原為方の息。 |御社御庄事,神人命,沙汰,処、左少将為房·宮内少輔仲実等下人已 すなわち、「山門訴訟によって、 」申ケルハ、『三千ノ衆徒、七社ノ神輿ヲ陣頭ニ奉 寛治六年の左遷は為房・仲実両者に下されたのに対して、 天永二年(一一一一)に参議となり、のち大蔵卿などに任 次節で山門強訴の例をあげる中にも取り上げられる。 〈左少弁、 加賀守、中宮大進共皆止〉」となり、二十八日 流罪となっている(『後二条師通記』にも。 |叡山大衆近日蜂起、彼両人不」被」処| 不」可」帰川禅室」之由…」。 二十日には「左少 藤原為房は、生没、永承四年 「大蔵卿という極官を記して為房の つまり故事の選択がなされてい 事が重臣の左遷に及んだ実例 嘉祥二年(一一〇七) 日吉神人三十余人が 参、関白殿御所高陽 平家物語の編著過 (一()四九) 流罪

忠の宣旨を召し返し、 季仲は周防国に配流、 院ノ宮事」では、 房・季仲について、 矢が神輿に当たり日吉神人が殺害されたことにあることが記される。 叡山末寺大山寺の竈戸宮別当をめぐる季仲・光清と悪僧との紛争で、 陽明門下一、訴申之旨、 実頼流経季の次男。寛治八年(一○九四)参議、康和四年(一一○二) 仲卿」項参照)。生没、永承元年(一〇四六)~元永二 後述のとおり、それでは為房・季仲が併記される説明にはならない。 解釈される」と指摘する(三四二~三四三頁)。例えば巻四「後三条 えた事実を背景にして始めて、 から、「平家物語の時代となって、彼等が堂々たる朝家の重臣であ 尉範政共可、被 放声叫喚」、三十日条に「延暦寺大衆数千人先着」祇園」、 権帥季仲卿、停任召返之由、被」下,宣旨,云々。是依, 太宰権帥。 藤原季仲は、巻一「季仲黒帥」に既出(本全釈三―一頁 八五オ~八五ウ)としている(〈盛〉も同様。 として描かれ、〈延〉「サレバ今、子孫ノ繁昌シ給モ理ナリ」〈巻四 介の受領の子にして後に大蔵卿にまで昇った為房の、子孫繁昌の実態 一十九日条に「聞 |遠流之罪|。 「為房・季仲卿等、 『中右記』長治二 |流罪||之由、 方今寛忠依. 為房は仁寛流罪の際に縁者の無罪を申し入れた人物 |山々大衆晩頭下京,、或住,祇園,、或在,祇多林寺,、 牧野淳司は、「応保二年叡山衆徒披陳状」に、 座主の次第から名前を削ることの是非を記す箇 のちに常陸国に移され配所で没した。 太宰帥卿并石清水別当光清、 於 不」論、左右、責申間…」とあり、 一年(一一〇五)十月二十八日条に「太宰 延曆之訴訟 朝臣家」雖 その事実をかく積極的に強調しえたと (其加) (其加) \_ 削 武久三三七頁)。 |座主之次第|| 山大衆訴申事,者」、 年(一一九)。 依 検非違使左衛門 山門訴訟 「太宰権帥季 荷、輿群二参 発端は、 以上の為 (続群書 ただし 覚

する。〈四・闘・延・長・南・屋・覚〉「師高ナドガ事ハ」 例の嘉保の義綱の例はこの後詳述されることとなる。 として、しばしば持ち出されていたことがうかがえる。 が入洛することとなった。寛治の為房、 年の事件では噂だけで入洛には至らず、 輿動座の初例であるが入洛までに至らず(衣川仁二○八頁)、 円徳法師殺害ノ訴也。 覚忠を座主の次第から削ることに何の問題もないと主張する。 光は、師高・師経の父西光のこと。ここは、〈底・近〉 等ガ事ハ も同様に理解されよう。 ト訴、嘉保ニハ義綱ヲ訴ケリ」(旧大系一○六~一○七頁)とある点 年十二月ニ中堂マデ奉『振』立『云々。 同三日還着シブルの 仲被『流罪』了。。光清ハ同一日解―却\*゙゙見任』。又八幡宮」訴 うに山門は為房と季仲の事例を組み合わせて、 の訴訟によって忽ち流罪になったとする。こうした先例を持ち出して、 れるが、為房・季仲は朝臣として、たいした過失も無かったが、 ノ始也。 ていた可能性を指摘する(三六~三九頁)。さらに、『愚管抄』巻三 長治二年十月卅日、 七下 ○大臣重禄不諌、 季仲帥ト八幡別当光清ト同意シテ竈門社神輿ヲ奉 直. 校異39に見るように、 一四頁)とある点に注目する。 寛治六年始テ此風聞アリケレドモサモナシ。 「もろたか、 小臣畏罪不言… 山大衆日吉神輿ヲグシマイラセテクダリケル事 先京極寺ニ下テ奉が振り大内う待賢門 『愚管抄』が示すように、嘉保二 もろつねなどは」(上一五 〈蓬・静〉 其モ下洛ハナシ。寛治ニハ為房 梶原正昭は、 長治の季仲が大衆強訴の前例 長治二年の事件において神輿 寛忠は覚忠の誤りと考えら は、 事あるごとに持ち出し 「師経」 本質にある所領争 「師経」 を 〇師高 、申·之間 ((延) 二云々。 「師光」と が良い。

内洋 畏,罪,不,敢,言,。下,情不,上"通,、此患之大,心也 罪ヲ恐レテ不'諫'云事ナレバ、各口ヲ閉給ヘリ」(巻一―七六ウ)と 文抄』をあげる。『玉函秘抄』上「大臣、重ジ禄゙不、極諫・゙、 臣、重》。禄(;)不諫(;)、少臣、恐罪(;)不言(;)事;」、各閉、口(;)給」(一 取っているとする(二七七~二七八頁)。 後漢書)」(同 小臣畏、罪不、言。 て『本朝文粋』巻二・45「今、上、封事、詔」の「対曰、大臣重、禄不、諫、 なれば、 り」(上―五一頁)。他方、〈延〉「大臣ハ禄ヲ重シテ不被申」、小臣 上―三一ウ)。〈南・屋・覚・中〉も近く、〈覚〉「大臣は禄を重じて諫 いにおいては、「非はむしろ衆徒の側にあったと思われる」ものの、『平 小臣畏」罪不」敢言」。下情不」上通|、此患之大者。 がある。 おもんじて、ものいはず。少人は罪をおそれて、いさめず』といふ事 小異があり、 家物語』の「作者の態度は衆徒側にきわめて好意的で」あり、ここで 院に意見をすることの出来ない公卿達を厳しく指弾する立場を 一郎一二六頁)、 小臣は罪に恐れて申さずと云事なれば、をの~~口をとぢ給 をのくくくちをとぢておはしけり」(1一八三頁)。 遠藤光正は、出典として『後漢書』を引く『玉函秘抄』『明 一四五頁)。さらに、「文字の同異を勘案すると、『後漢書 〈四〉も同じ。 下情不二上通一、此患之大者也」(新大系一三九頁) 『明文抄』二「帝道部下」「大臣重」禄不」極諫」、 長も 〈延〉に類似し「『大臣はろくを (闘) は 〈盛〉と同様に「大 〈同〉(引用者注) 〈後漢書〉」(二 典拠とし

特色と言えるが、 が個人名を挙げて批判される。 事、君ニ仕ル法、 前例の中で引かれる。このうち①では、〈延〉に「其時ノ現任ノ公卿 ③のみ引く。〈盛〉には①②はなく、③は続く後朱雀院の衆徒強訴 院の三不如意「鴨川の水…」と続く。対して、 加える。〈闘〉 えられる。ところで、本段の後、 あろう。〈盛〉は、「下ノ情不」通」上…」以下を新たに補うように、 による現任公卿への痛烈な批判であり(三四三頁)、読み本系諸本の ヲ鎮シ入道ノ子息重盛ナド、夙夜ノ勤労ヲツ、ミテヲハセシニ、 ニハ兼実師長ヲ始トシテ、定房隆秀ニ至ルマデ、身ヲ忘レテイサメ秦 定房・隆季(〈延〉は「隆秀」とするが誤り)・重盛(〈四〉は宗盛を の平家物語諸本に対して、改めて『本朝文粋』から引用し直したと考 よりもむしろ『本朝文粋』巻二に見える慶滋保胤の「令上封事詔」 云此ト云ヒ、 ら援用したものと考えられる」(一五頁)とする。この見解が妥当で 力ヲ尽シテ国ヲ可助,人々ニテヲハシケル上、 師高一人ニ憚テ、心ニ傾ナガラ詞ニハ諫申サレザリケル は重盛・宗盛のみ)への批判、②蕭荷の佳句、 豈夫可然哉」(七六ゥ~七七オ)とあるごとく公卿 盆 はこれをすべて削除し、 武久堅が指摘するように、 〈四・闘・延・長〉 は、 〈南・屋・覚・ 替わりにこの後山門 武威ヲ耀シテ天下 ①兼実・師長 中

## 【引用研究文献】

\* 浅香年木『古代地域史の研究―北陸の古代と中世1』(法政大学出版局一九七八・3

強訴の例を引くことに重点を置いている。

- \*遠藤光正 『源平盛衰記』に引用の漢籍の典拠(二)」(東洋研究七七、一九八六・1)
- 梶原正昭 『平家物語』 の一考察— "鹿の谷 と白山事件―」(早稲田大学学術研究一〇、一九六一・11。 『軍記文学の位相』汲古書院一九九八・

山内洋一郎『本邦類書

- 引用は後者による)
- 衣川仁「強訴考」(史林八五─五、二○○二・5。『中世寺院勢力論』吉川弘文館二○○七・11に再録。引用は後者による)
- \*小峯和明「早大図書館蔵教林文庫翻刻(六)—山王関係資料三種—」(国文学研究資料館調査研究報告一二、一九九一・3)
- 武久堅「平家物語における院政期中流貴族の位置―勧修寺為房とその子孫―」(中世文学一八、一九七三・5。『平家物語成立過程考』桜楓社

九八六・10再録。引用は後者による)

- |出口久徳「延慶本『平家物語』小考―白山中宮の神輿のルートについて―」(横井孝編『源氏から平家へ』新典社一九九八・11
- 納富常天「湛睿の唱導資料について(四)」(鶴見大学紀要三二、一九九五・3)
- 橋本正俊「中世日吉社の空間と言説」(『中世寺社の空間・テクスト・技芸』勉誠出版二〇一四・7)
- 福田晃「越前路・愛発山を越える─「気比宮本地」の精神風土─」(中世文学五五、二○一○・6。 『昔話から御伽草子へ』三弥井書店二○一五・2再録。 引用は前者による
- 牧野淳司「延慶本『平家物語』と山門の訴訟」(『唱導文学研究』第五集、三弥井書店二○○七・3)
- 水原一「平家物語解釈小見」(『中世古文学像の探求』新典社、 一九九五・5)

玉函秘抄・明文抄・管蠡抄の研究』(汲古書院二〇一二・5)